

平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震
非常災害対策本部会議（第 24 回）

議 事 次 第

日時：平成 28 年 5 月 9 日（月） 13：40～
場所：官邸 4 階大会議室

1. 開会
2. 蒲島熊本県知事 発言
3. 安倍内閣総理大臣 発言
4. 被害状況及び各省庁の対応状況について

平成28年熊本地震に係る被害状況と 復旧・復興に向けた要望

平成28年5月
熊本県

熊本地震の規模、県民への影響

- 震度6弱以上の地震が7回、うち震度7は28時間内に2回発生（観測史上初）
- 震度6弱以上の大地震に見舞われた県民は本県人口の83%に及び、少なくとも県民の10%以上が避難（阪神・淡路大震災の約2倍）
- 危険と判定された建物は1万4千棟超（阪神・淡路大震災の2倍以上）

熊本地震の規模、県全体に与える影響は、既に阪神・淡路大震災級

～今もなお余震が頻発する「終わりなき地震」であり、県民生活・経済の早期復旧の大きな足かせ～

地震・被害の規模 ※熊本地震の余震は5月8日10時現在で1,315回となっており、更に増大する可能性あり。

	震度6弱以上	余震 発災から15日間	被災市町村人口 (震度6弱以上)	最大避難者数 ※1	被災建築物 応急危険度判定 ※2
熊本地震	7回 うち震度7が2回	1,028回	約148万人 (県人口の約83%)	約18.4万人 (県人口の10.3%)	14,722棟
阪神・淡路大震災	1回	230回	約232万人 (同42%)	約31.7万人 (同5.7%)	6,476棟
新潟県中越地震	5回	680回	約38万人 (同16%)	約10.3万人 (同4.2%)	5,243棟

※1 避難者数は、指定避難所内の人数であり、避難所以外の車中泊等の人数は含まれない。

※2 応急危険度判定は現在も実施中（5月5日現在）であり確定値ではない。

被害状況

- 熊本都市圏、阿蘇地方を中心に多数の家屋倒壊や土砂災害など甚大な被害。また、電気・ガス・水道などのライフラインがストップ、県民生活に甚大な影響。
- 高速道路、幹線道路、新幹線、空港などの交通インフラ、多数の商業施設・工場等が被災。本県のみならずサプライチェーンの寸断により、全国の企業活動にも大きな支障。
- 熊本城、阿蘇神社など本県を代表する多くの文化財や、農林水産施設に甚大な被害。

○人的被害

※5月8日現在

	死者	行方不明者	重軽傷者	合計
人数	67人	1人	1,648人	1,716人

○住家・ライフライン被害等

※5月8日現在 余震の影響等により確認出来ない施設等があることから、今後、大幅に増加する可能性がある。

住家被害	水道断水	ガス不通	停電	公立学校等
65,856棟	最大39万戸	最大10万戸	最大18万戸	399か所

病院等	高齢者関係施設	保育所等	田畑	農業用施設	宿泊予約キャンセル
441か所	447か所	406か所	2,721か所	3,003か所	14.6万人

建物被害65,000棟以上
(全壊2,600棟以上)



熊本地震被害状況例 (5月8日時点)

県管理道路全面通行止最大115カ所
～物流ルートが国道3号に集中し物流停滞～



道路陥没



道路破損

文化財被害例
熊本城



県内の指定文化財等121件が被災
(国57件、県48件、市町村16件)

県内有数のアーケード街も被災



商業施設被害例
健軍商店街

【被災前写真提供】 国土地理院

俵山ルートと併せ九州の横軸となる阿蘇・大分方面の主要ルートが完全に寸断、
阿蘇地域が孤立状態に



山腹崩壊により通行不能となった国道57号、落橋した阿蘇大橋(約200m)

- 県や市町村の財政基盤は、今回の大災害に対応するには極めて脆弱。
- 激甚指定を超える国庫補助の拡充や裏負担分の交付税措置等の更なる財政支援無しには、再生に必要な予算が確保できず、熊本の復旧・復興が実現できない。
- 復旧・復興事業の確実な実施のため、特別な立法措置による中長期的な財源の担保をお願いしたい。

【更なる財政措置が必要な事業例】

激甚指定では特別な財政措置が無いもの	病院等 441か所 市町村庁舎 5庁舎 災害廃棄物処理 空港ビル
激甚指定での財政措置だけでは不足するもの	公共土木施設 多数 公立学校等 399か所 私立学校 114か所



逼迫する地方財政

宮城県の震災対応予算2兆円(年間予算額の2倍)に鑑みれば、本県の財政調整用基金106億円では対応困難。このため、十分な財源措置無しには、財政破綻し、復旧・復興事業の実施は不可能。

	H27予算額	災害救助基金	災害基金	財政調整用基金		H27予算額	災害基金	財政調整用基金
熊本県	7,538億円	0円	2億円	実質106億円	益城町	110億円	なし	11億円

通常県債残高

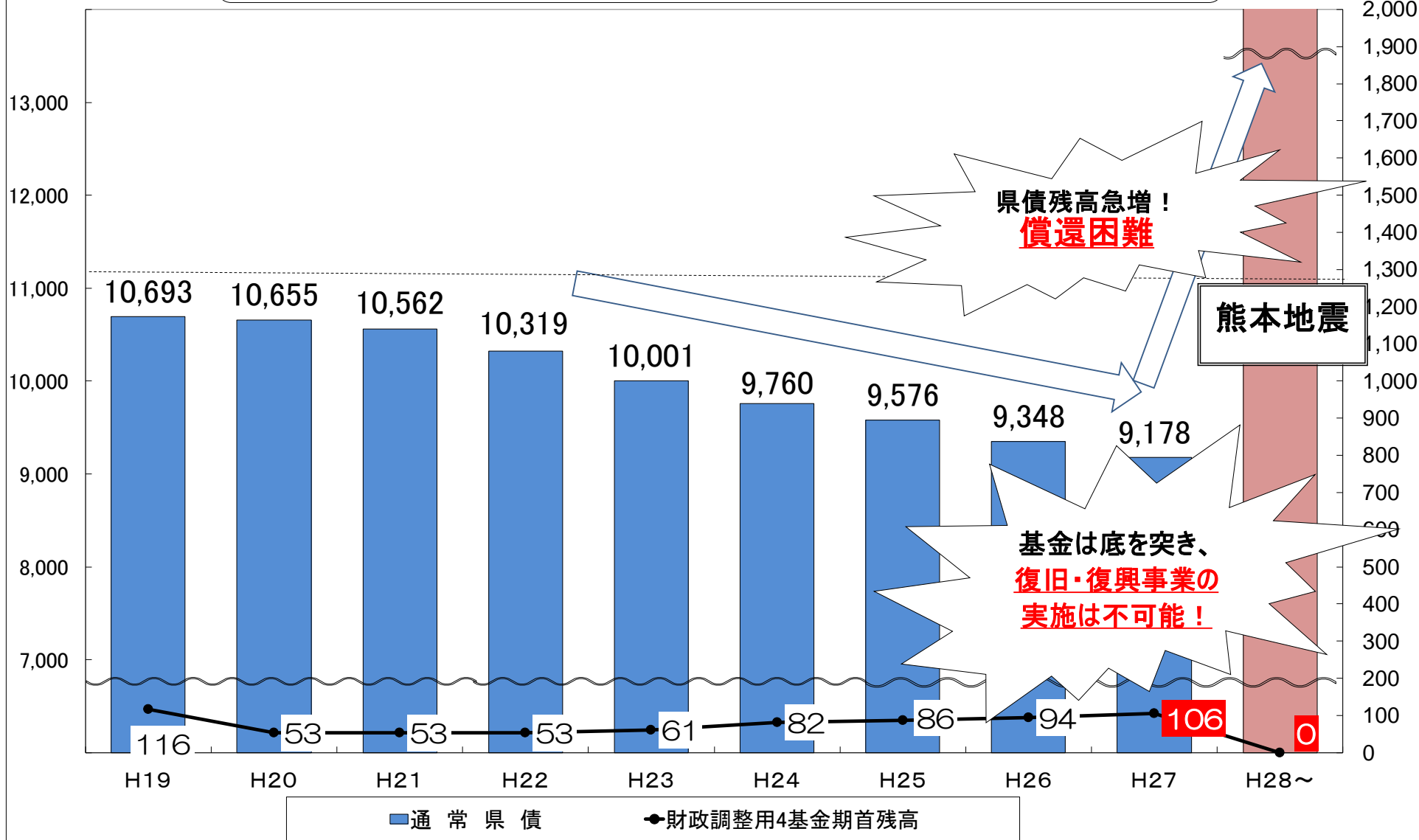
(億円)

熊本県の通常県債残高と基金残高の推移

(通常県債残高は一般会計+公債管理特別会計ベース(H26までは決算額、H27以降は見込額))

基金残高

(億円)



※通常県債残高=県債残高-臨時財政対策債(交付税の代替財源)等残高

参 考

特別立法による自治体支援のイメージ

特別な財政措置

新たな補助制度の創設・補助率の嵩上げ、さらに交付税によりすべての地方負担分を措置

補助制度の創設・嵩上げ等の例

施設等	現行	激甚指定	今回の要望
公共土木施設	7/10程度	8/10～ 9/10程度	補助率の更なる嵩上げ
公立学校	2/3		
私立学校	0	1/2	2/3以上
仮庁舎・庁舎の整備・再建	0	-	2/3
災害廃棄物処理	1/2	-	全額国庫
水道施設	1/2	2/3	8/10～9/10
医療機関	1/2	-	2/3
一般廃棄物処理施設	1/2	-	全額国庫
交通安全施設	0, 1/2	-	全額国庫
社会福祉施設	1/3～1/2	-	1/2～2/3

※併せて、地方負担分の全額交付税措置を要望

税の特例及び減収補てん

税の特例措置と歳入不足に対する減収補てん

- ・住宅・家財等滅失の場合の所得税等
- ・住宅買替え等の場合の固定資産税、不動産取得税等
- ・自動車買替えの場合の自動車取得税、自動車税等
- ・被災した事業用資産の再取得等の場合の法人税等

交付税総額の増額

震災復興特別交付税の財源として、
交付税総額を増額

※ 平成27年度の特別交付税(全国の都道府県・市町村計)は全体で約1兆円、うち災害関連は約300億円のみで、震災復旧・復興に対応する財源としては明らかに不足。

政府からのご支援

- 前震発生後の4月14日に非常災害対策本部を設置。
- 4月17日から25日の9日間で約204万食の食料を供給いただくなど、生活用品も含めてプッシュ型の救援物資支援。
- 4月25日には激甚災害の指定について閣議決定。4月28日には特定非常災害の指定について閣議決定。
- 防衛省から自衛隊員延べ486,200人、国交省TEC-FORCE延べ6,950人など各省庁からの人的・技術的支援(5/6現在)。
- 災害対策に必要な経費について、平成28年度当初予算予備費の活用や、補正予算の編成指示。



熊本地震に係る復旧・復興に関する国直轄権限代行等

- 甚大な被害を受けた国道325号阿蘇大橋、県道熊本高森線(俵山ルート)、県管理農地海岸保全施設、南阿蘇村道柘の木～立野線の復旧事業について、政令指定による国直轄権限代行により実施していただきたい。



熊本地震についての対応状況

平成28年5月9日(月) 13時40分
消防庁災害対策本部
※下線部は前回からの変更点

1 消防の活動状況

(1) 地元消防機関等の活動状況(5月9日)

【熊本県】

地元消防機関(消防団を含む)による警戒活動等を実施

(2) 緊急消防援助隊の活動

【活動状況】(※速報値)

- ① 出動期間 4月14日(木)～27日(水)計14日間
- ② 出動部隊総数 20都府県 約1,400隊
出動人員総数 約5,000名
※交替を含む派遣された部隊・人員の総数
- ③ 延べ活動部隊数 約4,300隊
延べ活動人員 約16,000名
- ④ 最大派遣時部隊数 19都府県 約570隊(ヘリ18機含む)
最大派遣時人員 約2,000名

2 消防庁の対応

(1) 熊本県、熊本市、阿蘇市、南阿蘇村に消防庁職員9名を派遣し、現地での関係機関及び地方公共団体と連携した活動を実施

(2) 熊本県から要望のあった毛布7.6万枚及び簡易トイレ2,750個について、調達搬入を実施

※ その他、指定都市市長会の協力により、毛布1.1万枚を4月17日に、毛布0.4万枚を18日に熊本県民総合運動公園(熊本市)に搬入済み

(3) 熊本県から要望のあったブルーシート1.5万枚について、4月28日までに調達搬入を実施。更に、28日に追加で要望があったブルーシート2万枚については、5月8日までに福岡県久山町の仕分け所に搬入済み

(4) 5月2日に、総務大臣及び消防庁長官が被災地を視察するとともに、熊本県庁、南阿蘇村及び益城町に赴き、熊本県知事、熊本市長、南阿蘇村長、益城町長との意見交換及び消防職員・消防団員への激励を実施

3 避難指示・避難勧告発令状況（5月8日 13:30現在発令中のもの）

- ・避難指示：2市2町（ 194世帯 452名 ）
- ・避難勧告：2市5町1村（ 4,413世帯 10,892名以上）

都道府県名	市区町村名	避難指示			避難勧告		
		対象世帯数	対象人数	指示日時	対象世帯数	対象人数	勧告日時
熊本県	熊本市				6	確認中	5月7日 16時5分
					36	90	4月20日 12時43分
					13	確認中	4月21日 3時50分
					1	確認中	4月25日 18時45分
					18	45	4月23日 14時30分
					13	確認中	5月1日 15時10分
					2	確認中	5月3日 18時42分
	宇土市	72	105	確認中			
	宇城市	12	34	調査中			
	合志市				2	3	4月23日 15時23分
	美里町				69	207	4月22日 8時00分
	大津町				6	11	4月16日 3時44分
	菊陽町				76	209	4月22日 7時00分
	南阿蘇村				2,000	4,694	4月22日 12時08分
	御船町				139	347	4月16日 22時00分
	108	308	4月24日 17時15分				
甲佐町	2	5	4月18日 18時10分				
				2,032	5,286	4月16日 16時50分	
合計(発令中)		194	452		4,413	10,892	

4 避難所の状況

【熊本県】 342箇所 13,883名（5月8日 13:30現在）

【大分県】 1箇所 4名（5月8日 13:30現在）

平成28年熊本地震への海上保安庁の対応

1. 対応勢力（5月8日）

- 船艇：5隻（のべ345隻）
住民支援対応1隻/即応待機4隻
- 航空機：1機（のべ78機）
即応待機（ヘリ1機）
- 機動救難士等：2名（のべ120名）
即応待機

2. 対応状況（5月8日）

- 港での住民支援（熊本港）
巡視船1隻により、給水、入浴提供、携帯電話充電等の住民支援を実施
給水量 約0.5トン（累計 約213トン）
入浴者数39名（累計 6,217名）
- 避難所等への生活物資支援
累計 食料 約2.3万食分、飲料水 約1.3万リットル
- 緊急医療支援
累計 19名

★ 港での住民支援

- 期間：4/16～5/8
- 内容：給水量 約213トン
入浴者 6,217名 (ほか)



1隻が対応中

対応勢力 (のべ)

- 巡視船艇：345隻
- 航空機：78機
- 機動救難士等：120名



▲ 緊急医療支援

- 期間：4/16～5/8
- 内容：搬送人数19名



○ 避難所等への生活物資支援

- 期間：4/17～5/8
- 内容：食料 約2.3万食
飲料水 約1.3万リットル (ほか)



<p>災害派遣要請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4月14日(22時40分) 熊本県知事から災害派遣要請 ○ 4月16日(02時36分) 大分県知事から災害派遣要請 → 4月28日(10時24分) 撤収要請 	<p>防衛省等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統合任務部隊の編成(4月16日) ○ 即応予備自の招集(4月17日) ○ 省災害対策本部会議 #1(4月14日)～#22(4月30日) 	<p>活動の態勢</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人員:約2.1万人 ○ 航空機:75→75機 (内、ヘリ61→61機) ○ 艦艇:12隻
<p>現地ニーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ インフラの遮断による給水及び給食、入浴支援等、被災者からの生活支援ニーズ(物資補給、入浴支援等) → 特に益城町、南阿蘇村、西原村、阿蘇市等 ○ エコノミークラス症候群対策 → 益城町に対し6人用天幕×20張の貸与(展張支援:5月5日) ※ 5月8日現在、17張利用 				
<p>運用構想</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4月28日以降、西部方面隊以外の部隊を逐次帰隊 (帰隊した部隊は、今後事態が急変した場合にも再び増援できる態勢を維持) ○ 4月23日から、民間船舶「はくおう」を被災者の休養施設として利用開始 ○ 被害が甚大な地区(南阿蘇村、益城町等)を中心に、組織的に災害派遣活動(生活支援等)を実施 ○ 避難所生活の長期化を見据え、被災者のニーズに柔軟に対応し、各種支援を実施 → 支援ニーズの減少を踏まえつつ、きめ細やかな支援が実施できるよう、支援箇所の見直し・統合を実施中 ○ 降雨、余震による二次災害(土砂崩れ等)に警戒が必要(特に、南阿蘇村) 				
<p>人命救助実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人命救助・行方不明者搜索【累計:16名】(5月1日、県は行方不明者搜索の一旦終了を決定) ○ 病院等の患者の輸送【累計:512名】 ○ 被災者の安全確保のための人員輸送【累計:727名】 ○ DMAT輸送【累計:94名】 <div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 修正・追加事項は赤字表記 強調事項は青字表記</p> </div>				

継続

- 物資輸送(15→2か所)【累計:毛布 42,348枚、日用品 52,987箱、食料品 1,755,252食、飲料水 1,003,008本】
5月8日分、毛布 100枚、日用品 1,007箱、食料品 0食、飲料水 11,928本(菊陽町、南阿蘇村)

※ 熊本市における物資輸送は、5月5日をもって終了し民間に移管

- 給食支援(14→14か所)【累計:903,898食】
5月8日分、3,887食(熊本市、宇城市、嘉島町、南阿蘇村、西原村)
- 給水支援(18→11か所)【累計:10,874.4t】
5月8日分、22.9t(阿蘇市、宇城市、益城町、南阿蘇村)
- 入浴支援(20→15か所)【累計:111,838名】
5月8日分、3,934名(熊本市、阿蘇市、益城町、大津町、嘉島町、菊陽町、御船町、南阿蘇村、西原村)
- 医療支援(2→2か所)【累計:2,323名】:5月8日分、23名(益城町、嘉島町)

凡例:○ △△支援等
(前々日実施箇所合計→前日実施箇所合計)
【累計:□□】

- 民間船舶「はくおう」の被災者の休養施設としての利用【累計:1515名(うち63名インターネット申込)】
第1回～第7回実施(八代市、益城町、嘉島町、西原村、南阿蘇村、御船町 等)
第8回 5月8～9日:宇城市、宇土市(142名(うち5名インターネット申込))
第9回 5月10～11日:嘉島町、益城町、西原村(予定)

終了

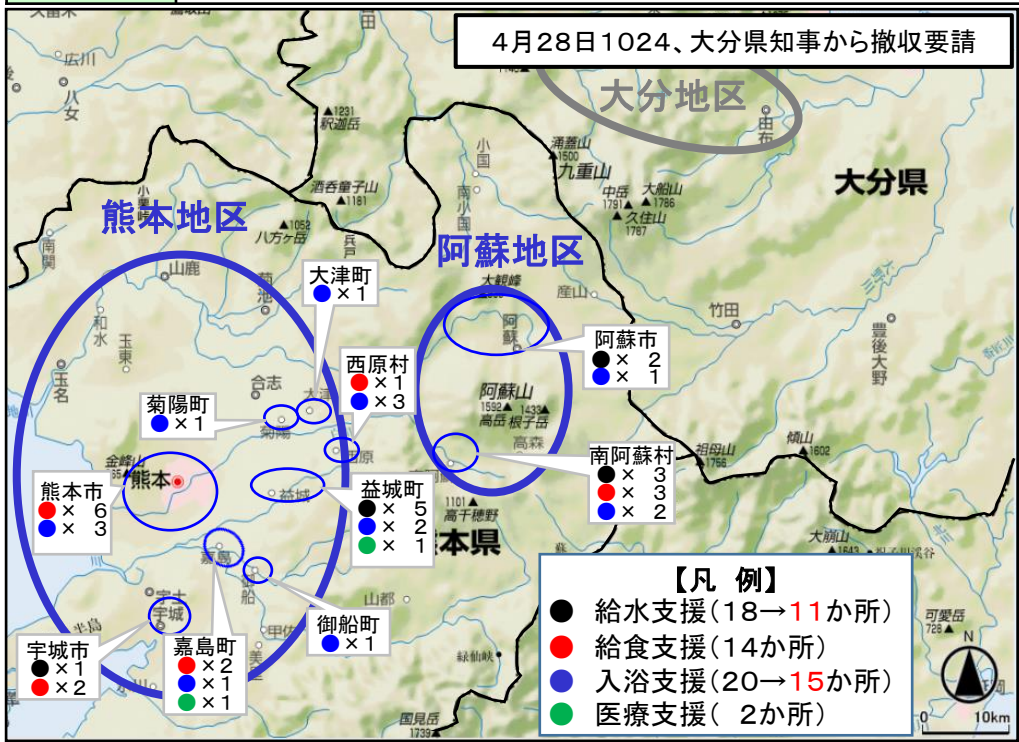
- 天幕支援(0か所)【累計:32張】(実績:阿蘇市、益城町、南阿蘇村、由布市)
- 米軍輸送機による輸送支援(4月18日～23日):UC-35×1機、C-130×延べ4機、MV-22オスプレイ×延べ12機により自衛隊員22名、車両8両、生活支援物資計約36tを輸送
- 道路の啓開(瓦礫除去)(4月18日～27日)【累計:約15.9km】
- 即応予備自衛官(約160名)による生活支援活動等(4月23日～5月2日)
・給水支援【累計:約40t】・給食支援【累計:約5,700食】・入浴支援【累計:約1,700名】
・衛生支援【累計:約300名】・物資輸送【累計:食料品約116,000食等】
上記のほか、避難所等における被災者のニーズの確認、車両の整備に係る支援業務等を実施
- 感染症対策チームによる環境評価支援等(4月24日～29日):看護師及び臨床検査技師による避難所での環境評価支援及び感染管理物資(手指消毒剤、手袋等)の配給を実施
- 瓦礫等(熊本市)の搬出(4月27日～5月3日)【累計:30個地域、トラック164台分】
- エコノミークラス症候群対策:天幕×20張の展張支援(5月5日)(益城町)

※ 修正・追加事項は赤字表記
強調事項は青字表記

生活支援実績

平成28年熊本地震における自衛隊の活動予定(5月9日(月))

運用 構想	自衛隊は、 約2.1万人態勢 で災害派遣活動(生活支援等)を実施。この際、関係省庁、各自治体等と密接に連携し、被災者のニーズに的確かつ柔軟に対応する。	
活動 概要	人命 救助	行方不明者の大規模捜索を実施したが、発見に至らず。二次災害の危険性が極めて大きいため、5月1日、県は行方不明者捜索の一旦終了を決定
生活 支援	生活 支援	避難生活の長期化を見据え、変化する自治体のニーズに基づき、各種支援を実施 ○ 「はくおう」を、宿泊、食事及び入浴のサービスを提供する休養施設として利用 (5月8日～9日: 宇城市及び宇土市) ○ エコノミークラス症候群対策として、テクノロジーサーパーク(益城町)において、自衛隊の 6人用天幕×20張の貸与 を実施(益城町が天幕の運営・管理を実施 (運営期間:5月7日～31日) ※5月8日現在、17張利用)
その他	派遣期間の長期化にも対応しうるよう 西部方面隊以外の部隊の帰隊を実施 (帰隊した部隊は、今後事態が急変した場合にも再び増援できる態勢を維持)	



地域等	部隊
陸災部隊 阿蘇地区	第2師団(北海道旭川市) 第7師団(北海道千歳市) 第5旅団(北海道帯広市) 第11旅団(北海道札幌市) 第12旅団(群馬県榛東村) 第13旅団(広島県海田町) 等
陸災部隊 熊本地区	第3師団(兵庫県伊丹市) 第4師団(福岡県福岡市) 第6師団(山形県東根市) 第8師団(熊本県熊本市) 第5施設団(福岡県小郡市) 西部方面衛生隊(熊本県熊本市) 等
海災部隊	しもきた、おおすみ、ひゅうが 等
空災部隊	西部航空警戒管制団(福岡県春日市) 等

<p>災害派遣要請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4月14日(22時40分) 熊本県知事から災害派遣要請 ○ 4月16日(02時36分) 大分県知事から災害派遣要請 → 4月28日(10時24分) 撤収要請 	<p>防衛省等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統合任務部隊の編成(4月16日) ○ 即応予備自の招集(4月17日) ○ 省災害対策本部会議 #1(4月14日)～#22(4月30日) 	<p>活動の態勢</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人員:約2.1万人 ○ 航空機:75→75機 (内、ヘリ61→61機) ○ 艦艇:12隻
<p>現地ニーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ インフラの遮断による給水及び給食、入浴支援等、被災者からの生活支援ニーズ(物資補給、入浴支援等) → 特に益城町、南阿蘇村、西原村、阿蘇市等 ○ エコノミークラス症候群対策 → 益城町に対し6人用天幕×20の貸与(展張支援:5月5日) 				
<p>運用構想</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4月28日以降、西部方面隊以外の部隊を逐次帰隊 (帰隊した部隊は、今後事態が急変した場合にも再び増援できる態勢を維持) ○ 4月23日から、民間船舶「はくおう」を被災者の休養施設として利用開始 ○ 被害が甚大な地区(南阿蘇村、益城町等)を中心に、組織的に災害派遣活動(生活支援等)を実施 ○ 避難所生活の長期化を見据え、被災者のニーズに柔軟に対応し、各種支援を実施(支援物資輸送:プル型) ○ 降雨、余震による二次災害(土砂崩れ等)に警戒が必要(特に、南阿蘇村) 				
<p>人命救助実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人命救助・行方不明者捜索【累計:16名】(5月1日、県は行方不明者捜索の一旦終了を決定) ○ 病院等の患者の輸送【累計:512名】 ○ 被災者の安全確保のための人員輸送【累計:727名】 ○ DMAT輸送【累計:94名】 <div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 修正・追加事項は赤字表記 強調事項は青字表記</p> </div>				

継続

○ 物資輸送(16→15か所)【累計:毛布 42,248枚、日用品 51,980箱、食料品 1,755,252食、飲料水 991,080本】
5月7日分、毛布 0枚、日用品 648箱、食料品 5,501食、飲料水 32,212本(阿蘇市、大津町、南阿蘇村)

※ 熊本市における物資輸送は、5月5日をもって終了し民間に移管

○ 給食支援(18→14か所)【累計:900,011食】

5月7日分、4,660食(熊本市、宇城市、益城町、嘉島町、南阿蘇村、西原村)

○ 給水支援(25→18か所)【累計:10,851.5t】

5月7日分、66.0t(阿蘇市、宇城市、益城町、南阿蘇村)

○ 入浴支援(20→20か所)【累計:107,904名】

5月7日分、4,896名(熊本市、阿蘇市、益城町、大津町、嘉島町、菊陽町、甲佐町、御船町、南阿蘇村、西原村)

○ 医療支援(3→2か所)【累計:2,300名】:5月7日分、24名(益城町、嘉島町)

凡例:○ △△支援等
(前々日実施箇所合計→前日実施箇所合計)
【累計:□□】

○ 民間船舶「はくおう」の被災者の休養施設としての利用【累計:1,373名(うち58名インターネット申込)】

第1回～第7回実施(八代市、益城町、嘉島町、西原村、南阿蘇村、御船町 等)

第8回 5月8～9日:宇城市、宇土市(予定)

生活支援実績

終了

○ 天幕支援(0か所)【累計:32張】(実績:阿蘇市、益城町、南阿蘇村、由布市)

○ 米軍輸送機による輸送支援(4月18日～23日):UC-35×1機、C-130×延べ4機、MV-22オスプレイ×延べ12機により自衛隊員22名、車両8両、生活支援物資計約36tを輸送

○ 道路の啓開(瓦礫除去)(4月18日～27日)【累計:約15.9km】

○ 即応予備自衛官(約160名)による生活支援活動等(4月23日～5月2日)

・給水支援【累計:約40t】・給食支援【累計:約5,700食】・入浴支援【累計:約1,700名】

・衛生支援【累計:約300名】・物資輸送【累計:食料品約116,000食等】

上記のほか、避難所等における被災者のニーズの確認、車両の整備に係る支援業務等を実施

○ 感染症対策チームによる環境評価支援等(4月24日～29日):看護師及び臨床検査技師による避難所での環境評価支援及び感染管理物資(手指消毒剤、手袋等)の配給を実施

○ 瓦礫等(熊本市)の搬出(4月27日～5月3日)【累計:30個地域、トラック164台分】

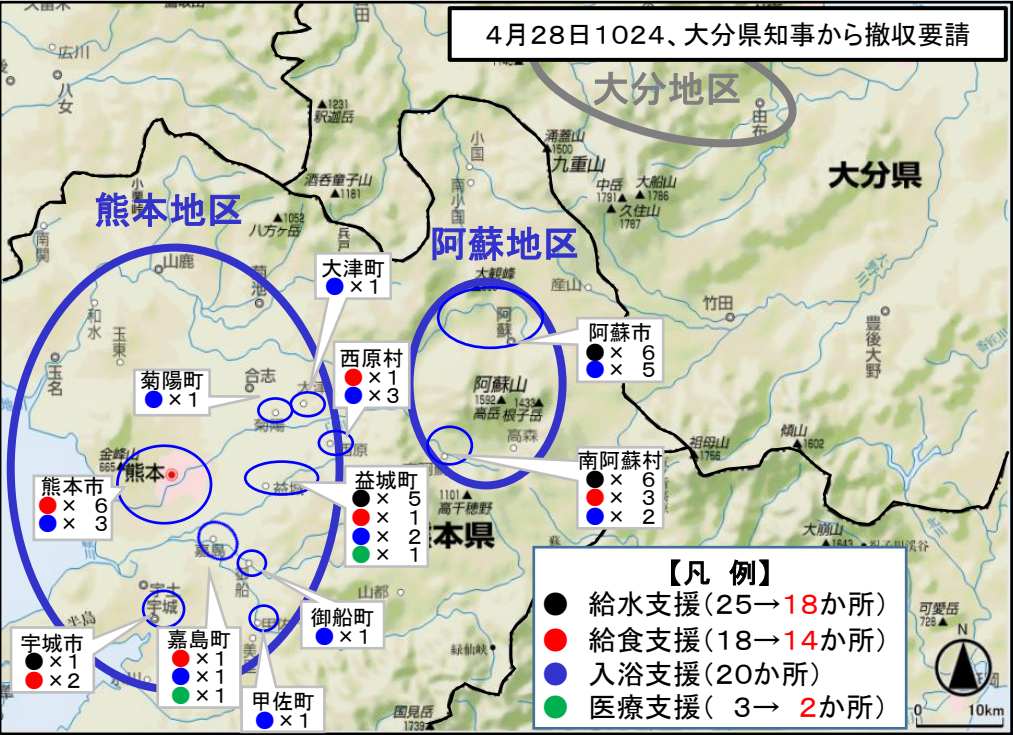
○ エコノミークラス症候群対策:天幕×20の展張支援(5月5日)(益城町)

※ 修正・追加事項は赤字表記
強調事項は青字表記

平成28年熊本地震における自衛隊の活動予定(5月8日(日))

運用構想 自衛隊は、約2.1万人態勢で災害派遣活動(生活支援等)を実施。この際、関係省庁、各自治体等と密接に連携し、被災者のニーズに的確かつ柔軟に対応する。

活動概要	人命救助	行方不明者の大規模捜索を実施したが、発見に至らず。二次災害の危険性が極めて大きいため、5月1日、県は行方不明者捜索の一旦終了を決定
	生活支援	避難生活の長期化を見据え、変化する自治体のニーズに基づき、各種支援を実施 ○ 「はくおう」を、宿泊、食事及び入浴のサービスを提供する休養施設として利用 (5月8日～9日: 宇城市及び宇土市) ○ エコノミークラス症候群対策として、テクノリサーチパーク(益城町)において、自衛隊の6人用天幕×20張の貸与を実施(益城町が天幕の運営・管理を実施(運営期間: 5月7日～31日))
その他	派遣期間の長期化にも対応しうるよう西部方面隊以外の部隊の帰隊を実施(帰隊した部隊は、今後事態が急変した場合にも再び増援できる態勢を維持)	



地域等	部隊
陸災部隊	阿蘇地区 第2師団(北海道旭川市) 第7師団(北海道千歳市) 第5旅団(北海道帯広市) 第11旅団(北海道札幌市) 第12旅団(群馬県榛東村) 第13旅団(広島県海田町) 等
	熊本地区 第3師団(兵庫県伊丹市) 第4師団(福岡県福岡市) 第6師団(山形県東根市) 第8師団(熊本県熊本市) 第5施設団(福岡県小郡市) 西部方面衛生隊(熊本県熊本市) 等
海災部隊	しもきた、おおすみ、ひゅうが 等
空災部隊	西部航空警戒管制団(福岡県春日市) 等

<p>災害派遣要請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4月14日(22時40分) 熊本県知事から災害派遣要請 ○ 4月16日(02時36分) 大分県知事から災害派遣要請 → 4月28日(10時24分) 撤収要請 	<p>防衛省等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統合任務部隊の編成(4月16日) ○ 即応予備自の招集(4月17日) ○ 省災害対策本部会議 #1(4月14日)～#22(4月30日) 	<p>活動の態勢</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人員:約2.1万人 ○ 航空機:75→75機 (内、ヘリ61→61機) ○ 艦艇:12隻
<p>現地ニーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ インフラの遮断による給水及び給食、入浴支援等、被災者からの生活支援ニーズ(物資補給、入浴支援等) → 特に益城町、南阿蘇村、西原村、阿蘇市等 ○ エコノミークラス症候群対策 → 益城町に対し6人用天幕×20の貸与(展張支援:5月5日) 				
<p>運用構想</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4月28日以降、西部方面隊以外の部隊を逐次帰隊 (帰隊した部隊は、今後事態が急変した場合にも再び増援できる態勢を維持) ○ 4月23日から、民間船舶「はくおう」を被災者の休養施設として利用開始 ○ 被害が甚大な地区(南阿蘇村、益城町等)を中心に、組織的に災害派遣活動(生活支援等)を実施 ○ 避難所生活の長期化を見据え、被災者のニーズに柔軟に対応し、各種支援を実施(支援物資輸送:プル型) ○ 降雨、余震による二次災害(土砂崩れ等)に警戒が必要(特に、南阿蘇村) 				
<p>人命救助実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人命救助・行方不明者捜索【累計:16名】(5月1日、県は行方不明者捜索の一旦終了を決定) ○ 病院等の患者の輸送【累計:512名】 ○ 被災者の安全確保のための人員輸送【累計:727名】 ○ DMAT輸送【累計:94名】 <div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 修正・追加事項は赤字表記 強調事項は青字表記</p> </div>				

継
続

- 物資輸送(106→16か所)【累計:毛布 42,248枚、日用品 51,332箱、食料品 1,749,751食、飲料水 958,868本】
5月6日分、毛布 476枚、日用品 183箱、食料品 47,155食、飲料水 15,912本(阿蘇市、菊陽町、大津町、南阿蘇村)
※ 熊本市における物資輸送は、5月5日をもって終了し民間に移管
- 給食支援(22→18か所)【累計:895,351食】
5月6日分、5,896食(熊本市、宇城市、益城町、嘉島町、菊陽町、南阿蘇村、西原村)
- 給水支援(28→25か所)【累計:10,785.5t】
5月6日分、73.8t(阿蘇市、宇城市、益城町、南阿蘇村)
- 入浴支援(22→20か所)【累計:103,008名】
5月6日分、4,325名(熊本市、阿蘇市、益城町、大津町、嘉島町、菊陽町、甲佐町、御船町、南阿蘇村、西原村)
- 医療支援(2→3か所)【累計:2,276名】:5月6日分、30名(熊本市、益城町、嘉島町)

凡例:○ △△支援等
(前々日実施箇所合計→前日実施箇所合計)
【累計:□□】

※ 修正・追加事項は赤字表記
強調事項は青字表記

○ 民間船舶「はくおう」の被災者の休養施設としての利用【累計:1373名】

- ① 4月23～24日:八代市(174名) ② 4月25～26日:八代市(200名) ③ 4月27～28日:益城町(218名)
- ④ 4月29～30日:益城町・嘉島町(159名) ⑤ 5月1～2日:西原村等(195名(うち10名はインターネット申込))
- ⑥ 5月3～5日:南阿蘇村等(250名(うち20名はインターネット申込))(5月3～4日の宿泊者116名を含む。)
- ⑦ 5月6～7日:御船町等(177名(うち28名はインターネット申込)) ⑧ 5月8～9日:宇城市、宇土市(予定)

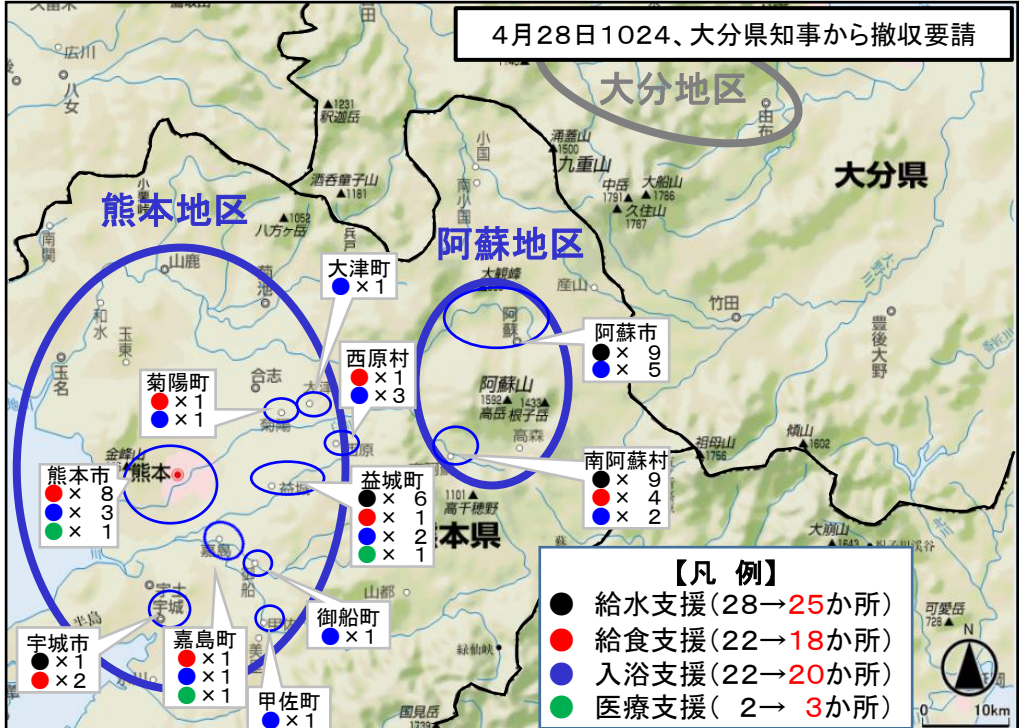
終
了

- 天幕支援(0か所)【累計:32張】(実績:阿蘇市、益城町、南阿蘇村、由布市)
- 米軍輸送機による輸送支援(4月18日～23日):UC-35×1機、C-130×延べ4機、MV-22オスプレイ×延べ12機により自衛隊員22名、車両8両、生活支援物資計約36tを輸送
- 道路の啓開(瓦礫除去)(4月18日～27日)【累計:約15.9km】
- 即応予備自衛官(約160名)による生活支援活動等(4月23日～5月2日)
・給水支援【累計:約40t】・給食支援【累計:約5,700食】・入浴支援【累計:約1,700名】
・衛生支援【累計:約300名】・物資輸送【累計:食料品約116,000食等】
上記のほか、避難所等における被災者のニーズの確認、車両の整備に係る支援業務等を実施
- 感染症対策チームによる環境評価支援等(4月24日～29日):看護師及び臨床検査技師による避難所での環境評価支援及び感染管理物資(手指消毒剤、手袋等)の配給を実施
- 瓦礫等(熊本市)の搬出(4月27日～5月3日)【累計:30個地域、トラック164台分】
- エコノミークラス症候群対策:天幕×20の展張支援(5月5日)(益城町)

生活支援実績

平成28年熊本地震における自衛隊の活動予定(5月7日(土))

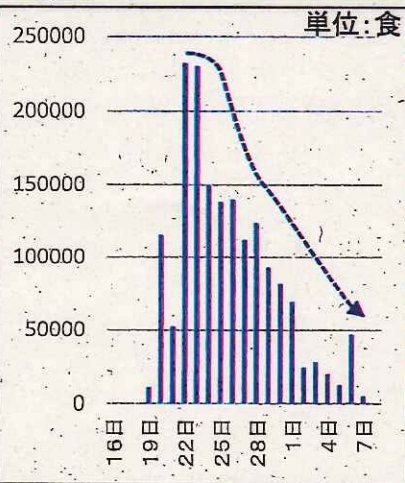
運用 構想	自衛隊は、 約2.1万人態勢 で災害派遣活動(生活支援等)を実施。この際、関係省庁、各自治体等と密接に連携し、被災者のニーズに的確かつ柔軟に対応する。	
活動 概要	人命 救助	行方不明者の大規模捜索を実施したが、発見に至らず。二次災害の危険性が極めて大きいため、5月1日、県は行方不明者捜索の一旦終了を決定
活動 概要	生活 支援	避難生活の長期化を見据え、変化する自治体のニーズに基づき、各種支援を実施 ○ 「はくおう」を、宿泊、食事及び入浴のサービスを提供する休養施設として利用 (5月6日～7日： 御船町) ○ エコノミークラス症候群対策として、テクノロジーサーチパーク(益城町)において、自衛隊の 6人用天幕×20張の貸与 を実施(本日(7日)から、益城町が天幕の運営・管理を実施(運営期間： 5月7日～31日))
その他	派遣期間の長期化にも対応しうるよう 西部方面隊以外の部隊の帰隊を実施 (帰隊した部隊は、今後事態が急変した場合にも再び増援できる態勢を維持)	



地域等	部隊
陸災部隊 阿蘇地区	第2師団(北海道旭川市) 第7師団(北海道千歳市) 第5旅団(北海道帯広市) 第11旅団(北海道札幌市) 第12旅団(群馬県榛東村) 第13旅団(広島県海田町) 等
陸災部隊 熊本地区	第3師団(兵庫県伊丹市) 第4師団(福岡県福岡市) 第6師団(山形県東根市) 第8師団(熊本県熊本市) 第5施設団(福岡県小郡市) 西部方面衛生隊(熊本県熊本市) 等
海災部隊	しもきた、おおすみ、ひゅうが 等
空災部隊	西部航空警戒管制団(福岡県春日市) 等

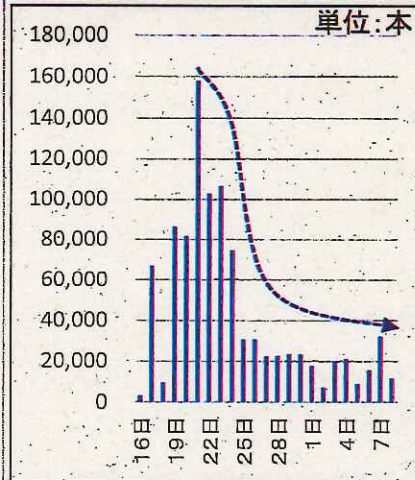
生活支援実績の推移

物資輸送(食料)



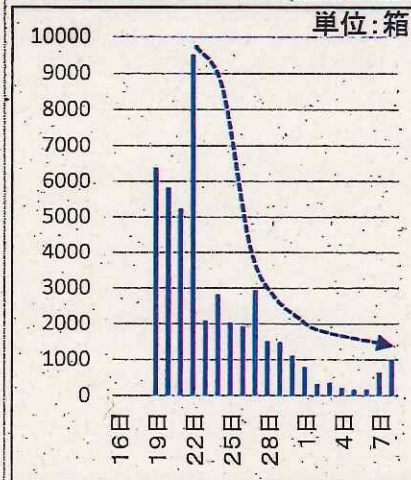
約1/42に減少

物資輸送(飲料水)



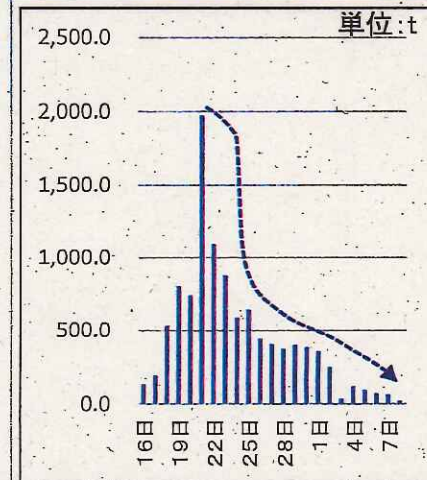
約1/13に減少

物資輸送(日用品)



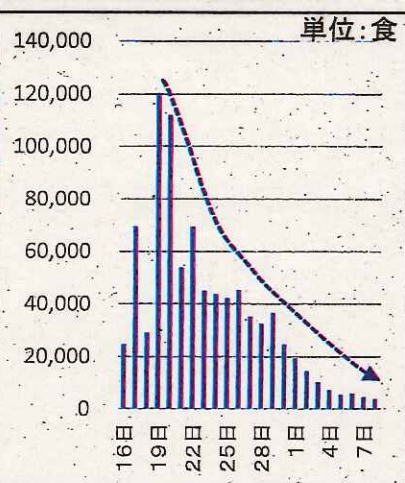
約1/9に減少

給水支援



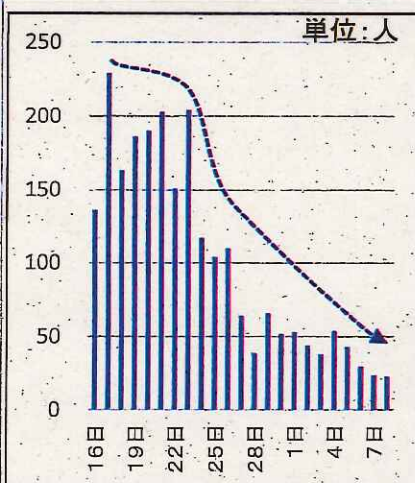
一部の地域を残し復旧

給食支援



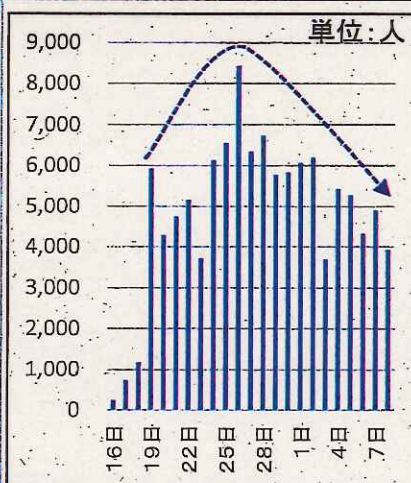
約1/30に減少

医療支援



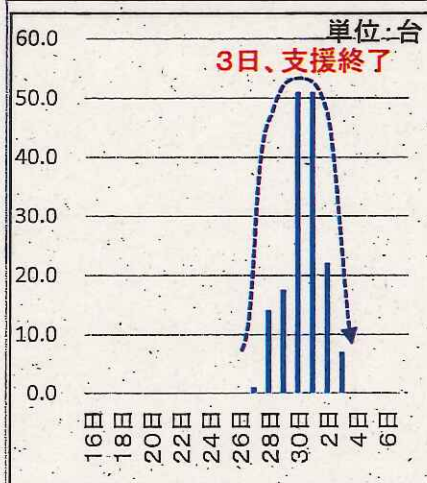
約1/10に減少

入浴支援



約1/2に減少

瓦礫等の搬出



3日、終了について合意

平成 28 年熊本地震による被害状況等について（第 53 報）

I-1 被災自治体への職員派遣等の概要

職員派遣の状況

(1) 対応システム

①熊本県及び市町村（熊本市除く 13 市町村）への派遣

「九州・山口 9 県災害時応援協定」に基づき実施中

- ・熊本県庁内に九州知事会のリエゾンを派遣（4 月 14 日より派遣）
- ・県庁において、県・市町村（熊本市を除く）の職員派遣要望のニーズを把握し、リエゾンと調整
- ・当番県（大分県）がニーズを踏まえ、マッチング
- ・担当県を割り振り、対口支援

宇土市……長崎県（4 月 18 日より派遣）

沖縄県（4 月 23 日より派遣）

宇城市……鹿児島県（4 月 20 日より派遣）

阿蘇市……宮崎県（4 月 19 日より派遣）

長崎県（4 月 19 日より派遣）

西原村……佐賀県（4 月 19 日より派遣）

南阿蘇村……大分県（4 月 19 日より派遣）

全国知事会（4 月 21 日より派遣）

御船町……山口県（4 月 18 日より派遣）

嘉島町……静岡県（4 月 19 日より派遣）

福島県（4 月 19 日より派遣）

益城町……福岡県（4 月 19 日より派遣）

関西広域連合（4 月 19 日より派遣）

菊池市……長崎県（4 月 21 日より派遣）

菊陽町……福岡県（4 月 21 日より派遣）

関西広域連合（4 月 21 日より派遣）

甲佐町……鹿児島県（4 月 20 日より派遣）

山都町……宮崎県（4 月 22 日より派遣）、5 月 1 日で派遣終了

大津町……関西広域連合（4 月 21 日より派遣）

②熊本市への派遣

「21大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき実施中

- ・熊本市役所内に指定都市市長会のリエゾンを派遣（4月16日より派遣）
- ・熊本市のニーズをリエゾンが把握・調整の上、指定都市市長会に伝達
- ・指定都市市長会で各指定都市と派遣について調整

③全国スキームによる対応

①及び②による対応が困難な場合、全国知事会、全国市長会、全国町村会と協力して、必要な職員派遣を確保

【地方団体間の人的支援の状況（平成28年5月8日17:00現在）】

【単位：人】

派遣先	5月8日に被災自治体で活動した職員				5月9日に被災自治体で活動している職員		備考 (追加予定等)	
	避難所運営	行政窓口	その他	罹災証明事務	派遣元自治体内訳			
熊本県	47	47			45	福岡県(8)、佐賀県(9)、長崎県(1)、大分県(2) 宮崎県(1)、鹿児島県(6)、沖縄県(1) 山口県(5)、福島県(1)、関西広域連合(2)※1 全国知事会(9)※2		
くまもとし 熊本市	624	390		22 (水道)	212	599	福岡市(38)、北九州市(14)、東京都(40) 広島市(15)、名古屋市(54)、川崎市(40) さいたま市(31)、大阪市(48)、横浜市(48) 札幌市(47)、堺市(23)、浜松市(27)、新潟市(30) 神戸市(14)、相模原市(26)、千葉市(13) 京都市(12)、静岡市(37)、仙台市(30) 岡山市(8)、全国市長会(4)※3	・罹災証明事務のための派遣を 順次実施 (詳細次々頁を参考) ・避難所集約のため、5月9日より 体制を見直し
うとし 宇土市	66	25	3	18 (建築・ 土木等)	20	66	長崎県(26)、長崎県内市(10)※4、沖縄県(23)、 全国市長会(7)※5	
うまし 宇城市	48	15		1	32	31	鹿児島県(8) 鹿児島県内市(23)※6	
あそし 阿蘇市	36	11		10	15	23	宮崎県(17)、熊本県(6)	・5月10日より宮崎県が5名、宮 崎県内市町村が10名を派遣予定 (被災者総合窓口要員) ・避難所の体制は縮小
にしはらむら 西原村	55	31			24	62	佐賀県(38)、佐賀県内市町(24)※7	
みなみあそむら 南阿蘇村	127	95		14	18	132	大分県(27)、大分県内市町(10)※10 島根県(5)、岡山県(5)、新潟県(4)、東京都(3) 広島県(5)、愛知県(5)、岐阜県(5)、三重県(5) 石川県(5)、長野県(5)、富山県(5)、千葉県(4)、 全国市長会(25)※9、全国町村会(8)※10	
みふねまち 御船町	56	14	12	12	18	71	山口県(22)、山口県内市(27)※11 全国知事会(4)※12、全国市長会(8)※13 全国町村会(10)※10	
かしままち 嘉島町	33	7		6	20	33	福島県(5)、福島県内市(2)※15、静岡県(2) 静岡県内市町(18)※16、全国町村会(6)※14	
ましきまち 益城町	249	134		21	94	244	福岡県(40)、福岡県内市町(17)※18 熊本県(39)、関西広域連合(9)※22 東京都(5)、東京都内市(25)※20、全国知事会 (27)※21	・罹災証明事務のため福岡県内 市町村が順次3名を派遣予定 ・5月10日より全国知事会が3名 を派遣予定 ・5月10日より福岡県が4名を派 遣予定
きくちし 菊池市	18	15		3		27	長崎県(14)、長崎県内市(13)※22	
きくようまち 菊陽町	17	4		2	11	17	福岡県(9)、福岡県内市(4)※23 関西広域連合(4)※24	
こうさまち 甲佐町	31	12	5	2	12	44	鹿児島県(15)、鹿児島県内市(10)※25、 熊本県(6)、全国知事会(13)※26	・罹災証明事務等のため5月23 日より全国知事会が4名を派遣 予定
おおづまち 大津町	13	3		7	3	13	熊本県(2)、関西広域連合(11)※27	
合計	1,420			(479)	1,407		(罹災証明事務517名)	

○ これは速報であり、数値等は今後変わることがある。

○ これは広域連携スキームによるもので、各府省が調整して派遣する職員等は含まない。

※1 京都府1、奈良県1

※2 全国知事会職員2、東京都2、新潟県3、京都府2

※3 長岡市4

※4 長崎市8、諫早市2

※5 三条市1、輪島市2、見附市2、日立市2

※6 鹿児島市3、阿久根市2、薩摩川内市2、出水市2、いちき串木野市2、南さつま市2、
鹿屋市2、霧島市2、垂水市2、日置市2、曾於市2

※7 佐賀市6、唐津市5、鳥栖市2、小城市1、多久市2、伊万里市1、鹿島市1、吉野ヶ里町1、
上峰町1、みやき町1、基山町1、江北町1、有田町1

※8 大分市4、杵築市1、国東市1、佐伯市2、中津市1、玖珠町1

- ※9 高崎市3、戸田市1、燕市2、村上市2、糸魚川市3、福知山市2、登別市1、花巻市2、
気仙沼市3、宇都宮市2、舞鶴市2、府中市（広島県）2
- ※10 鬼北町2、久万高原町2、松前町（愛媛県）2、紀宝町2
- ※11 光市2、周南市5、防府市3、山口市2、宇部市2、萩市2、山陽小野田市2、柳井市2、
下関市5、周防大島町2
- ※12 埼玉県1、狭山市3
- ※13 豊田市2、横手市2、金沢市2、津山市2
- ※14 茂木町2、多可町2、瑞穂町（東京都）1、日の出町1、檜原村1、奥多摩町1、
大島町（東京都）1、八丈町1
- ※15 福島市2
- ※16 三島市1、島田市1、富士市1、磐田市2、焼津市1、藤枝市1、御殿場市2、袋井市1、
下田市1、御前崎市1、伊豆の国市1、牧之原市2、南伊豆町1、清水町1、小山町1
- ※17 奥多摩町2、檜原村1、日の出町1、大島町（東京都）1、八丈町1
- ※18 大牟田市2、北九州市2、筑紫野市2、春日市2、水巻町3、糸島市2、筑後市2、筑前町1、
東峰村1
- ※19 滋賀県8、京都府10、兵庫県14、奈良県3、和歌山県11、鳥取県9、徳島県10、
加古川市2、加東市2、猪名川町2、亀岡市2、海南市1、御坊市1、川西市2、丹波市4、
豊岡市2、東近江市2、奈良市2、生駒市1、倉吉市1、徳島市2
- ※20 八王子市3、立川市2、武蔵野市1、三鷹市1、青梅市2、府中市1、昭島市1、町田市3、
日野市2、国分寺市1、国立市1、福生市1、東大和市1、武蔵村山市1、多摩市1、稲城市1、
羽村市1、あきる野市1
- ※21 栃木県6、山梨県6、茨城県3、埼玉県3、神奈川県3、群馬県3、千葉県3
- ※22 大村市2、平戸市1、対馬市2、西海市1、雲仙市2、南島原市2、時津町1、東彼杵町1、
波佐見町1
- ※23 みやま市2、八女市2
- ※24 奈良県4
- ※25 枕崎市2、始良市2、伊佐市2、指宿市2、南九州市2
- ※26 香川県4、愛媛県4、高知県5
- ※27 大阪府10、東大阪市1
- ※28 水道の被害状況に係る復旧工事に従事する技術職員等の派遣については、厚生労働省の被害状況
報告を参照

【熊本市への派遣状況】

5月10日 251名（札幌市13、仙台市13、さいたま市3、千葉市6、川崎市12、
横浜市14、相模原市10、新潟市16、静岡市11、浜松市11、
名古屋市15、大阪市13、堺市7、神戸市14、岡山市8、広島市13、
北九州市14、福岡市28、東京都30）
・
・

5月19日 257名（札幌市13、仙台市13、さいたま市3、千葉市6、川崎市12、
横浜市14、相模原市10、新潟市16、静岡市8、浜松市11、
名古屋市15、大阪市13、堺市7、神戸市14、岡山市8、広島市13、
北九州市11、福岡市28、東京都30、京都市12）

※派遣数については変動の可能性あり。

<参考>

派遣要請内容

期間	罹災証明に係る受付業務等	建物被害認定調査	計
～5月8日	90人	100人	190人
5月9日～5月20日	90人	160人	250人
5月21日～5月24日		160人	160人

I-2 被災自治体庁舎等の状況

○ 熊本県内の次の市町村において、庁舎損壊等のため庁舎外に機能を移転。

- ・ ^{やつしろし}八代市→^{せんちょう}千丁支所へ
- ・ ^{ひとよしし}人吉市→庁舎別館、スポーツパレス、カルチャーパレスへ

（5月9日移転予定）

- ・ ^{うとし}宇土市→市民体育館へ
- ・ ^{おおづまち}大津町→近隣町施設へ
- ・ ^{ましきまち}益城町→保健福祉センターへ

※ 熊本県庁市町村課が5/2(月)に確認

○ 行政の受付窓口等の支援

- ・ 熊本県市町村課（行政書士会窓口）に対して、日本行政書士会連合会が協力できる具体的な内容（被災自治体の受付窓口や相談窓口への行政書士の派遣等）について、被災自治体への周知を依頼（4/28(木)）
- ・ 日本行政書士会連合会に対して、被災自治体から要望があった場合に迅速な対応を取るよう協力を依頼（4/28(木)）

Ⅱ 被災自治体における通信・放送の確保に関する対応状況

(1) 避難所及び行政機関の通信確保対応状況

○ 避難所における通信確保状況

- ・携帯電話による通信は、ほぼ確保。
- ・Wi-Fi 利用環境を整備するため、各避難所に無料Wi-Fi アクセスポイントを増設中。
- ・携帯電話用の充電器（チャージャ）の配備を経済産業省と連携して展開中。

○ 通信事業者の保有する機器の貸与

- ・特設公衆電話を合計62台。
- ・衛星携帯電話を合計619台。
- ・無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) アクセスポイントを合計約752台。
- ・携帯電話充電器（マルチチャージャ）を合計約786台。

等を避難所及び行政機関に配備（詳細は後述）。

○ 公衆電話の無料化を実施済（熊本県全域）。

※大分県は4/23（土）00:00に無料化を終了。

※熊本県は4/29（金）00:00に無料化を終了。

○ 携帯電話3社のサービスの復旧（エリアカバーが地震発生前と同等まで復旧）について、各社のHPに掲載済。

(2) 災害時における放送の確保

○ 臨時災害放送局の開設等による生活情報の提供

- ・甲佐町（こうさまち）及び御船町（みふねまち）が、総務省配備の設備の提供を受けて、臨時災害放送局（FM）を開設（甲佐町：4月23日、御船町：4月25日、益城町：4月27日）し、被災者に向けたきめ細かい生活情報を提供。

○ 被災者へのラジオの配布

- ・9市町村からの要請を受け、被災者の生活情報の確保のため、総務省九州総合通信局から各市町村に対し、ラジオを県内ラジオ局の周波数表を添えて配布（4月22日、23日・合計2,080台）。

- ・5月7日（土）、九州総合通信局から御船町にラジオ20台を追加配布。

Ⅲ 被害状況

通信関係

<固定電話>

- ・NTT西日本 全て復旧。

※ただし、電話局と住宅等の間で不通状態の回線あり（住宅等の復旧に併せて回復見込

み)。

<携帯電話・PHS>

- ・携帯電話の停波基地局数：合計3局（5/6（金）06:30時点から1局減。）
- ・PHSの停波基地局数：全て復旧

※停波の主な原因は、伝送路断等と推測。

※復旧作業ができない立入禁止箇所を除き、概ね復旧作業が完了。

※現時点で全ての市町村役場の通信の疎通を確認。避難所は、通信可能な状況。

※隣接局のエリアカバーや移動基地局車等の運用によるサービスの復旧について、携帯電話3社のHPに掲載済

	事業者	被害状況等
固定電話	NTT 東日本	・被害なし
	NTT 西日本	・交換機収容ビルの収容回線については、全て復旧。 ※電話局と住宅等の間で不通状態の回線あり（住宅等の復旧に合わせて回復見込み）。
	NTT コミュニケーションズ	・被害なし
	KDDI	・被害なし
	ソフトバンク	・全て復旧
携帯電話	NTT ドコモ	・全て復旧 （1局は未復旧であるが、調査の結果、熊本震災が停波原因ではないことが判明したため、本報告の対象外とした旨の報告あり。）
	KDDI (au)	・1局が停波中。
	ソフトバンク	【携帯】 ・2局が停波中。 【PHS】 ・全て復旧。

<防災行政無線関係>

熊本県西原村 ^{にしはらむら} 一部子局が機能停止のため一部地区で使用不可。

熊本県益城町 ^{ましきまち} 一部子局が機能停止のため一部地区で使用不可。

<DEURAS（電波監視システム）>

以下のセンサ局が運用停止中であるが、他のセンサ局を活用して電波監視業務を実施中。

- ・DEURAS-D（遠隔方位測定設備） 3センサ局運用停止中。

2. 放送関係

<地上放送（テレビ、AM、FM）関係>

都道府県	事業者	被害状況等	最大被害数
------	-----	-------	-------

熊本県	○NHK南阿蘇局 (テレビ、FM)	○停電後、非常用発電機の故障により停波。 →4月17日(日)発電機の修理により復旧(停波時間は、18:20～10:45(16時間25分))	○6,372世帯 (一部は他の中継局(阿蘇局)の放送で視聴の可能性あり。)
	○NHK大矢野湯島局 (テレビ総合・教育)	○停電後、非常用電源の給電停止により停波。 →4月16日(土)13:19発電機を持ち込んだため復旧。16:09商用電源が復旧 (停波時間は、9:26～13:19(3時間53分))	○169世帯
	○NHK(AM)	○被害報告なし	○被害報告なし
	○熊本放送蘇陽北局(A M)	○アンテナ破損により停波 →4月18日(月)15:45アンテナの修理により復旧。(停波時間は、4月16日(土)1:25～4月18日(月)15:45(62時間20分))	○約1万世帯
	○民放4社(テレビ)	○熊本局 4月16日(土)地震発生直後、停電のため放送中断したが、手動で発電機を起動し復旧。その後商用電源復旧。(停波時間1:57～2:30(33分)) ○砥用局 4月16日(土)停電後、非常用発電機が停止して停波したが、発電機を再起動・復旧。その後商用電源復旧。(停波時間9:55～11:20(1時間25分)) (5月9日(月)5時30分現在、県内1か所(南阿蘇局(TV・FM)で停電の	○県内8か所で非常用発電機を使用していた。

		ため非常用発電機により 放送継続中)	
大分県	○NHK (テレビ、AM、 FM) ○民放 (テレビ3社 (うち 1社AM兼営)、FM1 社)	○NHK、民放とも被害報 告なし	○被害報告なし

<コミュニティ放送関係>

○熊本県：放送継続中 (3社)

○大分県：放送継続中 (3社)

都道府県	事業者	被害状況等	最大被害数
熊本県	○熊本シティエフエム →臨時災害放送局へ移 行 (4月18日~4月 30日)	○放送継続中 (停電により 短時間停波)	○停波1件
	○その他のコミュニティ 放送 (2社)	○被害報告なし	○被害報告なし
大分県	3社	○被害報告なし	○被害報告なし

<ケーブルテレビ>

全世帯復旧 (4月28日 (木) 5:00 時点 (57世帯) から縮小)

○熊本県：復旧済 (3社)、確認済 (7社)

○大分県：復旧済 (2社) ※17社については被害なし

○佐賀県：確認済 (13社) ※13社については被害なし

○宮崎県：確認済 (7社) ※7社については被害なし

都道府県	事業者	被害状況等	最大被害数
熊本県	○ジェイコム九州	○全世帯復旧	○22,760世帯 (4月14日 (木) 発生地震に よる視聴不可 世帯1,244件 を含む)
	○たかもり光ネットワーク(株)	○一部商用電源復旧、発電 機燃料到着により放送 再開	○2,619世帯
	○小国町	○4月19日 (火) 12時仮復 旧	○68世帯

	○その他のケーブルテレビ (7社)	○確認済(7社について設 備被害なし)	○被害報告なし
大分県	○大分ケーブルテレコム ○日田市 ○その他のケーブルテレビ (17社)	○4月16日(土)13時45 分復旧 ○4月17日(日)17時復旧 ○確認済 (17社について被害なし)	○9世帯 ○1,100世帯 ○被害報告なし
宮崎県	7社	○確認済 (7社について被害なし)	○被害報告なし
佐賀県	13社	○確認済(13社について 被害なし)	○被害報告なし

3. 郵政関係

<郵便・郵便局業務関係>

- ・安全最優先で通常業務を実施。
- ・10の郵便局において、5月6日(金)の窓口業務を見合わせ。
- ・4の郵便局等において、業務用システムに障害等。(5/6(金)17:00現在)
- ・上益城郡(益城町)及び阿蘇郡(南阿蘇村、西原村)の一部地域において、郵便物等の配達が困難な状況。
- ・交通規制等により、熊本県、宮崎県及び鹿児島県で引受・配達される郵便物等に遅れ。
- ・上益城郡(益城町)及び阿蘇郡(南阿蘇村、西原村)を宛先とするゆうパックを一時引受停止(保冷扱いは熊本県全域を宛先とするものを停止。)

IV 総務省の対応状況

○対策本部の設置等

- ・4月14日(木)21時33分 総務省非常災害対策本部設置
(4月14日から4月28日まで、計15回の本部会議を開催。)
- ・4月14日(木)22時50分 九州総合通信局災害対策本部設置
- ・4月15日(金)現地対策本部要員派遣(九州総合通信局1名)
(4月19日(火)から1名増員し2名派遣)
- ・4月16日(土)から現在まで、移動電源車貸与、通信機器貸し出し、ラジオ配布、臨時災害用放送局開設準備支援等のため、九州総合通信局職員15人を11市町村に延べ39人日派遣。
- ・4月18日(月)～ 総務省被災者生活支援チームの現地連絡調整要員として、総務省本省から課室長級職員を2名派遣
- ・4月18日(月)九州総合通信局内に「平成28年熊本地震に関する「特別相談窓口(情報通信関係)」を開設
- ・4月20日(水)、から現在まで、政府現地災害対策本部で編成された被災者生活支援リエゾンに2名派遣。(派遣先：熊本県御船町、熊本県嘉島町)

- ・ 4月22日（金）九州総合通信局による臨時災害放送局の開局要望に関する現地調査実施（4月23日（土）も実施）。
- ・ 4月22日（金）から現在まで、政府現地対策本部との連携により、熊本市内の食料支援チームに九州総合通信局から延べ20人日派遣。
- ・ 5月1日（日）から現在まで、熊本県からの要請による西原村^{にしはらむら}でのり災証明書発行受付、家屋認定調査業務の支援に九州総合通信局から延べ32人日派遣。

○総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

- ・ 簡易無線機、MCA無線機及び衛星携帯電話を、これまで10自治体に計82台を貸出。

貸出先	機種	台数	貸出日	備考
熊本県御船町	MCA無線機	2台	4月15日	
熊本県甲佐町	簡易無線機	10台	4月15日	
熊本県宇土市	MCA無線機	21台	4月16日	
熊本県高森町	簡易無線機 衛星携帯電話	10台 2台	4月18日	
愛知県	衛星携帯電話	2台	4月18日	熊本県災害対策本部の支援のため、愛知県より職員を派遣するため
熊本県南阿蘇村	簡易無線機 衛星携帯電話	10台 3台	4月19日	
熊本県菊陽町	簡易無線機	15台	4月19日	
岩手県	衛星携帯電話	3台	4月20日	熊本地震被災地支援のため、岩手県医療チームを派遣するため
京都府亀岡市	衛星携帯電話	2台	4月23日	熊本地震被災地支援のため、京都府亀岡市より職員を派遣するため
富山県	衛星携帯電話	2台	4月26日	熊本県南阿蘇村支援のため、富山県より職員を派遣するため

※総務省保有のICTユニットは、総合通信局で待機中。

○移動電源車の貸与状況

- ・ 熊本県益城町^{ましきまち}（九州総合通信局より1台）
- ・ 熊本県宇土市^{うとし}（中国総合通信局より1台）
- ・ 九州総合通信局で待機（※1）（近畿総合通信局より1台（※2））
 - ※1：東海総合通信局保有の電源車は復電により同局に返却（4/28）。
 - ※2：復電により稼働終了（4/27）。

○被災地支援のための制度手当

- ・災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の納入告知書、催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
- ・携帯電話不正利用防止法が義務づける契約の相手方の本人確認について、被災で本人確認書類を消失したために、本人であることを確認できる書類がない場合にも被災者が携帯電話の契約等を行えるよう、省令改正。

○通信事業者等に対する要請

- ・主要な事業者に対して、全力で復旧にあたるよう要請済。(4/17 付け NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI 及びソフトバンク)
- ・主要な事業者に対して、特設公衆電話や無料公衆無線 LAN アクセスポイントの開設、携帯電話充電器(マルチチャージャ)の配備など、優先的に避難所での通信利用環境の確保に取り組むよう要請。
(4/17 付け 対 NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、UQ コミュニケーションズ、ワイヤレスシティプランニング)
- ・通信事業・無線関係団体に対して、避難所の通信利用環境の確保について協力を要請。
(4/18 付け 対電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会、移動無線センター、全国陸上無線協会)

○燃料の安定的な確保

- ・資源エネルギー庁と連携して、NTT 西日本及び携帯電話事業者が通信電源用に使用する燃料を確保。
※：熊本県内の中核サービスステーション(自家発電設備や大型タンク等を備えた災害時に地域の石油製品の供給の拠点)からの調達。

○被災者支援システムの整備

- ・主に避難所に、被災者が必要とする生活用品等を速やかに把握し届けるためのシステム及び1,000台のタブレット(IBM及びソフトバンク)を配備すべく、経済産業省と連携して対応中。
※)4月28日(木)からシステムの本格運用が開始。
- ・アップルがiPad 500台を被災自治体に寄付を申出中。
※)熊本市に100台を提供予定。残り400台の寄付先については、現在、九州総合通信局が市町村の要望を調査中。

○4月18日(月)、報道発表により被災地域における地域の避難情報や生活情報等を放送するコミュニティFM局を周知。

○4月18日(月)、熊本市からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。
(4月30日(土)で熊本市の臨時災害放送局が閉局。)

○4月19日(火)、日本放送協会、(一社)日本民間放送連盟、(一社)日本ケーブルテレビ連盟及び(一社)日本コミュニティ放送協会に対して、災害情報、生活情報

等の放送の確実な実施、被災地住民への十分な配慮等について要請を実施。

- 4月19日(火)、NHKから、南阿蘇局(テレビ・FM)について、倒壊のおそれがある等の理由から、中継局の設置場所の変更等(可搬型送信機による代替送信所の設置)の申請があり、即時に許可。
- 熊本行政評価事務所などにおいて、被災者からの各種相談、問合せを受け付け。
4月20日(水)正午から、熊本行政評価事務所において、災害専用フリーダイヤルを開設するとともに、支援措置を講じている関係機関の窓口リストである「平成28年熊本地震被災者の皆様への生活支援」を公表し、避難所で配布するよう、被災市町村へ依頼。
- 4月20日(水)、9市町村からの要請を受け、被災者の生活情報の確保のため、経済産業省の協力を得て、ラジオ2,500台(ソニー:1,500台、パナソニック:1,000台)を確保。22日(金)及び23日(土)、九州総合通信局から県内ラジオ局の周波数表を添えて各市町村に合計2,080台配布。
- 4月21日(木)、熊本県及び県内16市町村に対し、応急対策など当面の様々な対応に係る資金繰りを円滑にするため、6月に定例交付すべき普通交付税の一部(421億円)を繰り上げて交付することを決定。
- 4月21日(木)付で、被災納税者に対する地方税の減免措置について、自治税務局長通知を発出。
- 4月23日(土)、熊本県甲佐町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。
- 4月25日(月)、熊本県御船町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。
- 4月27日(水)、熊本県益城町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。
- 宝くじによる熊本地震の被災地支援について
 - ・熊本地震の被災地への支援策の一つとして、発売団体である全都道府県及び全政令指定都市のご協力を得て、5月から発売予定(発売期間:H28.5.11~6.3)の「ドリームジャンボ宝くじ」を活用し、熊本地震の被災地の緊急支援を実施。
 - ・計画額750億円のうち100億円を被災地支援分と位置づけ、収益金(約40億円)を被災団体に配分予定。
- 4月28日(木)、地方公共団体やNPO等向けに、「被災者の生活再建と被災地の復興に向けた通信・放送利用の施策Webガイド」を、総務省ホームページにおいて公表。
- 5月7日(土)、九州総合通信局から御船町にラジオ20台を追加配布。

V 総務省関係団体・事業者等の対応状況

○ 避難所及び行政機関の通信確保対応状況（詳細）

事業者	特設公衆電話	衛星携帯電話	ポータブル衛星装置(固定電話)	無料公衆無線LAN(Wi-Fi)	携帯電話用充電器(マルチチャージャ)	移動電源車	可搬型発電機	携帯電話	タブレット	データ通信端末
NTT西日本	62台 (38箇所)	25台 (19箇所)	0台※1 (0箇所)※1	21台 (19箇所)	—	—	—	—	—	—
NTTドコモ	—	164台 (18組織)	—	451台 (361箇所)	288台 (208箇所)※2	—	—	1667台 (68組織)	186台 (17組織)	80台 (16組織)
KDDI	—	93台 (5組織)	—	約115台 (96箇所)	377台 (283箇所)	1台	1台	813台 (19組織)	132台 (7組織)	113台 (12組織)
ソフトバンク	—	337台 (3組織)	—	約148台 (115箇所)	約121台 (121箇所)	2台	2台 (2箇所)	865台 (3組織)	1135台 (約4組織)	14台 (2組織)
NTT BP	—	—	—	約17台 (11箇所)	—	—	—	—	—	—
合計	62台	619台	0台※1	約752台 ※2	約786台	3台	3台	3345台	1453台	207台

※1 各自治体と相談し、特設公衆電話に切り替えた結果0台となった。

※2 避難所の統廃合により配備箇所が減少。

○ 公衆無線LANサービスの利用環境整備（インターネットへのアクセス確保）

- ・主に避難所に電気通信事業者が無料公衆無線LANを設置（避難所510箇所（重複を除外）、752アクセスポイント（AP））。

- ・NTTグループ：391箇所/約489AP

- ・KDDI：96箇所/約115AP

- ・ソフトバンク：115箇所/約148AP 等

（※）4月28日（木）、ほぼ全ての避難所において設置を完了。

- ・主に携帯電話事業者が九州全域で、通常、有料で提供している公衆無線LANサービスを無料開放。「0000JAPAN」（ファイブゼロ・ジャパン）の名称で合計約55,000のAPを確保。

- ・ソフトバンク：約36,000

- ・KDDI：約10,000

- ・NTTドコモ：約9,000 等

（※）4月28日（木）以降は、熊本県内及び大分県内の避難所、並びに熊本県全域で開放。

- ・他にも、NTTグループが、提携企業とも連携し、九州全域で15,000超のAP（コンビニエンスストア等を含む）を利用開放。
- ・無料公衆無線LANのAPが設置された全ての避難所において携帯電話用の充電器（チャージャ）を配備すべく、経済産業省と連携中。

○ICTユニットの配備

- ・熊本県阿蘇郡高森町にICTユニット（5台）（※）を搬送し、役場・避難所にICTユニットを用いた無線LANサービス及び音声通話サービスを提供。電源及び通信の復旧に伴い4月20日で提供終了。引き続き、自治体等からの要請に応じて貸し出せるようICTユニットを総合通信局に待機中。
- ※ Wi-Fi、小型サーバー、バッテリーなどを搭載した小型で移動可能な通信設備であり、災害時に迅速に通信ネットワークを応急復旧させることが可能。

○災害用伝言サービスの状況

- ・NTT東西、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、災害用音声お届けサービスを展開済み。

○復旧エリアマップをHP上に公開

- ・NTTドコモ、KDDIに加え、ソフトバンクは、災害の影響によりサービスを利用できないエリアを表示する復旧エリアマップを、HP上に公開済み。

○通信速度制限の解除

- ・NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクは、災害救助法適用地域内に居住する携帯電話利用者を対象に、追加データの購入なしに、自動的に通信速度制限を解除（～5/31）。

○通信料金の減免

- ・NTT西日本は、災害救助法適用地域内に居住する固定電話等利用者を対象に、避難により利用できなかった場合には、4ヶ月を限度に料金の減免を実施。
- ・KDDI、ソフトバンクは、災害救助法適用地域内に居住する固定電話等利用者を対象に、避難により利用できない期間の料金の減免を実施。
- ・九州通信ネットワークは、災害救助法適用地域内に居住する光インターネット接続等利用者を対象に、避難により利用できない期間の料金の減免を実施。

○NTT西日本、ソフトバンク、九州通信ネットワークは、仮住居への移転工事等が生じた場合の工事費を無料化。

○NTT西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクは、熊本県庁にリエゾン要員を派遣済。

○日本郵政グループ

- ・4月15日（金）から当面の間、災害救助法が適用された地域を対象に、通帳・証書等や印章をなくした被災者の貯金等の非常取扱い、また、保険料の払込猶予期間

- の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱いを実施。
- ・ 4月19日（火）から5月18日（水）まで、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施。また、4月19日（火）から同月25日（月）まで、郵便はがきの無償交付を実施。
 - ・ 益城町内の3の郵便局において、貯金の払戻し等を行うため、4月16日（土）・17日（日）及び4月23日（土）・24日（日）の営業を実施。
 - ・ 4月29日（金）から5月15日（日）まで、熊本県内の5の郵便局において、ATMの取扱時間を延長。
 - ・ 4月25日（月）から、益城町総合運動公園内において車両型郵便局（1台）が営業を実施。
 - ・ 5月9日（月）から5月31日（火）まで、4の臨時郵便局を設置して貯金の払戻し業務を実施。
 - ・ ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口において、4月18日（月）から6月30日（木）まで、災害に対する義援金の無料送金サービスを実施。
 - ・ 4月19日（火）から6月30日（木）まで、救援等を行う団体に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施。
 - ・ ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口において、4月21日（木）から6月17日（金）まで、年金・恩給、国税還付金等を受け取る被災者が必要書類を持参できない場合でも支払いに応じる等の取扱いを実施。
 - ・ 被災者である契約者に対する普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免措置、及び入院保険金の特別取扱いを実施。
 - ・ 「かんぽの宿 阿蘇」において、中広間等を近隣住民へ開放し、数百名の避難者を受け入れ。食料・飲料を提供。
 - ・ 日本郵政、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の4社が、義援金として2,000万円を寄付。

○NHK

- ・ 災害救助法による救助が行われた区域内において、半壊、半焼等の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約につき、2ヶ月間の受信料免除。
- ・ NHKラジオのネット同時配信「らじる★らじる」において、熊本県域放送（ラジオ第一放送及びFM放送）の同時配信を実施。
- ・ 避難所等にテレビを設置（熊本県益城町に3台、熊本市、御船町、大分県別府市に各1台それぞれ配布）。
- ・ ラジオ300台を準備し、既に益城町や南阿蘇村に約100台を配布。

○地上放送（民間放送事業者）

- ・ ニッポン放送（関東広域圏のAM事業者）、熊本放送ラジオ500台を準備し、避難所等に順次配布。

○衛星放送

- ・ (株)WOWOW

災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置(申し出があった場合に、4月分及び5月分の視聴料を免除)

・スカパーJ S A T(株)

災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置(申し出があった場合に、4月分の視聴料を免除)

○ケーブルテレビ

・株式会社 ジュピターテレコム

災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置(視聴料の減免・支払期限の延長等)

○情報通信研究機構(NICT)による災害対応

(1) ^{ディサーナ}DISAANA - 対災害 SNS 情報分析システム

・ 平常どおり情報提供中。熊本県益城町等の被害情報を提供中。

(2) 多言語音声翻訳アプリ“VoiceTra”(ボイストラ)

・ 平常どおりサービス提供中
・ 被災地に外国人観光客等がいる場合、翻訳機能が利用可能

(3) 航空機搭載合成開口レーダ(Pi-SAR 2)による観測

・ 4月17日(日)午前8時過ぎから10時頃まで熊本県から大分県にかけての状況把握のための航空機 SAR(Pi-SAR2)観測を実施。
・ 機上で処理した画像を内閣府(防災担当)、熊本県、大分県に提供済み。
・ 4月17日(日)午後9時、NICT ウェブサイトにおいて詳細な画像データを一部公開。観測データの処理に合わせ、当該サイトを随時更新。

(4) 車載衛星地球局の配備

・ 熊本県阿蘇郡高森町に車載衛星地球局(※)(2台)を搬送し、役場・避難所に ICTユニットと連携した無線 LAN サービス(衛星経由)を提供していたが、電源及び通信の復旧に伴い4月20日で提供終了。

※ 超高速インターネット衛星(WINDS)を搭載した車両。移動電源車の役割も担える。

○地方公務員共済組合宿泊施設への被災者受入れの状況

・ 宿泊無料(食費実費負担)で受入れ実施中
(各施設の利用状況によっては受け入れられない場合もある)

・ 5月8日現在の利用状況

- ・ オークラ千葉ホテル ^{ちばし}(千葉市) : 6名
- ・ ホテルルポール ^{こうじまち} ^{こうじまちかいかん} ^{ちよだく} 麴町(麴町会館)(千代田区) : 1名
- ・ ホテル日航立川東京 ^{にっこうたちかわ} ^{たちかわし}(立川市) : 1名
- ・ 東京グリーンパレス ^{ちよだく}(千代田区) : 2名

- ・御所西^{ごしょにし}京^{へいあん}都^{きょうとし}平安ホテル（京都市）：6名
- ・シティプラザ大阪（^{おおさかし}大阪市）：4名
- ・ひょうご共済会館（^{こうべし}神戸市）：5名
- ・翠山荘（^{すいざんそう やまぐちし}山口市）：2名
- ・ホテルレガロ福岡（^{ふくおかし}福岡市）：17名
- ・ひまわり荘（^{みやざきし}宮崎市）：5名
- ・マリンパレスかごしま（^{かごしまし}鹿児島市）：11名

○被災自治体の住基情報等

<既存住基>

- ・熊本県内の全市町村の既存住基システムのデータは維持（H28.4.19 県庁情報）
- ・熊本県内の次の市町村では、本庁舎損壊等のため、住基窓口業務を「支所等で実施」又は「業務再開を準備中」（H28.4.26 県庁情報）
 - 支所等で実施
 - ^{やつしろし}八代市（支所）
 - ^{ひとよしし}人吉市（本庁別館）
 - ^{うとし}宇土市（支所。4/21からは本庁近隣の体育館でも可）
 - ^{おおづまち}大津町（本庁近隣の町施設）
 - ^{みなみあそむら}南阿蘇村（電源が確保できたため4/25から別庁舎で住基窓口事務を再開）
 - 業務再開を準備中
 - ^{ましきまち}益城町
- ・熊本地震に伴う被災地域（災害救助法の適用地域である熊本県内の全市町村）の住民が、転出証明書を持たずに他市区町村で転入届をしても受理できる旨の通知を4月19日付けで全国に発出。

<住民基本台帳ネットワークシステム> H28.5.8 20:00 現在

- ・^{ましきまち}益城町…復旧作業中

<LGWAN> H28.5.8 20:00 現在

- ・^{ましきまち}益城町…別施設内に設置した通信機器までは復旧(5/2)。その先の庁内部分は町で復旧作業中(5/6)。

熊本県内の学校の再開状況（平成28年5月9日現在）

学校種	全学校数	5/9(月)時点 再開数	5/10(火)時点 再開数
幼稚園	109園	90園	108園
小学校	365校	304校	363校 ※1
中学校	174校	152校	173校 ※1
高等学校	89校	67校	89校
特別支援学校	19校	7校	19校
大学	10校	6校	7校 ※2
短期大学	2校	1校	2校
高等専門学校	1校	1校	1校
専修学校・各種学校	55校	51校	54校 ※1
合計	824校・園	679校・園	816校・園

※1 残りの学校（2小学校、1中学校、1専修学校）は、いずれも5/11再開予定

※2 残りの学校は、5/13再開予定1校、5/16再開予定2校

※3 5/8(日)17時時点で、熊本市内の公立小中学校のうち45校が避難所となっているが、県内の総数は引き続き確認中



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成 28 年熊本地震への対応状況について

平成 28 年 5 月 9 日 (7:00 時点)

厚生労働省

※下線は前回 (5 月 5 日 (18:00 時点)) からの変更点

1 医療・保健

(1) DMAT の派遣等

- DMAT から JMAT 等の医療チームへの引継ぎが進み、DMAT は縮小し、医療チームの派遣調整機能を DMAT 都道府県調整本部から熊本県医療救護調整本部に統合。

なお、熊本県からの要請により、ロジスティックチームは県医療救護調整本部のサポートを実施。

(2) 医療救護班等の活動状況 (合計 (149→) 142 チーム) (5/8 11:00 熊本県集計)

医療チーム等	活動チーム数
全国知事会	(30→) <u>28</u> チーム
日本医師会	(33→) <u>27</u> チーム
日本歯科医師会	(18→) <u>20</u> チーム
日本看護協会	(16→) 16 チーム
日本赤十字社	(15→) <u>16</u> チーム
各医療機関	(11→) <u>9</u> チーム
国立病院機構	(1→) 1 チーム
DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)	(25→) 25 チーム

(歯科医師等)

- 熊本県歯科医師会がホームページで、受診可能な歯科医療機関の情報を公開。
- 日本歯科医師会から、日本歯科商工協会等の協力を得て、熊本県歯科医師会に歯ブラシ (大人) 27,440 個、歯ブラシ (子供) 4,000 個等に追加し、義歯ケース 3,000 個、義歯ブラシ 10,480 個及びオーラルリンス 7,900 個を送付し、ニーズのある避難所へ配送済み。

(3) DPAT (災害派遣精神医療チーム) の活動

- 熊本県庁災害対策本部内に DPAT 調整本部を立ち上げ (5 月 1 日より熊本県精神保健福祉センター)、活動中。(これまでに北海道、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、新潟、石川、富山、愛知、岐阜、三重、京都、大阪、兵庫、和歌山、滋賀、岡山、広島、山口、島根、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄、仙台、名古屋、広島、北九州、福岡の各都道府県市から派遣)。4 月 21 日

までに精神科病院から依頼のあった入院患者の転院支援を終了。

- 5月8日は、保健センター等と協力し熊本市、御船、宇城、阿蘇、菊池の5保健所圏域の避難所等68箇所を巡回。
- 4月19日以降、DPAT事務局（東京）のコーディネーター1名（精神科医）をDPAT調整本部（熊本）に配置して現地のニーズに的確に対応できるよう体制を強化。
- 5月5日にDPAT活動拠点本部を2箇所から3箇所に増設（熊本県精神保健福祉センターおよび阿蘇保健所、南阿蘇村役場白水庁舎）。
- 行政職員等のメンタルヘルス相談、啓発活動は、熊本県精神保健福祉センターがDPATと連携し対応。
- 5月2日より希望ヶ丘病院、5月3日より益城病院の退院および通院患者に対し病院職員等と協力して訪問支援を開始。

（4）人工透析の状況

- 熊本県内の透析病院は94施設 患者数6,393人。
- 建物の一部損壊等によって透析できない施設を除き、透析医療を提供中。なお、透析できない施設の患者については、熊本県内の他の医療機関での受け入れ等により対応中。

（5）保健師等の活動

- 保健師が避難所、公園、駐車場等の避難者を巡回し、感染症予防の指導、健康状態の把握、こころのケアなどを実施中。
- 全国の都道府県、政令市等との派遣調整を行い、5月9日までに64チームが活動を開始。
- 公衆衛生医師等から構成される保健所支援チームが保健所の運営支援を実施中。（4/24）

（6）医薬品等の供給

① 薬剤師等による医薬品ニーズの把握

- 薬剤師及び保健師が、救護所における医薬品の供給、DMAT/JMATの避難所巡回に同行しての医療支援等を実施。巡回しながら医薬品の需要を把握（5/6は薬剤師100名等が活動）。

② 医薬品等の供給

- 熊本県内の日本医薬品卸売業連合会及び日本医療機器販売業協会の全加盟企業に対し確認。安定供給等にかかる問題は生じていないとの報告あり。
- 避難所のうち救護所が設置されている5カ所において医薬品等の供給を実施（モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）3カ所、臨時調剤所2カ所）。
- 救護所への医薬品の供給は、熊本県薬剤師会を通じて発注・受入を行っており調達に支障はない。
- DMAT/JMATの避難所巡回で処方される医薬品について、その場がない場合

には事後的に対応。

- 日本OTC医薬品協会に対して、一般用医薬品等の配送を依頼し、熊本県薬剤師会災害対策本部に順次配送。
- 熊本県薬剤師会が、開局している薬局の一覧及び支援薬剤師の配置予定をインターネット上で公表し、調剤等を実施。

(7) エコノミークラス症候群への対応

(熊本県内の主要医療機関で入院を必要とした患者数)

平成28年5月8日(16:00現在)(4月14日~5月8日までの累計)

	65歳未満	65歳以上	計
男性	5	6	11
女性	13	25	38
計	18	31	49

※ 熊本県健康福祉部発表

(対応)

- 4月15日「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を送付し、エコノミークラス症候群予防策も含む、避難所で生活される方々の健康管理にあたり、関係者が留意する事項について情報提供。
- 厚生労働省ホームページの「平成28年熊本地震関連情報」に、エコノミークラス症候群に関するページを設け、予防策を周知。
- 4月27日 被災した妊産婦等の適切な生活環境確保のため、産婦人科医療機関の協力のもと、妊産婦等が利用できる施設や車中泊のリスクについて、妊産婦に対する情報提供を行うよう、熊本県・熊本市宛てに事務連絡を発出。同時に、熊本市・阿蘇市内の産婦人科医療機関に対して、電話にて個別に情報提供を実施。

<現地での対応状況>

- ・ 「エコノミークラス症候群の予防のために」という注意喚起のチラシを作成。4月19日、被災地で健康管理を行っている保健師の巡回にあわせて配布したほか、グランメッセ(益城町)の2,000台に配布し、周知。自衛隊、警察、消防、ガソリンスタンド、コンビニエンスストアにも周知を依頼。20日夕刻、エミナース(益城町)の500台に配布済。
- ・ さらに、エコノミークラス症候群の予防策の周知について、コミュニティラジオで放送を開始。
- ・ 車中泊している人を減らし、足を伸ばせるような環境で生活できるよう、熊本県庁に働きかけを実施。熊本県で高齢者等への宿泊施設の提供を開始。
- ・ 4月22日、車中泊が多い避難所を対象に、専門家チームが、弾性ストッキングの配布を含むエコノミークラス症候群の予防活動を実施。弾性ストッキングは、履き方を誤ると逆効果になるため、配布に当たっては、巡回する保健師等が、医療救護班等と協力して、装着方法を指導しながら実施。
- ・ 5月3~5日、災害医療センター、日本臨床衛生検査技師会等の共催で、熊

本市内の各所（市総合体育館、アクアドーム等）に拠点を設けてエコノミークラス症候群検診実施予定。

(8) 栄養・食生活支援

- 全国の都道府県、政令市等との派遣調整を行い、避難所の食事状況の情報を集約し改善につなげる管理栄養士が活動を開始（4/26）。
- 避難所の食事状況の把握や、離乳食、アレルギー食等が必要な被災者の支援等を行う管理栄養士の派遣を日本栄養士会が開始（4/22）
- 日本栄養士会が熊本県庁内に特殊栄養食品（離乳食、アレルギー食等）ステーションを設置（4/21）。

(9) 感染症対策

【南阿蘇中学校体育館避難所ノロウイルス】

① 状況

- 南阿蘇中学校体育館避難所において、急性感染性胃腸炎の患者 22 名が発生（4/23）。重症者はなし。

② 対応

- 阿蘇保健所等が同避難所においてトイレ等の消毒など感染拡大防止対策を行うとともに、熊本県等がその他の避難所も含めトイレの清潔保持の強化、消毒薬等の衛生資材の配布、手洗い励行のための周知ポスターの掲示など感染予防策の強化に着手（4/23）。

【その他】

① 状況

- 熊本市内の避難所でノロウイルス陽性が 12 名、インフルエンザ陽性が 10 名発生。現時点で、集団感染ではなく、単発事例と考えられる。（5/7）

② 対応

- 熊本県が感染症予防のため、手洗いの徹底を周知するとともに、保健師が避難所等を巡回し早期発見に努め、発見された場合は、他の避難者との接触を避け別室等での生活を徹底する等感染拡大防止に努めている。
- 国立感染症研究所の専門家等を派遣し、避難所やトイレ等の衛生状況、感染症対策についての把握、避難所の管理者、熊本県担当課への指導・助言を実施済（4/21）。
- 避難所におけるインフルエンザ流行に備え、新型インフルエンザ対策に限定して使用する契約で製薬会社から都道府県及び国が安価で購入し備蓄しているタミフルについて、今後予防・治療用として使用することについて製薬会社から了解を得た（4/19）。
- 駐車場型避難所における仮設トイレの配置の実態、必要な関係資材等を取りまとめ、平成 28 年熊本地震被災者生活支援チームに提供（4/20）。避難所における適切なトイレ数の基準等を示し、不足がある場合は仮設トイレや手洗い場の新規設置の検討、国への要請を呼びかける事務連絡を発出（4/22）

- 手洗いタンクなどを使用した流水による手洗いを徹底するよう保健師により指導するとともに、全ての避難所に手洗い励行のポスターを掲示(4/25)。

(10) 食中毒対策

【城東小学校避難所における食中毒】

① 状況

- 5月6日(金)に避難所(城東小学校)で出された昼食の摂食者は43人。
うち有症者は34人(入院者21人)。
- 有症者の症状、患者便、吐物、食品等の検査結果から、病因物質は、黄色ブドウ球菌。(患者便、吐物、おにぎりから黄色ブドウ球菌を検出)

② 対応

- 熊本市の調査結果を踏まえ、追加の注意喚起を行う等対応予定。

【その他これまでの対応】

- 食中毒予防のため、4月18日に熊本県等、避難所設置県内の自治体(計14自治体)に対して、食中毒発生防止及び発生時等の情報提供について協力を依頼。
- 公益社団法人日本食品衛生協会が、4月19日以降、熊本県・市等に対し消毒用アルコール、嘔吐物処理キット等の衛生用品を提供。さらに、4月26日以降、益城町、西原村、大津町内の避難所の被災者(約3,300名)に対して、衛生用品(食中毒予防のためのリーフレット、手指消毒剤、ウェットティッシュ、マスク)のセットを追加配布し、衛生指導を実施。
- 現地対策本部より、食中毒予防のチラシを配布(5/8~)。

(11) アレルギー疾患関係

① 相談・ニーズのくみ上げ

- 熊本県からの依頼に応じて、学会、国立病院機構が連携し、熊本県に速やかにアレルギー対応食を提供する仕組みを構築済み。
- 学会が被災地のアレルギー症状で困っている患者や家族を対象とした相談窓口を設置。

② 子どものアレルギーへの対応

- 保健師など避難所で医療に携わる方等に対し、アレルギー児対応マニュアル(「アレルギー児対応マニュアル」(日本小児アレルギー学会))を配布済
- 避難所で生活される被災者の方々等へ自治体を通じての学会作成のパンフレット(「災害時のこどものアレルギー疾患パンフレット」(日本小児アレルギー学会))を配布済

③ その他

- 震災によりエピペン(※)を紛失もしくは家から持ち出せなかったアレルギー疾患患者に対して、アナフィラキシー・ショックの発生に備え、近くの医療関係者等と相談してエピペンを再入手してもらうことをお願いする

チラシを避難所で配布、掲示。

(※) 食物アレルギーなどによるアナフィラキシー・ショックに対して、医師の治療を受けるまでの間、アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤

- 被災地へ送付等される食品の表示義務の緩和について、アレルギー表記については従来通りとする旨の通知を发出（消費者庁・農水省・厚労省の連名通知）（4/22）。

(1.2) 熱中症関係

- 被災地における熱中症予防のチラシ・ラジオ等により周知。（4月22日、厚労省、環境省の連名で、被災自治体あて、周知依頼の事務連絡发出）
- 厚生労働省、経済産業省、環境省等で連携し、避難所におけるうちの配布を開始（5月3日～）
- 避難所等を巡回する保健師等により、予防策を周知・啓発。
- 復旧作業における熱中症予防対策
 - ① 業界団体の協力を得て、がれき処理や復旧作業を行う方等に対して、熱中症防止グッズ（電解質補給用品（飴）約19,000、同（粉末）約17,000）を無償提供（順次実施）。
 - ② 復旧作業における熱中症を予防するため、作業現場の安全パトロールを実施し、作業員へ注意喚起（4/25～）。

(1.3) 不眠への対応

- 専門家が作成した不眠対策のリーフレット（「夜、眠れない方のために」、「避難所等における不眠対策」（内山真日本大学教授他監修）を、5月6日熊本県、熊本市、DPAT等へ送付。必要に応じて被災者や避難所等の管理者に配布予定。

(1.4) 復旧作業における健康と安全の確保

- 業界団体の協力を得て、がれき処理や復旧作業を行う方に対して、安全に作業を行うための保安用品（防じんマスク約55,000枚、切創防止用手袋約10,000組み等）を無償提供（順次実施）。
- がれき撤去作業など危険な作業が行われている地域などを中心に、労働基準監督署による安全衛生パトロールを実施（4/25～）。

(1.5) 医療保険等における患者の一部負担金

- 4月21日付で、医療機関等における患者の一部負担の支払いを不要とするよう保険者に要請。現時点で、対応できる保険者は、熊本県内の全市町村国民健康保険・介護保険、後期高齢者医療、協会けんぽ、熊本県内の全健保組合を含む（669→）804健保組合、九州に主たる事務所または支部がある国民健康保険組合8組合（国保・介護保険・後期高齢者医療・協会けんぽは免除、健保組合、国保組合は当面猶予）

2 水道

(1) 被害状況

	総断水戸数		5日18時時点		9日7時時点	復旧率
被災地全域	445,857	→	3,898	→	1,406	99.7%
熊本市	326,873	→	0	→	0	100%
熊本市以外	118,984	→	3,898	→	1,406	98.8%

※家屋等損壊地域（約4,050戸）を除いている。（下記注2参照）

※熊本市は、4月30日18時に、熊本市全域に水道水が供給できるようになり、水が出ない場合は市民に対して連絡を促すとともに、引き続き、他の地方公共団体や関係団体と連携して漏水の調査・修理を行う旨プレスリリースした。

（単位：戸数）

都道府県	市町村	復旧見込み		計	備考 (市町村からの 応援態勢)	参考 家屋等損壊 地域 ^{注2}
		短期 (1週間程度)	中長期 (1ヶ月程度)			
熊本県	益城町	(約500→) 99	(約880→) 87	(約1,380→) 186	横浜市 東京都等	約3,000
	御船町	(380→) 276	0	(380→) 276	新潟市 長岡市等	約100
	西原村	(約480→) 287	0	(約480→) 287	福岡市	約240
	南阿蘇村	約(110→) 510	約(550→) 150	657	大分市 追加要請済	約710
	阿蘇市	(約 1,000→) 0	0	(約1,000→) 0	大分市 松山市等	
計	約(2,470→) 1,172	約(1,430→) 237	(約3,900→) 1,406		約4,050	

(注1) 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

(注2) 家屋等損壊地域は、地震により家屋等が大きく損壊した地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定として市町村から報告のあったものであるため復旧見込みの対象に含めない。

(2) 応急給水の実施状況

- 被災自治体からの給水車の派遣要請に対し、全国の水道事業者が、応急給水を実施中。

	5日18時時点		9日7時時点
給水車を確保	13台	→	13台
応急給水を実施中	10台	→	13台
現場へ移動中	0台	→	0台
待機中	3台	→	0台

※熊本市は、5月2日をもって応急給水を概ね終了。

(3) 技術職員等の派遣等

- 必要な技術支援を把握すべく、厚生労働省職員が被災市町村を個別訪問し、その結果をもとに、日本水道協会、全国管工事業協同組合連合会と連携し、
 - ① 短期的課題（水源の濁りや小規模な漏水）に対しては、速やかな技術職員及び管工事業者の派遣等、
 - ② 中長期的課題（周辺一帯の土砂崩れや水道施設の損壊等）に対しては、被害状況を正確に把握した上で、復旧計画策定の支援、専門的な知見を有する技術職員による調査の実施、技術職員及び管工事業者の派遣など、総勢約1000名体制で個別に必要な対応策を実施。

【復旧工事等に従事する技術系職員及び管工事業者数】

	活動中	追加派遣
熊本市	約(800→) 765名	約(95→)85名
熊本市以外の自治体	約(105→) 145名	
小計	約(905→) 910名	約(95→)85名
合計	約1,000名	

※熊本市に派遣している技術職員及び管工事業者を熊本市以外の自治体へ順次派遣。

(4) 市民への対応

- 被災者の不安を解消し、正確な情報に基づいて行動できるよう、被災地の水道事業者から、応急給水の予定や水道の復旧見込みに関してきめ細やかな情報発信を行う。
- 住宅・マンションについて、水が出ないと熊本市水道局に連絡あり次第、市内70事業者が修理を実施。(上記約1000名体制の外数)

3 熊本周辺の主要な医療機関の状況（厚労省調査）

- 被災した医療機関に水、食料、医薬品や看護師等の不足状況を毎日確認し、ニーズを聞き取って、担当部局や関係団体等に着実につなげ、早期の改善を図る。

(1) 概況

被災が想定され、厚生労働省で直接確認した 131 施設の概況は以下の通り。

内 容	医療機関数
建物損壊のリスクがある医療機関	8カ所
ライフライン（電気、ガス、水道）の供給に問題のある医療機関	(14→) 0カ所
問題ない医療機関	(111→) 123カ所
連絡が取れない医療機関	0カ所

(2) 特に対応が必要となった病院の状況

- 10カ所程度の病院が、建物の倒壊リスクやライフラインの途絶などにより、他病院への患者搬送を実施。

(3) 医療機関における水、食料や看護師の確保

- 交通事情の改善等により、26日までに要望のあった食品（4施設）及び飲料水（2施設）に関しては27日に解消された。また、看護師に関しての要望については、国立病院機構病院（熊本医療センター、熊本再春荘病院）に九州内の国立病院機構4病院から11名を4月19日に派遣済み。
※ 交替要員を同機構病院内から引き続き順次派遣中。
- 被災した医療機関から患者の転院を受け入れたために所定病床数を上回る患者を入院させることとなった場合には、入院基本料の減額を行わないこと等診療報酬上の取扱いに関する事務連絡を厚生局、関係団体等に周知。4月17日に被災地で転院を受け入れる医療機関に直接伝達済み。

4 福祉施設の状況

(1) 社会福祉施設の状況

① 高齢者施設

- 熊本県全域の1,234施設について、県庁及び厚労省にて確認したところ、人的被害は14施設24名（人命にかかる被害はなく、外傷・転倒・骨折等）、また、建物の被害は354施設（半壊、屋根の倒壊、壁の損傷等）。

② 障害児・者入所施設の状況

- 熊本県全域の78施設について、県庁及び厚労省現地対策本部等にて確認したところ、全施設に人的被害はなし。また、2施設の一部の建物が損壊。

③ 児童入所施設の状況

- 熊本県全域の30施設について、厚労省が県と市に確認したところ、全施設に人的被害はなし、物的被害は15施設。

(2) 事業者団体等への通知

- 高齢者施設や障害者施設、児童施設等における緊急的な対応として、要援護者の受入れに係る定員超過等を容認するとともに、その場合にも給付の対象とすることを自治体等に通知。(4/14~4/17)
- 4月21日付で障害福祉サービス等にかかる利用料の支払いを不要とするよう、自治体に対し要請。

(3) 社会福祉施設に対する福祉人材の応援体制

- 4月17日付けで、社会福祉施設への要援護者の受け入れ等に伴う必要な福祉人材の応援体制について自治体・関係団体に対して必要な措置を要請する通知を发出。
- 4月22日付けで、社会福祉施設に派遣可能な福祉人材の登録について関係自治体への要請に係る通知を发出。
- 4月29日から、派遣可能な福祉人材と施設のニーズのマッチングを開始。
※5月8日時点の各施設からの派遣要望数は98人。これに対し、同日時点で70人を派遣

(4) 避難所等における障害者、高齢者の要援護者に対する支援

- 4月28日、避難所等の支援ニーズに関する情報を集約し、ケアマネジャーによる相談支援、介護福祉士等による介助等の支援や、市町村による福祉避難所の増設等につなげるため、熊本県、厚生労働省現地対策本部、関係団体等による「職員派遣・支援調整協議会」を現地に設置することを決定。(第1回職員派遣・支援調整協議会を5月2日に県庁にて開催。)
- 同日、日本介護支援専門員協会、日本相談支援専門員協会、日本介護福祉士会等の関係団体に対し、避難所等における障害者、高齢者等の要援護者に対する支援について協力を要請。
※ 日本介護支援専門員協会は、熊本県と連携し、地域包括支援センターの活動を支援するため、避難所等の巡回、介護相談、介護保険手続きの支援等の活動を実施中。
※ 日本介護福祉士会は、熊本県等と連携して、会員を益城町等に派遣し、避難所や福祉施設における介護が必要な方に対する支援活動を実施中。

5 その他

(1) ボランティア

- 避難所への救援物資の仕分け及び配送等の支援については、全国社会福祉協議会及び県・市町村社協が、支援を要する市町等の情報を熊本県から受け取り、ボランティア活動を専門とするNPO団体等に対してスタッフの派遣を要請(4月18日)。これを受けて、日本生活協同組合連合会等より支援の申し出があり、42名を派遣。

- 一般市民や学生等によるボランティア活動については、県・市町村社協において、各地域の安全確保の状況を見つつ、順次、災害ボランティアセンターを開設し、避難所における物資の仕分けや避難所の運営支援、被災家屋の片付け等を実施。

4月19日開設：【熊本県】宇土市(2,149名)、宇城市(2,186名)、菊池市(636名)

4月20日開設：【熊本県】南阿蘇村(2,321名)【大分県】由布市(204名)

4月21日開設：【熊本県】益城町(8,129名)、山都町(163名)

4月22日開設：【熊本県】熊本市(13,724名)、美里町(182名)、大津町(1,332名)、合志市(662名)、菊陽町(1,449名)

4月24日開設：【熊本県】西原村(2,604名)

4月25日開設：【熊本県】甲佐町(451名)

4月26日開設：【熊本県】嘉島町(638名)、阿蘇市(718名)

4月29日開設：【熊本県】御船町(811名)

※()内は5月7日までの延べ人数(累計38,359名)。但し速報値であり変動の可能性あり。

上記市町村の災害ボランティアセンターにおける活動人数の合計(直近5日間)

活動日	5/3(火)	5/4(水)	5/5(木)	5/6(金)	5/7(土)
人数	1,207名	3,875名	3,064名	899名	1,987名

(2) 旅館・ホテル・公衆浴場等

- 旅館・ホテル等について、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会に対して、積極的協力を文書で要請。
- 現在、熊本県(健康福祉部薬務衛生課)では、九州各県の旅館ホテル生活衛生同業組合の協力を得て、被災された方々のうち、高齢者、障害者、妊産婦等の特別の配慮を要する方などを対象に無料で受入れを進めており、5月9日7:00現在、熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県の6県で425組1,418名の方を受け入れ、本日以降の調整で83組228名の方の受入手続きを進める予定。
- 浴場組合については、4月16日(土)から、被災者の無料入浴支援を開始(5月9日現在9施設)。
- 被災者に厚生労働省の災害対応状況をわかりやすく伝えるため、厚生労働省ホームページにおける掲載内容を充実。
- 福岡県介護支援専門員協会は、福岡県内のホテルに避難している高齢者に対し、ケアマネジャーによる介護相談等の支援を開始。

(3) 雇用促進住宅の提供

- 雇用促進住宅について、被災者の一時的な緊急避難のために必要な住宅を、熊本県内を中心に九州地域で135戸（うち熊本県内69戸）確保し、5月3日（火）から6日（金）にかけて募集（26日より周知を開始）。なお、引き続き熊本県や関係市町村と調整するとともに、更に500戸程度の住宅の提供に向けて、必要な修繕を実施中。

(4) 生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の特例措置の実施について

- 4月25日付けで、当座の生活費を貸し付ける生活福祉資金貸付の緊急小口資金について、今般、災害救助法が適用された地域等においては、本来は低所得世帯としている貸付対象を被災世帯に拡大するなどの措置を通知（5月6日以降、順次受付開始）。

(5) 雇用保険の特例（※激甚災害の指定に伴う措置）

- 災害により休業止した事業場の従業員に対し、休業をした場合も失業給付の対象とする雇用保険の特例措置を4月26日より実施。

(6) 雇用調整助成金の特例

- 事業縮小の確認期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮するなどの要件緩和を4月22日に公表。
- 休業に係る助成率の引上げや対象者の拡大などの、更なる特例措置を講じる方針を5月9日に公表。

(注) 詳細については、本日(9日(月))16時以降に公表

平成28年熊本地震による被災農林漁業者への支援対策について (概要)

- 1 災害復旧事業の促進
- 2 共済金等の早期支払い
- 3 災害関連資金の特例措置
 - 運転資金の調達支援
 - ・ 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引上げ
 - ・ 農林漁業セーフティネット資金、漁業近代化資金等の災害関連資金の貸付当初5年間無利子化及び無担保・無保証人での貸付け
 - 施設資金の調達支援
 - ・ 農林漁業施設資金の貸付限度額の引上げ
 - ・ スーパーL資金、農林漁業施設資金、漁業近代化資金等の貸付当初5年間無利子化及び無担保・無保証人での貸付け
 - 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるよう、関係金融機関に要請
- 4 畜舎・農業用ハウス等の再建・修繕への支援
 - 被災農業者向け経営体育成支援事業を発動し、畜舎・農業用ハウス、農業用機械等の再建・修繕に要する経費を助成
- 5 営農再開に向けた支援
 - 米が作付けできずに、大豆等に作付転換した場合には、水田活用の直接支払交付金等の対象になることや、食用大豆からの転用により種子大豆を確保することを周知
 - 被災した集出荷施設等における簡易な補修、手作業による選果、他の集出荷施設等への農産物の輸送に要する経費を助成

○ 被害果樹・茶の植え替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費を助成

○ 被災した畜産農家の資金繰りを支援するため、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）、養豚経営安定対策事業（豚マルキン）における生産者積立金の納付免除等を実施

○ 被災した畜産農家の経営継続を支援するため、

- ・ 簡易畜舎の整備、畜舎や機械等の簡易な修理、乳房炎治療等に要する経費の助成等を実施
- ・ 被災家畜の避難・預託、死亡・廃用家畜に係る家畜導入を支援

6 被災農業法人等の雇用の維持のための支援

○ 被災農業者等の施設等の復旧までの間、他の農業法人等が被災農業者等を一時的に雇用して研修する場合等に必要な経費を助成

7 干潟におけるアサリの生育環境の回復

○ 白川上流域の土砂崩れのため干潟（白川河口部）に堆積した浮泥を排除しアサリの生育環境を回復するため、漁業者等が緊急的に行うアサリ漁場からの浮泥排除等の漁場の保全活動等を支援

平成28年（2016年）熊本地震の 農林水産業関係被害の状況

※農林水産省調べ
5月9日（月）10:00現在

1 農林水産関係被害の概要

区分	主な被害	被害数	被害額 (億円)	被害地域 (現在7県から報告有り)
農作物 等	農作物の損傷	195ha	1.1	熊本県、大分県
	家畜の斃死等	541,330頭 羽他	9.8	熊本県、大分県
	共同利用施設 の損壊等	185箇所	142.9	熊本県、大分県
	農業用ハウスの 損傷	113件	5.2	熊本県、大分県
	畜舎等の損壊	1,163件	127.6	熊本県、大分県
小計			286.6	
農地・ 農業用 施設関 係	農地の損壊	3,035箇所	88.2	福岡県、佐賀県、長 崎県、 熊本県、大分県、宮 崎県、 鹿児島県
	農業用施設等 の損壊	3,158箇所	401.7	福岡県、佐賀県、長 崎県、熊本県、大分 県、宮崎県、鹿児島 県
	(農業用 施設：た め池、水 路、道路 等)	3,127箇所	371.9	

	(農地海岸保全施設)	28箇所	28.0	
	(農村生活環境施設：集落排水施設)	3箇所	1.8	
小計			489.9	
林野関係	林地の荒廃	381箇所	256.5	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県
	治山施設	22箇所	18.4	熊本県 大分県
	林道施設等	1,621箇所	8.5	佐賀県 熊本県 大分県 宮崎県
	木材加工施設・流通施設及び特用林産物施設等	19箇所	5.6	福岡県 熊本県
小計			289.1	
水産関係	養殖施設	17件	調査中	熊本県
	水産物	11件	0.3	熊本県 大分県
	漁港施設等	16漁港	19.4	長崎県 熊本県 大分県
	共同利用施設	11件	0.4	長崎県 熊本県
小計			20.1	
合計			1,085.6	

注：被害については、現時点で県から報告があったもの（推計を含む。）を記載しており、引き続き調査中。

2 農業

(1) 園芸作物等

一部の施設で被害があり、作物についても一部落果等の被害が発生。引き続き調査を実施。

① 共同利用施設

- ・18の選果場で、外壁、選果ライン等の一部破損が発生
(熊本県17件、長崎県1件)

② 農業用ハウス

- ・ハウス本体・高設栽培ベンチ・配管の損傷、燃油タンクの傾き等の被害が散見される状況

③ 作物

- ・メロン、トマトの一部落果被害が発生
- ・いちご、レタス等の一部枯死被害が発生
- ・一番茶で一部適期を逃して収穫できなかった地域あり

(2) 畜産

当初は生乳の廃棄が発生したものの、4月21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている。施設等に被害が発生しており、引き続き調査を実施。

① 生乳

- ・発生直後は集乳できない地域が熊本県下で広がっていたものの、4月21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている
- ・乳業工場の多くが操業を停止していたが、5月5日時点では、熊本乳業(株)(熊本市)が操業停止中

② 酪農・肉用牛農家

- ・畜舎等の施設、設備が全壊又は一部損壊したほか、死亡牛も発生

(3) 土地利用型作物

大きな被害は報告されていないが、一部の施設で被害があり、引き続き調査を実施。

① 共同利用施設

- ・カントリーエレベーター等で地盤沈下、配管や搬送設備の破損等の被害が発生

② 加工施設

- ・製粉工場等で配管の破損等の被害が発生

③ 作物

- ・ほ場の地割れや液状化、法面の崩壊等の被害が発生
- ・水路やパイプラインの損壊等により、水が確保できないほ場が散見

(4) 土地改良施設

熊本県内において水田1,574箇所¹の損壊について、引き続き調査を実施。水田の作付けに向けて査定前着工による復旧を実施。また、県管理の農地海岸の復旧工事については、直轄代行で実施する方向で検討。

① 国営造成ダム（実施中）

- ・点検対象4ダムのうち、3ダムについては異常なし
- ・大蘇ダムは、ダムの天端に微細なクラックを確認
※現在、大蘇ダムは貯水していないため、下流への危険度は低い。

② 国営造成ダム（完了地区）

- ・点検対象24箇所は異常なし

③ 熊本県内のため池

- ・122箇所のうち、108箇所は異常なし、13箇所はクラック等の変状あり、1箇所は道路が通行不能であり、調査が遅れている地区
- ・変状（クラック）の発生したため池については、安全上の観点から一定の水位まで低下させるとともに、ブルーシートによる保護等を実施
- ・農研機構の専門家（農業土木）6名が、大切畑ため池、下小森ため池第2、鬼ため池ほか4箇所のため池調査を実施

④ 農地・農業用施設

- ・約2,000haが断水していた菊池台地地区では、土地改良区等による迅速な応急工事を実施し、5月中旬には全面的に通水が可能となる見込み
- ・国営造成施設の筑後川下流白石地区（佐賀県）でパイプラインからの漏水を確認したが、現在は漏水が止まっているため、目視による点検を行い、引き続き経過を観察中
- ・県管理の農地海岸については、12海岸で堤体の沈下、クラックを確認。復旧工事については、県から要請がなされた場合には、直轄代行で実施する方向で検討
- ・益城町、大津町、玉名市の3市町で農業集落排水施設の被害を確認。大津町、玉名市については対応済みであり、益城町については管路が一部破損したため、バキューム車等で対応中

3 林野関係

地震直後から県と協力して、ヘリ調査、技術職員による現地調査を実施。引き続き調査を実施。

(1) 林地の荒廃

① 林地被害

- ・山腹崩壊等の林地被害が、381箇所²で発生
（熊本県353箇所、福岡県1箇所、佐賀県1箇所、

長崎県 5 箇所、大分県 19 箇所、宮崎県 2 箇所)

② 治山施設

- ・ 22 箇所の治山施設で、施設の一部損壊等の被害が発生
(熊本県 17 箇所、大分県 5 箇所)

(2) 林道施設等

- ・ 134 路線の林道施設で、路面の亀裂・沈下等の被害が発生
(熊本県 108 路線、佐賀県 1 路線、大分県 8 路線、宮崎県 17 路線)

(3) 木材加工施設・流通施設、特用林産物施設等

- ・ 19 箇所の木材加工施設等で、施設の一部損壊等の被害が発生
(熊本県 16 箇所、福岡県 3 箇所)

4 水産関係

一部の施設に被害が発生したが、水産物の水揚げが開始され、熊本市
内向け以外はおおむね順調に流通。

- ・ 熊本県の 14 漁港、長崎県の 1 漁港、大分県の 1 漁港において、防波堤等に被害
- ・ 共同利用施設（荷さばき所等）の一部破損
- ・ 飼育水槽の排水管破損によるアユ等の斃死
- ・ 民間事業者の錦鯉等養殖池が破損
- ・ アサリ漁場（白川河口部）への堆積土砂の流入

5 卸売市場

一部の地方卸売市場において施設に被害が発生。

- ・ 熊本市田崎市場青果棟及び水産物棟において卸売場等の一
部破損
- ・ 他の市場においても、事務所被害等が発生

6 職員の現地派遣

農林水産省職員を現地に派遣し、食料供給・物流の円滑化や被害状況
の把握等農林漁業の早期復旧に向けた取組を実施。

- ・ 九州農政局（764人）・九州森林管理局（182人）が熊本県
に所在しており、職員が総力を挙げて震災対応を実施
- ・ 物資調達・配送支援担当の責任者として、食料産業局長を
九州農政局に派遣し、現場ニーズの把握や確実な提供の実
現に向けた取組を実施。熊本県庁出向経験者等を派遣し、
食料産業局長をサポート
- ・ 生産局畜産部室長他 1 名を九州農政局に派遣し、被害調査
・ 復旧支援を実施

- ・農業土木技術職員2名（農村振興局1名、北陸農政局1名）を九州農政局に派遣し、早期復旧支援を実施
- ・水産庁担当官2～3名を熊本県等に派遣し、被害状況の把握、漁業関係者等からの現地情報の収集等を実施
- ・森林土木技術職員2名（林野庁2名）を熊本県に派遣し、災害復旧に向けた現地調査等を実施
- ・九州森林管理局職員2名を熊本県へ派遣し、現地調査に協力
- ・政策統括官穀物課長、生産局野菜担当調整官を熊本県に派遣し、被害状況を把握
- ・全国の地方農政局、土地改良事業団体連合会から、熊本県の意向にそって20名程度の農業土木技術者を追加派遣予定

7. 食料供給

4月17日(日)から19日(火)までの3日間はパン、カップ麺などカロリーを重視した支援を、4月20日(水)から22日(金)までの3日間は缶詰やレトルト食品などバリエーションを増やした支援を実施。

また、被災自治体からの要請に応じて、米、保存用パンなどを提供。

4月23日(土)から25日(月)の3日間は、被災者のニーズに応じて、おかずとなる食品や子供・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に提供。

- ・4月17日(日)～25日(月) (計204万食等)

パン 54万食、おにぎり 23万食、パックご飯 19万食
 カップ麺 52万食、レトルト食品 14万食、ベビーフード 1万食
 介護食品 1万食、缶詰 20万食、栄養補助食品 12万食
 ビスケット 9万食
 ほか米 116t、水 24万本、清涼飲料水 2万本
 粉ミルク(アレルギー対応含む) 2t等

4月26日(火)以降は、保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて必要な食品を随時提供。大型連休中のニーズに機動的に対応できるように、必要な食品を一定量まとめて提供。

- ・4月26日(火)～5月6日(金) (計59万食等)

パン 3万食、パックご飯 11万食、カップ麺 8万食
 レトルト食品 19万食、缶詰 16万食、栄養補助食品 2万食
 ほか米 10t、清涼飲料水 19万本、LL牛乳 5万本
 バナナ 16万本等

※ 5月9日(月)以降は、現地での対応が困難なものについて、具体の要望に応じて個別に提供。

8 対応状況

被災者の皆様が円滑に農林漁業経営を再開できるよう様々な措置により支援。

- ・農林水産大臣を本部長とする「農林水産省緊急自然災害対策本部」を開催（計5回）
- ・森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、農地やため池の被害、カントリーエレベーターや畜舎の損壊、林地の荒廃など、現場の状況を調査（5月2日）
- ・森山農林水産大臣が、再度、熊本県下に出張し、卸売市場や水産加工施設、園芸作物の集荷場などの状況を調査（5月6日）
- ・平成28年熊本地震による災害を激甚災害に指定
- ・平成28年熊本地震の農林水産業に関する相談窓口を九州農政局管内に設置
- ・農作物及び漁業等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金（農業共済・漁業共済）の早期支払等について、九州各県の農業・漁業共済団体等に対し通知を发出
- ・農業共済の共済掛金の払込期限の延長（6月30日まで）等について、熊本県の農業共済団体に対し通知を发出
- ・熊本県内の農協・漁協等に対し、共済金（JA共済・JF共済）の支払いや共済掛金の払込等について、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう通知を发出
- ・共済金（JA共済・JF共済）の迅速な支払いや、共済掛金の払込期間を延長する等の適時的確な措置を講じるよう、全共連・共水連等に対し通知を发出
- ・既貸付金の償還猶予等を適切に講じるよう、日本政策金融公庫等に対し通知を发出
- ・被災農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、新規融資に係る償還期限・据置期間の長期設定を適切に講じるよう日本政策金融公庫等に対し通知を发出
- ・アグリビジネス投資育成会社等による投資機能の活用や、被災農業法人への支援における出資条件等について柔軟な対応を要請する通知を发出
- ・災害救助法が適用された熊本県内の被災者に対し、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講じるよう、農協・漁協等に対し通知を发出
- ・農協・漁協を含む金融機関等における本人確認の柔軟な取扱い等を認める犯罪収益移転防止法施行規則の特例を措置
- ・環境保全型農業直接支払交付金環境保全型農業直接支払交付金について、申請期限の延長（7月末日→8月末日）等をする事とし、九州農政局長に対し通知を发出

- ・平成28年産経営所得安定対策等に係る交付申請書、ナラシ対策の積立申出、水田フル活用ビジョン、米の需給調整関係の計画書等の申請期日等を、通常の期日から2ヶ月後に延長することとし、熊本県知事、熊本県農業再生協議会会長等に対し、通知を发出
- ・平成27年産収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の交付申請期日の延長（5月2日→6月30日）をするため告示改正することとし、九州農政局長等に対し通知を发出
- ・多面的機能支払交付金について、事業実績及び実施状況報告書の提出期限を延長（5月末日→7月末日）する等の措置を講じるよう、九州農政局長を通じて管内県知事に対し通知を发出
- ・災害救助法が適用された熊本県内の倉庫において破袋した米穀について、詰替えた場合であっても、農産物検査証明を有効とするための手続き等を定め、九州農政局生産部長等に対し通知を发出
- ・水稲から大豆への作付転換に係る大豆種子について、不足する場合は食用からの転用種子の確保を講じるよう、熊本県内をはじめとする関係機関・団体に対し通知を发出
- ・水田営農の再開に向けて、①営農対策会議の開催、②被害状況の把握、③作付転換の意向確認等を行うため、九州農政局、熊本県、JA熊本中央会による水田営農再開連絡会議を設置
- ・応急措置・復旧に係る農業振興地域制度・農地転用許可制度の取扱について通知を发出
- ・「災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用について」の通知を发出
- ・地震災害の査定前着工の事例等をまとめたパンフレット「査定前着工制度の活用について」を県、関係市町村等に配布
- ・農地・農業水利施設等への被害に係る農業者への技術指導について、品目毎に参考となる事項をまとめ、九州農政局生産部長等に対し通知を发出

等

熊本県を震源とする地震の被害・対応状況について（第36報）
（5月9日（月）6：00時点）

平成28年5月9日
経済産業省

経済産業省関連の被害状況は、現時点で把握している限りでは以下のとおりとなります。

【電気】

●九州電力管内

- ・停電 : 4月20日（水）19時10分、がけ崩れや道路の損壊等により復旧が困難な箇所を除いて、高圧配電線への送電完了。大規模な土砂崩れにより送電が困難となっていた阿蘇市、高森町、南阿蘇村においては、全国から手配した電源車の活用により通電していたところ、4月27日（水）送電線の仮復旧工事が完了し、4月28日（木）21時36分、系統からの電力供給に切り替えを完了。

ー停電戸数 : 0戸

※風雨の影響等により、今後も一時的な停電が発生する可能性がある。

<経済産業省の対応>

- ・4月18日、九州電力から、熊本県全市町村及び隣接市町村における規制の小売料金及び託送料金についての特別措置（料金の支払期日の延長、電気料金の免除等）に関する認可申請を受け、同日、認可。

【ガス】

●西部ガス管内

- ・供給停止 : 4月30日（土）13時40分、熊本市周辺の供給区域における復旧作業を完了し、家屋倒壊その他の事情により供給再開ができない需要家を除くすべての需要家に対するガスの供給を再開。

ー供給停止戸数 : 0戸（4月30日（土）13時40分時点）

※熊本県内で供給している、西部ガスを除く4事業者（九州ガス、山鹿都市ガス、天草ガス、大牟田ガス）については、供給支障は発生していない。

<経済産業省の対応>

- ・4月18日、西部ガスから、熊本県内の供給区域（熊本市等）における小売料金についての特別措置（料金の支払期日の延長、ガス料金の免除等）に関する認可申請を受け、同日、認可。

●簡易ガス（九州全域）

- ・4月28日に、熊本県内の全ての簡易ガス供給団地（計101団地）で供給停止が解消。
- ・他県は被害情報無し。

●LPガス（九州全域）

- （九州全域：2500事業者（うち熊本県434、大分県245））
- ・LPガス輸入基地：異常なし
 - ・LPガス充填所：熊本県内にある41箇所の充填所については、全て営業していることを確認済み。
 - ・LPガス国家備蓄基地：異常なし
 - ・LPガス一般消費者：漏えい火災等の被害情報なし
（※なお、一般的に各家庭に軒下在庫一か月程度あり）
 - ・LPガス販売事業者：熊本県内（434社）のうち4販売所（事務所等）が損壊

【石油】

●被災地の石油需要への対応

（全般）

- ・燃料の応援要請への対応については、4月16日7時43分に石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画」を発動し、石油連盟において、共同供給オペレーションルームを運用中。
- ・4月19日から、熊本県内の営業中のガソリンスタンドを資源エネルギー庁及び石油連盟のホームページで公表。

（局地的対応）

- ・益城町
 - 町内12ヶ所のSSのうち、7ヶ所が営業中。
- ・南阿蘇村
 - 村内11ヶ所のSSのうち、7ヶ所が営業中。
- ・高森町
 - 町内6ヶ所のSSのうち、5ヶ所が営業中。
- ・電源車への燃料供給
 - 4月28日21時36分をもって、阿蘇地域における電源車の切り離しが終了し、電源車への燃料供給オペレーションを終了。

●SS関係

ー熊本県

- ・全SS（計797）：現時点で9割超（735ヶ所）の稼働を確認
【5月2日6:00時点 731ヶ所】
（うち中核SS（34）：全て稼働を確認）
（※「中核SS」とは、自治体・自衛隊等緊急車両用優先給油を行うSS）

- 石油コンビナート（製油所・油槽所）
- ・通常稼働中

【小売】

(1) 熊本県内の状況

(※5/9 6:00 時点、カッコ内は前回の数値)

	合計	営業中		営業店舗の 比率	休止中	【参考】 4/16 17 時時 点の営業店舗比 率
		営業中	休止中			
① コンビニエ ンスストア	594	590 (590)	4	99.3% (99.3%)	(4)	74.9%
② スーパーマ ーケット	57	51 (51)	6	89.5% (89.5%)	(6)	38.6%
③ 食品の取扱 いの多い小 売店	143	127 (127)	16	88.8% (88.8%)	(16)	

①コンビニエンスストア：セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート

②スーパーマーケット：イオン、イズミ、サンリブ、西友

③食品の取扱いの多い小売店：コスモス薬品、ドラッグイレブン、サンドラッグ、ダイレックス、トリアール、ミスターマックス

(2) 営業再開・商品確保の状況

〈総論〉

(1) コンビニエンスストア

- ・ 主要各社の社長等に対し、①営業の早期再開、②駐車場等を活用した柔軟な販売の実施、③現地店舗への十分な量の配送の確保を要請（4/16 から 4/20 まで連日）。
- ・ 5/2 以降は、通常時と同程度の商品供給を実施。

(2) スーパーマーケット

- ・ 5/9(6 時現在)は、89.5%の店舗が営業（5/6(6 時時点)も 89.5%）。

〈個社の情報〉

○株式会社セブン・イレブン・ジャパン

- ・ 4/20 までに、熊本県内の惣菜工場の 4 つのうち 3 つが操業を再開。残る 1 つは 5/9 の週に再稼働の見込み。
- ・ 本社から、70 人規模の要員を派遣中。
- ・ 益城町、西原村の 5 店舗で、合計 30 台の仮設トイレを設置。

○株式会社ローソン

本社からの応援人員 50 名を、GW明けまで派遣予定。

○株式会社ファミリーマート

- 本社から、のべ 800 人程度の要員を派遣中。
- 18 店舗で合計 47 台の仮設トイレを設置。

○イオン

- イオン熊本、イオン宇城、イオン熊本中央、マックスバリュ西熊本、マックスバリュ田崎の 5 店舗で、合計 72 台の仮設トイレを設置。

【物資の調達状況】

※5/9（月）6:00 時点

合	計	175 件	1,777,000 点程度
	到着済	137 件	1,669,000 点程度
	進行中	38 件	108,000 点程度

4/16(土)～5/9(月)

	日	要請元	物資	数量	全量到着日
1	4/16	熊本	トイレットペーパー	20,000	16 日
2	4/16	熊本	便袋（凝固剤含む）	20,000	17 日
3	4/16	熊本	Tシャツ	1,000	17 日
4	4/16	熊本	紙コップ	6,510	17 日
5	4/16	熊本	簡易マット	2,000	18 日
6	4/16	政府	トイレットペーパー	21,000	18 日
7	4/16	政府	便袋（凝固剤含む）	170,000	18 日
8	4/16	政府	簡易トイレ	4,000	18 日。 残りは消防庁が提供済。
9	4/16	熊本	ビニールシート	300	19 日
10	4/19	政府	ガスコンロ	1,000	19 日
11	4/19	政府	ガスボンベ	2,000	19 日
12	4/18	政府	簡易トイレ 消耗品類 他	50 200	21 日
13	4/18	政府	ビニールシート	3,000	21 日
14	4/19	政府	ボディシート	10,008	21 日
15	4/19	政府	水無シャンプー	3,600	21 日
16	4/20	政府	パーテーション	400	21 日
17	4/20	政府	ビニールシート	2,500	21 日
18	4/21	政府	介護ベッド	50	21 日

19	4/18	政府	簡易トイレ 凝固剤 テント	3,800 7,700 500	22日
20	4/19	政府	下着	200,492	22日
21	4/20	政府	ウェットティッシュ	12,000	22日
22	4/20	政府	消臭剤	182	22日
23	4/20	政府	懐中電灯	600	22日
24	4/20	政府	単三乾電池 単一乾電池	6,000 1,200	22日
25	4/19	政府	簡易マット	1,150	23日
26	4/19	政府	ウェットティッシュ	102,240	23日
27	4/19	政府	歯磨きシート	2,300	23日
28	4/19	政府	液体歯磨・洗口液	720	23日
29	4/20	政府	トイレトーパー	24,000	23日
30	4/20	政府	トイレクリーナー	6,000	23日
31	4/21	政府	パーテーション	500	23日
32	4/21	政府	レジャーシート等	3,000 60	23日
33	4/21	政府	段ボール製 簡易ベッド	1,200	24日
34	4/21	政府	テレビ	22	24日
35	4/22	政府	タブレット型端末	1,000	24日
36	4/19	政府	タイルカーペット	1,270	25日
37	4/22	政府	ブルーシート	1,800	25日
38	4/20	政府	ペーパータオル	44,000	26日
39	4/20	政府	エチケット袋	18,000	26日
40	4/21	政府	便座 (和洋アダプタ)	400	26日
41	4/23	政府	単二電池 単三電池	1,000 1,000	26日
42	4/26	政府	ハンドソープ本体 詰め替え	79,200 49,200	26日
43	4/26	政府	カセットこんろ	504	26日
44	4/26	政府	カセットボンベ	2,016	26日
45	4/19	政府	基礎化粧品 (化粧水等)	95,078	27日
46	4/19	政府	カーペット	1,522	27日
47	4/23	政府	歯磨き粉	96	27日
48	4/23	政府	ロープ	105	27日
49	4/23	政府	仮設トイレ用消臭液	720	27日

50	4/23	政府	ヘルメット	150	27日
51	4/23	政府	歯磨きセット	600	27日
52	4/23	政府	シャンプー	3,120	27日
53	4/23	政府	リンス	3,120	27日
54	4/24	政府	歯磨きセット	5,040	27日
55	4/25	政府	使い捨て手袋	2,000	27日
56	4/26	政府	ビニール袋	46,900	27日
57	4/23	政府	コーン コーンベッド	100 100	28日
58	4/23	政府	歯ブラシ	600	28日
59	4/23	政府	タオル	500	28日
60	4/23	政府	ビニール手袋	2,500	28日
61	4/25	政府	水タンク（大）	60	28日
62	4/23	政府	間仕切り用 段ボール	200	29日
63	4/23	政府	土嚢袋	44,000	29日
64	4/23	政府	ボディソープ	3,006	29日
65	4/23	政府	レインコート	380	29日
66	4/23	政府	使い捨てカイロ	8,640	29日
67	4/24	政府	レインコート	100	29日
68	4/24	政府	プラスチック スプーン	5,000	29日
69	4/24	政府	土嚢袋	1,000	29日
70	4/25	政府	土嚢袋	20,000	29日
71	4/25	政府	水タンク（小）	300	29日
72	4/27	政府	便座（和洋アダプタ）	100	29日
73	4/27	政府	電池 （単一、単二、単三各 1,000）	3,000	29日
74	4/27	政府	水タンク（小）	280	29日
75	4/23	政府	電気ポット	60	30日
76	4/23	政府	除菌スプレー	504	30日
77	4/24	政府	パーテーション	2,100	30日
78	4/26	政府	ヘッドライト	500	30日
79	4/26	政府	ペーパータオル	1,000	30日
80	4/26	政府	ヘルメット	625	30日
81	4/27	政府	段ボール製簡易ベッ ド	800	30日
82	4/27	政府	ペーパータオル	3,000	30日
83	4/27	政府	歯ブラシ 歯磨き粉	3,000	30日

84	4/27	政府	仮設トイレ用 消毒液	500	30日
85	4/27	政府	箱ティッシュ	3,000	30日
86	4/23	政府	授乳ブラジャー	160	1日
87	4/23	政府	ブルーシート	25,200	1日（自治体備蓄分及び韓国 協力分を除く 8,800）
88	4/25	政府	ブルーシート	2,000	1日
89	4/27	政府	紙コップ	3,000	1日
90	4/27	政府	割り箸	2,850	1日
91	4/20	政府	携帯充電器	1,800	2日
92	4/26	政府	レインコート	125	2日
93	4/26	政府	入浴セット （石鹸・シャンプー・ リンスのセット）	1,200	2日
94	4/27	政府	トイレット ペーパー	3,000	2日
95	4/27	政府	入浴セット （シャンプー、リン ス、石鹸）	3,000	2日
96	4/27	政府	土嚢袋	100,000	2日
97	4/23	政府	長靴	331	3日
98	4/27	政府	レインコート	3,000	3日
99	4/23	政府	ビニール袋	33,300	4日
100	4/23	政府	ラップ	240	4日
101	4/23	政府	紙コップ	4,500	4日
102	4/23	政府	紙皿	11,400	4日
103	4/23	政府	ガムテープ	100	4日
104	4/23	政府	雑巾	400	4日
105	4/23	政府	ちりとり	120	4日
106	4/23	政府	身体用消臭剤	120	4日
107	4/23	政府	耳栓	1,000	4日
108	4/24	政府	生理用品	108	4日
109	4/24	政府	紙皿	2,160	4日
110	4/24	政府	塩素系漂白剤	20	4日
111	4/24	政府	台所用漂白剤	204	4日
112	4/24	政府	紙コップ	4,500	4日
113	4/24	政府	布テープ	30	4日
114	4/24	政府	箱ティッシュ	60	4日
115	4/24	政府	トイレット ペーパー	1,440	4日
116	4/24	政府	ペーパータオル	20,400	4日

117	4/27	政府	紙皿	196,800	4日
118	5/2	政府	衣類用洗剤	306	4日
119	5/2	政府	住居用 紙製ワイパー	48	4日
120	5/2	政府	住居用 紙製ワイパー 交換シート	400	4日
121	5/2	政府	粘着クリーナー	48	4日
122	5/2	政府	粘着クリーナー 交換シート	360	4日
123	5/2	政府	トイレブラシ	120	4日
124	5/2	政府	ランタン	40	4日
125	4/23	政府	割り箸	68,000	5日
126	4/23	政府	消臭スプレー	654	5日
127	5/2	政府	ペーパータオル	230	6日
128	4/27	政府	消臭剤	506	7日
129	5/2	政府	ビニール袋 (45L・黒)	20,000	7日
130	5/2	政府	ビニール袋 (45L・透明)	20,000	7日
131	5/2	政府	ガムテープ	100	7日
132	5/2	政府	リンス	100	7日
133	5/2	政府	カミソリ	200	7日
134	5/2	政府	殺虫剤	400	7日
135	5/3	政府	間仕切り用 段ボール	30	7日
136	5/3	政府	置き型噴霧式防虫剤	20	7日
137	4/23	政府	下着(上・下)	30,839	8日

●進行中の案件

	日	要請元	物資	数量	状況
1	4/20	政府	仮設トイレ	500	26日までに360到着済。 残り140は、現对本部と送付 先調整中。
2	4/21	政府	たたみ	調整中	内閣府と調整中。 別途、業界団体が1,700を提 供済。
3	4/23	政府	マットレス	3,560	6日までに3,450到着済。残り は10日以降発送予定。

4	4/23	政府	カーテン カーテンレール	30	8日発送・到着予定。
5	4/23	政府	住居用 紙製ワイパー	100	8日発送・到着予定。
6	4/23	政府	モップ	100	8日発送・到着予定。
7	4/23	政府	バケツ	100	8日発送・到着予定。
8	4/23	政府	ほうき	120	8日発送・到着予定。
9	4/23	政府	軍手	1,080	8日発送・到着予定。
10	4/24	政府	ラバーカップ	20	8日発送・到着予定。
11	4/27	政府	ブルーシート	30,000	2,460は30日に到着済。 残りは手配中。
12	4/28	政府	ベビー用品	5,812	6日までに発送済み
13	5/2	政府	仮設トイレ用 消臭液	2,500	6日発送、8日到着予定。
14	5/3	政府	トイレ掃除用 洗剤	150	10日発送予定
15	5/3	政府	懐中電灯	182	10日発送予定
16	5/3	政府	プラスプーン	500	10日発送予定
17	5/3	政府	ビニール袋(90L・ 透明)	20	10日発送予定
18	5/3	政府	PPロープ	50	10日発送予定
19	5/3	政府	養生テープ	200	10日発送予定
20	5/3	政府	紙皿	10,000	10日発送予定
21	5/3	政府	アレンジケース	50	33は7日以降発送予定。 残りは手配中。
22	5/3	政府	段ボール製簡易ベ ッド	1,000	確保済み
23	5/4	政府	ヘルメット	50	確保済み。内閣府と調整中。
24	5/4	政府	強化ゴム手袋	200	10日発送予定
25	5/4	政府	電気ポット	10	10日発送予定
26	5/4	政府	電源ドラム	30	10日発送予定
27	5/4	政府	電気式蚊取り線香	100	10日発送予定
28	5/4	政府	冷蔵庫	10	現地で再検討中
29	5/4	政府	洗濯機	13	現地で再検討中
30	5/4	政府	電子レンジ	10	現地で再検討中
31	5/4	政府	炊飯器	10	現地で再検討中
32	5/4	政府	大型扇風機	43	現地で再検討中
33	5/5	政府	割り箸	51,000	確保済み
34	5/5	政府	パーティーション	40	現地で再検討中

35	5/5	政府	大型扇風機	33	現地で再検討中
36	5/5	政府	洗濯機	2	現地で再検討中
37	5/5	政府	扇風機	10	現地で再検討中
38	5/5	政府	電子レンジ	11	現地で再検討中

【サプライチェーン（自動車）】

<トヨタ自動車>

- トヨタ自動車九州（福岡県宮若市等／完成車及び部品工場）は、地震の影響を受け、4/15（金）及び4/16（土）の稼働を停止。
- 4/17（日）、トヨタ自動車九州のみならず、4/18（月）から段階的に国内の完成車組立てラインの過半の稼働を停止することを発表。
- 4/20（水）、一部の工場を除き、4/25（月）以降段階的に国内の完成車組立てラインを稼働する旨発表。
- 4/27（水）、5/6（金）から5/14（土）の間、全ての完成車組立てラインを稼働させる旨発表。
- 5/6（金）から全ての完成車組立てラインの稼働を再開。
- 今後も部品の供給状況等を継続的に確認しながら稼働を判断。

<ダイハツ工業>

- ダイハツ九州中津工場（完成車）及び久留米工場（エンジン）は、4/16（土）に地震により稼働を停止。
- その後の確認により、工場自体には地震の影響は無かったものの、サプライヤーからの部品の供給状況を踏まえ、4/18（月）から4/22（金）まで稼働停止を決定（4/17）。
- 4/22（金）、4/25（月）～28日（木）の間、稼働する旨発表。
- 4/27（水）、5/9（月）～5/13（金）の間、稼働する旨発表。
- 5/16（月）以降の稼働については、今後、部品の供給状況等を見ながら判断。

<本田技研工業>

- 本田技研工業熊本製作所（熊本県大津町（おおづまち）／二輪車完成車工場）は、4/14（木）夜から地震により稼働を停止。
- 工場建屋内の被害状況や、被災した部品メーカーからの部品の供給状況などを踏まえ、4/28（木）まで稼働を停止していたが、5/6（金）より一部稼働を再開。今後、状況に応じ段階的に生産を再開し、8月中旬の完全復旧を見込む。

<アイシン九州>

- 自動車のドア部品やエンジン部品を製造するアイシン九州（熊本市）は、地震により4/15（金）より稼働を停止。
- 生産ラインの確認作業を継続中であり、現時点で稼働の見通しは立っていないことから、親会社のアイシン精機は、代替供給（金型を愛知県に運んで愛知で生産、海外から調達など）による対応を開始。

<ルネサス セミコンダクタ マニュファクチュアリング>

○車載用半導体を製造する川尻工場（熊本市南区）が15日（金）から稼働停止。22日（金）から一部工程において生産再開。

<三菱電機パワーデバイス製作所>

○自動車用パワー半導体等を製造する熊本工場（合志市（こうし））が14日（木）夜から稼働停止。5月9日（月）の一部生産再開を目指して活動を展開。

【中小企業等】

○平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害に関して熊本県内全域に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者対策として、①特別相談窓口の設置、②災害復旧貸付の実施、③セーフティネット保証4号（中小企業信用保険法第2条第5項第4号）の実施の決定、④既往債務の返済条件緩和等の対応、⑤小規模企業共済災害時貸付の適用の措置を講じた。

また、窓口における親身な対応や資金の円滑な融通等を要請する通知文書を、中小企業庁及び財務省の連名で、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫に対して、中小企業庁名で全国信用保証協会連合会に対して発出。（4月15日）

5月8日時点での相談窓口への相談件数は、3,412件（5月8日）

○大分県の日本政策金融公庫の支店、商工中金の支店、大分県信用保証協会、大分県の各商工会議所、大分県商工会連合会、大分県中小企業団体中央会の相談窓口体制を整備。商店街については、全国商店街振興組合連合会に整備。（4月18日）

5月8日時点での相談窓口への相談件数は、253件（5月8日）

○下請法上の留意点（Q&A）について、製造局等において所管団体へ周知を実施（4月15日）経済産業大臣名（他省庁所管業界は主務大臣との連名）でも、業界団体代表者（863団体）に対して要請。（4月25日）

○下請取引対策として、全国48か所の「下請かけこみ寺」に「特別相談窓口」を設置（4月18日）。

○中小企業・小規模事業者の状況を直接把握し、その対応策を政府一丸となって進めるため、林経済産業大臣を本部長、鈴木経済産業副大臣を副本部長とする「総合中小企業対策本部」を設置。

・ 中小企業庁次長及び担当課長他2名を現地に向けて派遣。（4月18日）

・ 19日（火）は、熊本県庁に訪問した後、健軍商店街、熊本総合鉄工団地、熊本商工会議所、熊本県商店街振興組合連合会、商工中金熊本支店を視察。20日（水）は熊本県よろず支援拠点、託麻商工会、熊本県信用保証協会、日本政策金融公庫熊本支店、熊本県商工会連合会、熊本県中小企業団体中央会を視察。

- ・視察と同時に、被災地域で利用可能な中小企業者向けの支援策をまとめたハンドブックを現地で配布（4月19日～）。20日夜、他省庁施策も含めた第二版を発行し、支援機関・関係団体等を通じて被災地域に配布。25日、激甚指定を踏まえた施策を追加した第三版を発行。
 - ・中小企業関係機関と、中小企業の被災状況や、被災中小企業救済に係る取組状況、今後取り組むべき施策の在り方等について情報共有と意見交換を行うため、林大臣、鈴木副大臣ご出席の下、「熊本地方地震災害総合中小企業対策本部協議会」を開催。（4月25日）
- 小規模企業共済災害時貸付について、貸付金利の無利子化、貸付限度額の引上げ、償還期間の延長及び据置期間の設定等、危急の事業資金の確保のための支援を拡充。（4月20日）
- （独）中小企業基盤整備機構において、被災中小企業・小規模事業者の経営課題の解決に向けた支援を行うための現地拠点として、「中小企業復興支援センター熊本」をくまもと大学連携インキュベータ内に開設。各種支援策や経営に関する相談に無料で応じる。（4月21日）
- 中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書・報告書（①非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の前提となる認定申請、②同認定に係る年次報告、随時報告、臨時報告、合併報告、株式交換等報告、③同認定に係る贈与者が死亡した場合の確認申請）について、提出期限内に提出できない事業者に対する期限の延長を措置（4月21日）
- 公募中であった、小規模事業者持続化補助金、地域創業促進支援事業、地域・まちなか商業活性化支援事業、中小企業活路開拓調査・実現化事業について、災害救助法適用地域の事業者に対し、公募期間を延長。（4月22日）
- 商工会、商工会議所、中小企業等協同組合、商店街振興組合に対し、法律で義務付けられている総会または総代会の開催について、熊本地震の影響により定款に定める期間内に通常総（代）会を開催することができない場合でも柔軟に対応する旨通知。（4月22日）
- 災害救助法適用地域の事業者には対しては被災状況に応じてきめ細かく弾力的・迅速な対応に努めるよう、共済事業を行う事業協同組合及び協同組合連合会に要請。（4月22日）
- 熊本県よろず支援拠点において、専門家による被災中小企業・小規模事業者の事業回復に向けた特別相談対応（当分の間、土日祝日も受付）を開始。（4月22日）
- 今般の地震が「激甚災害法」に基づく激甚災害に指定されたことを踏まえ、被災中小企業等に対し、①政府系金融機関による災害復旧貸付の金利引下げ、②一般保証とは別枠の災害関係保証の適用といった特例を措置。（4月25日）

- 今般の災害により影響を受けた中小企業に対して、返済猶予への柔軟な対応、提出書類の簡素化、契約手続の迅速化等、更なる負担軽減措置を実施。(4月25日)
- (株)全国商店街支援センターが抱える専門家のうち、九州に拠点を置いている20名程度を、九州地域の商店街に順次派遣し、被災商店街・周辺商店街に対するよろず相談に対応。また専門家の派遣要請にも対応。(4月25日)
- 被災地の中小企業等からのリースの支払猶予や契約期間延長の申込みがあった場合の支払条件変更等の対応について要請する通知文書を、リース事業協会及び日本自動車リース協会連合会に対して発出。(4月25日)
- 大分県からの要請を受け、セーフティネット保証4号の対象地域として、既に指定している熊本県全域に加え、観光業等に影響が大きい大分県全域を追加(4月26日)。(今後、他の九州各県への影響も聞いた上で更なる対策の必要性を検討。)
- 被災地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における一層の受注機会の増大を図るため、各府省や都道府県等に対して配慮を要請。(4月27日)
- 27日付で公募を開始した補助金(海外事業再編戦略推進支援事業、海外ビジネス戦略推進支援事業、ふるさと名物応援事業補助金(地域産業資源活用事業・小売業者等連携支援事業)の2次公募、ふるさと名物応援事業補助金(低未利用資源活用等農商工等連携支援事業)の2次公募、ふるさと名物応援事業補助金(JAPANブランド育成支援事業))について、災害救助法適用地域の事業者に対し、公募期間を延長。(4月27日)
- 小規模事業者経営改善資金(マル経)融資について、商工会、商工会議所の経営指導員が濃密な指導を行うこと等により経営指導期間にかかわらず融資の推薦を行うことなどを実施団体(全国商工会連合会商工会、日本商工会議所)に要請。(4月28日)
- 鈴木副大臣は、別府市及び由布市を訪問し、被害状況を確認するとともに、大分県知事、別府市長、由布市長、観光関係者、中小企業・小規模事業者と意見交換を行った。(5月1日)
- 鹿児島県からの要請を受け、セーフティネット保証4号の対象地域として、既に指定している熊本県及び大分県全域に加えて、鹿児島県全域を追加。(5月6日)
- 林大臣は、熊本県を訪問し、熊本県知事や現地中小企業支援機関と意見交換を行うとともに、商店街や中小企業の被害状況を確認した。(5月7日)
- 熊本県が開始した「ワンストップ特別相談会」に、(独)中小企業基盤整備機構の専門家を派遣し相談に応じることや、被災された中小企業に寄り添った巡回・訪問相談を行うこととした。(5月7日)

○特許庁は、地震の影響に伴う特許出願等に係る救済手続等をHPで周知するとともに、専用の「手続電話相談窓口」(TEL03-3581-1101:内線5000, 5100, 5200)を開設(4月27日18時時点で相談件数18件)。各国・地域の知財庁に対しては、外国出願等の所定の手続や連絡ができなかった日本出願人及び代理人に対する救済措置を要請中(4月21日時点で131庁・機関に要請済み)。HPにおいて、各国における救済措置についての情報を提供(4月21日掲載済み)。(独) I N P I Tの熊本県知財総合支援窓口(※)のサービス業務を再開(4月26日)。それに伴い「臨時知財総合支援窓口」(TEL03-3581-3446)での電話による相談を終了(4月25日)。

※受託先は熊本県工業連合会で、施設は熊本県産業技術センターに入居。

○輸出入に係る許可書等を紛失した者や、当該許可書等の有効期限延長手続を行えない者に対し、交付手続きの弾力的運用(許可書の再発行等)を行う。(4月20日午後に当省貿易管理HPで通知)

※現時点では、許可書等の紛失についての連絡・相談は寄せられていない。

【その他】

○防災連絡会議を設置(4月14日)

○防災連絡会議を開催(4月15日)

○緊急災害対策本部を設置(4月16日)

○熊本県への派遣：経済産業省(本省、九州経済産業局)から熊本県へ29名を派遣(5月9日6:00)

1. 日程及び訪問先

○平成 28 年 5 月 7 日

○熊本県庁、健軍商店街、(株)熊防メタル

2. 訪問概要 (5 月 7 日)

(1) 県庁

< 蒲島熊本県知事との面談 >

○蒲島熊本県知事、村田副知事から、地域産業の早期復旧と事業継続のため、甚大な被害を受けた事業者の復旧再生に対する支援措置や観光シーズンとなる夏場に向けて即効性のある取り組みなど、総合的な支援について要望があった。これを受け、頂いたご要望を含め、できることはすべて行う旨の回答をし、まずは、熊本県が開始した「ワンストップ特別相談会」に中小機構の専門家を派遣し相談に応じることや、被災された中小企業に寄り添った巡回・訪問相談を行うことを発表した。

< 中小企業支援機関との面談 >

○中小企業の被災状況、及び、現地中小企業支援機関の取組状況を確認した。
○要望・ご意見含め、すべての復旧・復興の対応策を俎上に乗せて検討していきたい旨を回答した。また、現地に派遣している経済産業省の職員と連携し、相談や情報収集、そして対策の企画と執行に全力で取り組んでいただきたいと要請を行った。

(2) 健軍商店街

○スーパーマーケットが倒壊した現場を確認した。
また、店舗の外で力強く営業を再開している商店の激励を行ってきた。
○既に、商店街からは賑わいを取り戻すための支援の要望が届いており、どのような支援が可能か検討すると回答した。



健軍商店街

(3) (株)熊防メタル

○今般の地震による、被害状況を確認した。
○事業再生のために必要な設備・施設に対する支援について、支援について検討したい旨、申し上げた。



(株)熊防メタル

平成28年熊本地震についての国土交通省の対応状況

国土交通省の主な対応

(1) 住環境

■ 応急的な住まいの確保等

- ・ 応急仮設住宅：7市町村で796戸の建設に着手（5/9までの累計）
※西原村(にしはらむら)302戸、甲佐町(こうさまち)90戸、益城町(ましきまち)160戸、嘉島町(かしままち)73戸、宇土市(うとし)40戸、宇城市(うきし)60戸、御船町(みふねまち)71戸
- ・ 民間賃貸住宅の空室提供県内で約1,800戸を提供済み（5/6集計）
- ・ 公営住宅等の空室提供：全国で799戸（九州内で734戸）入居決定済み（5/8集計）

■ 二次的避難所の確保

- ・ 旅館・ホテルへの被災者受入れ：5月9日現在、1,646名を受入決定済
- ・ 八代港での民間フェリー「はくおう」：5月8日までに1,515名が利用

■ 建築物、宅地の危険度判定

- ・ 被災建築物：18市町村で52,988件実施（5/7現在）。
※5/5までに面的な判定は完了（県外からの応援も完了）。以後は住民等からの要望に応じた個別の判定を実施
- ・ 被災宅地：5市町村で9,693件実施（5/5現在）

(2) 大規模被災インフラの復旧

■阿蘇大橋地区（斜面对策、国道 57 号・325 号、JR 豊肥（ほうひ）線）

- ・ 阿蘇大橋地区崩壊斜面箇所の斜面安定化と国道 57 号・325 号、JR 豊肥線の一体的な整備に向け、国の技術力の総力を結集して早期復旧・供用を目指す
- ・ 国道 325 号阿蘇大橋の復旧については、本日、直轄代行により実施することを決定
- ・ 直轄砂防により着手した斜面对策の安全かつ迅速な工事実施のために、技術検討会を 5 月 10 日に開催予定
- ・ 国道 57 号の応急復旧のため、工事用進入路の整備中
- ・ 国道 57 号の代替機能強化のため、ボトルネックとなっている交差点の改良工事を実施中

(3) 交通

■道路関係

- ・ 大分自動車道 湯布院（ゆふいん）IC～日出（ひじ）JCT（17km）を、天候次第ではあるが、本日午後にも、一部 2 車線にて一般開放予定。これにより九州内の全ての高速道路が回復

■鉄道関係（運転休止）

- ・ JR九州 豊肥線（肥後大津（ひごおおつ）駅～豊後萩（ぶんごおぎ）駅間）
 - ※被災箇所（阿蘇大橋地区を除く）の調査を終え、現在、復旧方法等を検討中
 - ※バスによる代行輸送
 - ・ 宮地（みやじ）駅～豊後萩駅間：4 月 28 日から当分の間実施
 - ・ 肥後大津駅～宮地駅間：5 月 9 日から当分の間（平日朝夕のみ）実施
- ・ 南阿蘇鉄道 全線
 - ※4 月末に現地調査を実施し、被害箇所を特定。復旧方法等は今後調査予定
 - ※緊急通学バスの運行を南阿蘇村と高森町（たかもりまち）が合同で、5 月 9 日から 1 学期間を目途に実施

■空港関係

- ・熊本空港：現在、旅客便は通常の約8割(60便程度)運航中。

※ターミナルの応急復旧を進め、5月中旬に4つの搭乗ゲートの待合室が使用可能となり、被災前の運航便数に対応可能となる予定

※ターミナルの本格復旧：詳細調査後、熊本県、民間ビル会社等の意向を踏まえ、検討

(4) 熊本城の復旧等

■熊本城の復旧

- ・熊本城の復旧に向けた国土交通省、文化庁、熊本市、熊本県の連絡調整の会議を5月12日に開催予定。
- ・文化庁と連携し、天守閣等の公園施設の復旧を災害復旧事業により支援予定。(文化庁は宇土櫓(うとやぐら)、石垣等の文化財等の復旧を支援予定)

■その他、観光関係

- ・「訪れることが支援になる」との観点から、九州各県の宿泊施設の空室情報につき、観光庁、旅行業協会、主要旅行業者のサイトで提供
- ・文部科学省を通じ、各都道府県の教育委員会に対し、九州方面への修学旅行の取りやめについて、慎重な対応を要請
- ・国内外の旅行者へJNTOのウェブサイト等で引き続き正確な情報を発信
- ・関係省庁と連携して、宿泊業者等に対する必要な資金の融資等の支援に取り組む

市町村支援等

○TEC-FORCE のべ7,829名(5月9日現在128名)

自治体所管施設の被災状況調査を代行。激甚災害指定に係る所要期間の短縮に貢献。

○リエゾン のべ1,291名(5月9日現在47名)

熊本県庁3、熊本市2、益城町3、御船町2、嘉島町2、西原村2、南阿蘇村4、菊池市2、宇土市4、大津町2、阿蘇市2、菊陽町2、甲佐町2、大分県庁2、熊本現対本部9、八代港4

○照明車、対策本部車、衛星通信車等 60台

○海洋環境整備船及び海上保安庁巡視船等 145隻・日 ※熊本、八代等5港

大規模被災インフラの復旧

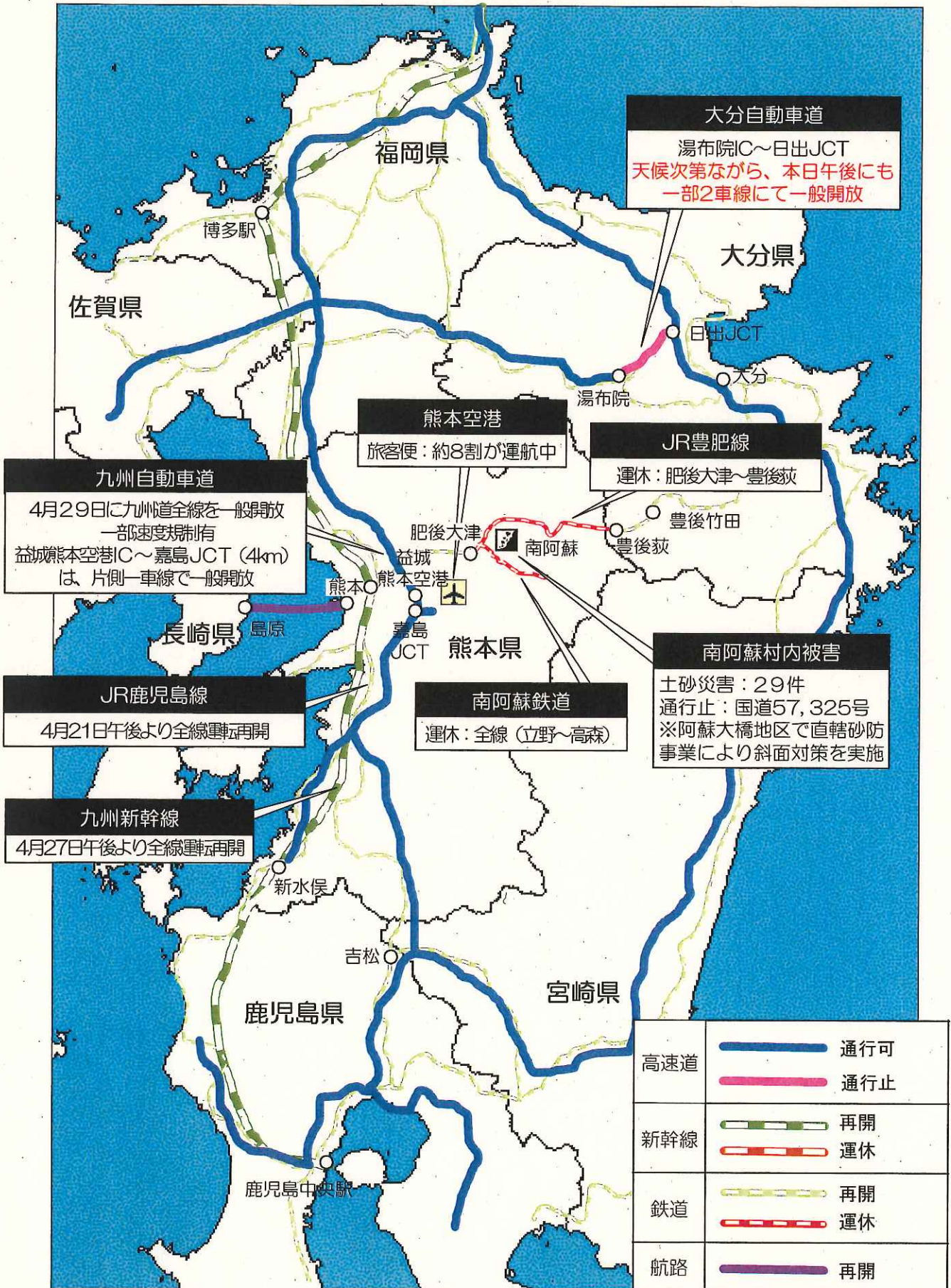


- 直轄砂防による斜面安定化対策に5/5に着手
- 国道325号阿蘇大橋の復旧については、本日、直轄代行により実施することを決定
- 斜面对策の安全かつ迅速な工事实施のために、技術検討会を5/10に開催予定

熊本地方を震源とする地震について

国土交通省関連

※5/9 13:00現在



I. 避難所の確保

II. 応急的な住まいの確保

III. 恒久的な住まいの確保

- ① **一次避難所**
 - ・ 学校、公民館などの公的施設
 - 【342ヶ所13,883人】
- ② **二次避難所**
 - (1) 宿泊施設
1,646名受入決定済 (5/9現在)
 - (2) 船舶 1,515名受入 (5/8現在)

- ① **公営住宅等の空室提供**

熊本県内計：	911戸 (うち入居決定 363戸)
・熊本県	： 153戸 (うち入居決定 62戸)
・熊本市	： 250戸 (うち入居決定250戸)
・その他市町村	： 177戸 (うち入居決定 51戸)
・国家公務員宿舎等	： 262戸 5/6～17受付 5/19結果通知
・雇用促進住宅	： 69戸 5/3～6受付 5/13結果通知
※上記以外に今後、約500戸の供給余力あり	
九州全体計：	4,577戸 (うち入居決定 734戸)
・熊本県以外の九州各県	： 3,123戸 (うち入居決定305戸)
・U R	： 367戸 (うち入居決定 31戸)
・国家公務員宿舎	： 110戸 (うち入居決定 35戸)
・雇用促進住宅	： 66戸 5/3～6受付 5/13結果通知
全 国	： 10,641戸 (うち入居決定 799戸)
・九州以外の都道府県	： 6,064戸 (うち入居決定 65戸)
- ② **民間賃貸住宅の空室提供※**
 - ・県から協力要請を受けた不動産業界団体が無料電話相談窓口を開設 (4/25)
 - ・被災者の申込みを受け順次空室を提供：約1,800戸(5/6集計分)
 - ※応急仮設住宅の要件に該当する者については、借上げ型仮設住宅(いわゆる、みなし仮設)として提供される
- ③ **応急仮設住宅の建設**
 - ・7市町村で796戸の建設に着手 (5/9までの累計)
(西原村302戸、甲佐町90戸、益城町160戸、嘉島町73戸、宇土市40戸、宇城市60戸、御船町71戸)
 - ・8市町村(熊本市、阿蘇市、美里町、大津町、菊陽町、南阿蘇村、山都町、氷川町)においても、建設地、配置計画等を協議中
 - ・UR、地方公共団体職員による建設業務支援(15名体制)

- ・自力での再建・補修等を支援
- ① **被災者生活再建支援金制度**
- ② **住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度**
 - ・電話相談(4/15～)
- ③ **再建・補修等の相談体制の整備**
 - ・電話相談(4/26～)
 - ・専門家の派遣(4/29～)

**被災建築物
応急危険度判定
の実施(4/15～)**

18市町村、52,988件実施
(5/7現在)

※被害が大きい地区や避難所から帰宅できない者が多い地区などを中心に、5/5までに面的な判定は完了(県外からの応援も完了)

※現在は、住民等からの要望に応じた個別の判定を実施

自宅の損傷が軽微な場合は、地域のライフラインの復旧後、帰宅

**自力での再建等が
困難な被災者への
公営住宅の整備**

平成28年熊本地震の環境省関連の対応について

平成28年5月9日

1. 廃棄物対策

支援体制	<p>○環境省九州地方環境事務所による「現地支援チーム」</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 熊本県現地支援チーム(熊本市内) …県内被災地域支援の司令塔(20名規模)➤ 熊本市役所に職員を2名派遣➤ 益城町に職員を1名派遣(5/6から1週間) →同町の支援体制を強化
現在の課題と対応	<p>①し尿処理</p> <p>○収集・処理体制について、概ね整備済</p> <p>②生活ごみ・片付けがれき等の処理</p> <p>○収集・運搬体制</p> <ul style="list-style-type: none">・県外の自治体から「ごみ収集車」を派遣し、4/21から順次支援中(5/9現在、熊本市に51台、益城町に9台の支援など)。・熊本市では、県外自治体に加え、自衛隊(4/28～5/3)、廃棄物処理事業者の協力も得て、市全体の収集・運搬体制を強化するとともに、個別の現場の集積状況等も踏まえつつ、各地の収集作業を実施中。 <p>○処理体制</p> <ul style="list-style-type: none">・県外自治体の協力により、当該自治体の「ごみ処理施設」で4/21から順次受入れ支援中(5/9現在、熊本市のごみを9団体が受入れ支援など)。・熊本市では、被災により停止していた東部環境工場が一部復旧。(5/1から2炉のうち1炉で運転再開)。 <p>③災害廃棄物の処理</p> <p>○家屋等解体に係る財政的支援</p> <ul style="list-style-type: none">・損壊家屋等の解体費用について、全壊に加え、半壊についても災害等廃棄物処理事業費補助金の対象に追加。事務手続き等について関係自治体等に丁寧周知するための説明会を5/10に開催予定。 <p>○処理実行計画策定に係る技術的支援</p> <ul style="list-style-type: none">・損壊家屋等の解体・撤去も含め、今後本格化する災害廃棄物の処理推進に向け、過去の災害対応事例や技術的知見を踏まえ、廃棄物発生量推計や処理フロー等について分析中。近日中に自治体に提示予定。 <p>○仮置場の管理・新設</p> <ul style="list-style-type: none">・連休に入り、ボランティア活動等により、片づけがれきの搬入が増加していることから、仮置場を拡充(5/6時点で54ヶ所)。

2. アスベスト対策

現在の課題と対応	<p>①アスベストの飛散防止について周知</p> <ul style="list-style-type: none">○関係省庁(防衛省等)や熊本県・熊本市などに、応急措置として現場でとるべき行動をまとめた1枚紙を送付(4月18日)。○解体時のアスベスト飛散防止対策について、環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル」(平成19年8月)に沿った対応を行うよう、熊本県・熊本市、大分県・大分市に通知し、熊本県からも県内市町村や関連団体に通知(4月20日)。 <p>②防じんマスクの提供</p> <ul style="list-style-type: none">○(一社)日本アスベスト調査診断協会から、応急危険度判定用として300個の防じんマスクを熊本県に提供。○(公社)日本保安用品協会を通じて、ボランティア、被災住民用に防じんマスク(計12,000枚)を熊本県に送付(4月22日)し、到着を確認(4月25日)。益城町役場及び同町災害ボランティアセンター等で配布開始(4月26日)。○厚生労働省(熊本労働局を通じて防じんマスク等を配布)とも連携。
----------	---

3. 被災ペット対策

支援体制	<p>○ 職員の派遣</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 現地支援(熊本県・熊本市と協力して調査、意見交換)<ul style="list-style-type: none">◆ 環境本省の動物愛護担当者から延べ3名を派遣(4月19日～)◆ 被災ペット対策に関して現地対策本部対応者を1名派遣(4月28日～)
現在の課題と対応	<p>①避難所等における被災ペット対策</p> <ul style="list-style-type: none">○被災者の心のケアの観点から、適切なペット対応の確保<ul style="list-style-type: none">・ 熊本市が避難所再編にあわせてペットの屋内受け入れを可能とするのを支援するため、ペット用ケージ120基を調達し、9日に発送。 <p>②仮設住宅でのペット対策</p> <ul style="list-style-type: none">○ペット同伴可能な仮設住宅の整備を熊本市、益城町に要請し、調整中 <p>③被災ペットの一時預かり等</p> <ul style="list-style-type: none">○熊本県獣医師会「災害救護対策本部」等による活動と連携(4月22日～)<ul style="list-style-type: none">・ 日本獣医師会が診察補助券を被災者に配布(5月～)し、預かりも支援。○熊本市動物愛護センター等と連携した緊急的な一時預かり体制の整備<ul style="list-style-type: none">・ 避難者の健康上の理由等で一時預かりする場合に無償で行う体制を合同で整備し、9日から熊本市動物愛護センターが運用開始。○益城町と連携した一時預かり体制の整備<ul style="list-style-type: none">・ 益城町総合運動公園において指定管理者(YMCA)等とともに、今週末の運用開始目指して、ペットの一時無償預かり施設の整備に9日より着手。

熊本県熊本地方を震源とする地震への対応について

消費者庁
平成 28 年 5 月 9 日

1. 注意喚起

①「自然災害に便乗した悪質商法にご注意ください」を発出（4 月 15 日） [国民生活センター]

○過去の地震災害時に寄せられた相談事例

○消費者へのアドバイス

- ・修理工事等の契約は慎重に。複数の業者から見積もりを取ったり周囲に相談したりして、すぐには決めないこと
- ・被災者への親切心につけこむような怪しい話には乗らないこと
(義捐金は、たしかな団体を通して送るようにしてください)
- ・トラブルにあったとき、不安なときは消費生活センターへ相談を
(消費者ホットライン 188)

②「過去の震災時に寄せられた震災に関係する主な相談例とアドバイス」を公表（4 月 18 日）[消費者庁]

○生活再建に当たって発生し得る、不動産賃貸、工事・建築等のトラブル

③「震災に関する義援金（ぎえんきん）詐欺に御注意ください」を公表（4 月 20 日）[消費者庁]

○過去の震災時に寄せられた、義援金詐欺と疑われる事例

○消費者へのアドバイス

- ・公的機関が各家庭に電話で義援金を求めることはない。当該機関に確認を
- ・納得した上で義援金の寄付を

④「平成 28 年熊本地震に便乗した不審な電話や訪問にご注意ください！」を発出（4 月 21 日）[国民生活センター]

○寄せられた相談事例

- ・ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった
- ・寄付金を求める不審な訪問があった

2. 契約等に関する相談体制の確保

①消費者ホットライン（3桁の共通電話番号 ^{い や や} 188番）における対応

契約、悪質商法等に関するトラブル等で困っている場合の相談を広く受付

- ・ 県・市町村が設置している消費生活センター、消費生活相談窓口以案内

熊本県内において、11の消費生活センター等（八代市、宇土市、宇城市、阿蘇市、大津町、菊陽町、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、高森町）について、消費者ホットラインの接続先を熊本県消費生活センターに変更（益城町は4月15日、その他は4月22日までに対応済）。

※ 熊本県内 45 市町村のうち、5 市町（宇土市、大津町、御船町、嘉島町、益城町）において相談対応が十分に機能していないため、県及び国民生活センターに電話をつなぎ支援（5月9日時点）

- ・ 土日祝日は、（独）国民生活センターに電話をつなぎ、相談対応

②「熊本地震消費者トラブル 110 番（0120-7934-48）」^{なくそうよ 心配}を設置（4月28日より相談受付開始）[国民生活センター]

○震災に関連した消費者トラブルを対象に相談を受け付けるためのフリーダイヤル（通話料無料）を設置

- ・ 開設時間：毎日10時～16時（土日祝日含む）
- ・ 対象地域：九州地方（沖縄県を除く）

○熊本地震の被災地域及び被災者の負担軽減、被災地のニーズ把握を図る。

○相談例

- ・ 住んでいるアパートが地震で壊れたが、このまま家賃を払わなければいけないのか。
- ・ 地震で壊れた屋根の修理工事を「火災保険の保険金で行う」と業者に言われたが、信用して良いか。

（参考）110 番件数

	熊本地震消費者トラブル 110 番
4月28日	53 件
29日	40 件
30日	30 件
5月 1日	23 件
2日	29 件
3日	29 件
4日	25 件

5日	23件
6日	36件
7日	25件
8日	21件
計	334件

③消費生活相談データベースへの早期登録（4月20日）[消費者庁、国民生活センター]

○全国の自治体に

- ・「平成28年熊本地震」に便乗した悪質な商法や義捐金詐欺
- ・その他「平成28年熊本地震」に関連して事業者との間で発生している契約トラブルなどの相談

について、P I O-N E Tへの早期登録を依頼。

※P I O-N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）：消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報を収集するシステム

⇒「指定ワード（熊本地震関連）」の設定により、「平成28年熊本地震」に関する消費生活相談情報を各府省が直接検索可能。

○相談件数：314件

※2016年4月14日以降受付、5月8日までの登録分（指定ワードに「熊本地震関連」が登録された相談を検索）

3. 食品表示制度の弾力的運用

・「平成 28 年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」通知・公表（4月20日、22日）

飲料水及び肉じゃがや介護食等をレトルトに詰めた簡便な調理で飲食可能な食品などが支援物資として多数支給されることを想定。

⇒食品の円滑な供給を図るため、被災地で譲渡及び販売される食品について、アレルギー表示及び消費期限を除き、義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととした。

①アレルギー表示等の取扱いについて

- ・食品アレルギー表示については、アレルギー疾患を有する被災者の方々の健康被害を防止するため、
- ・消費期限については、食中毒による健康被害の発生を防止するため、従来どおり取締りの対象とする取扱いをする旨を農林水産省及び厚生労働省との連名で関係自治体に通知するとともに、公表を行った。（4月22日）

②チラシ「食品を支給・販売する場合の表示に気をつけてください！！」を作成し避難所・小売店舗等に配布。（4月22日）

○表示のない食品を提供する場合の注意点

- ・アレルギー物質を含むかどうか不明な場合は、アレルギー疾患を有する被災者に渡さない。
- ・期限表示が不明な場合は、長期保存を避け、早めに食べるようにする。

1. ボランティアの活動状況 ～社会福祉協議会が運営するボランティアセンターについて～

内閣府

- 一般の個人ボランティアを受け入れて、被災者の支援活動を行うボランティアセンター。
- 被災地の各市町村社会福祉協議会（以下社協）が、行政や県社協、全社協などと連携して開設・運営。

【各ボランティアセンターの状況】

※ 5月7日の参加実績（集計は厚生労働省）

	No.	市町村名	開設日	主な活動内容	参加実績 (単位:人)		No.	市町村名	開設日	主な活動内容	参加実績 (単位:人)	
					5/7	累計					5/7	累計
熊本県	1	菊池市	4/19	家屋の片付け	20	636	9	合志市	4/22	要配慮者の生活復旧	24	662
	2	宇土市	4/19	避難所運営サポート、支援物資仕分けなど	40	2,149	10	菊陽町	4/22	避難所の運営サポート、支援物資の仕分け、被災家屋の片付けなど	0	1,449
	3	宇城市	4/19	避難所運営サポート、支援物資の仕分け、在宅の要配慮者の生活復旧など	118	2,186	11	美里町	4/22		0	182
	4	南阿蘇村	4/20	避難所運営サポート、支援物資の運搬など	206	2,321	12	西原村	4/24	家屋の片付け、子どもの遊び相手など	273	2,604
	5	山都町	4/21		9	163	13	甲佐町	4/25	家屋の片付けなど	43	451
	6	益城町	4/21	避難所運営サポート、支援物資の運搬など	369	8,129	14	阿蘇市	4/26	5/3 で災害ボランティアセンターを閉鎖	0	718
	7	熊本市	4/22	ボランティア依頼のポスティング作業およびセンターの運営支援	742	13,724	15	嘉島町	4/26		46	638
	8	大津町	4/22	避難所の運営支援、清掃活動など	43	1,332	16	御船町	準備中	支援物資の仕分けと運搬など	54	811
大分県	1	由布市	4/20	4/26 で災害ボランティアセンターを閉鎖	0	204	2	竹田町	準備中		-	-

当日参加者人数 1,987 人

累計参加者人数 38,359 人

2. 専門的なノウハウなどを有する NPO/NGO の活動について

○内閣府は、ボランティアによる円滑な被災者支援が行われるよう、行政、社会福祉協議会、JVOAD 準備会やボランティア団体の連携・協働を図っている。政府現地対策要員、熊本県関係課、県社協の連携による円滑な被災者支援のため、定期的に会議を行うことが決定した（毎週月曜日、木曜日 10 時 30 分～）。

- ・熊本県域で活動し、情報共有会議「熊本地震・支援団体火の国会議（以下、「火の国会議」）」に参加する NPO/NGO、民間企業、大学等（以下、NPO 等） 174 団体（活動のための現地調査中の団体含む）
- ・避難所の運営支援や環境改善を行う NPO 等が増えている。「火の国会議」において、一部の地域において避難所運営の担当 NPO 等が決定した。多くの NPO 等が現地調査を終え、具体的な支援活動を開始し、支援が多様化しつつある。

○主なボランティア団体の取組状況

- ・活動事例：熊本グランメッセにて被災者支援を行う NPO が、避難生活者が少しの間だけでもリラックスできるように、屋外に机と椅子を設置し、絵本や雑誌、遊具を集めて木陰でくつろげる「青空文庫」を開始。ゆっくりお茶やコーヒーを飲みながら会話や情報交換ができる場となっており、車中泊の方々の利用が増えてきている（熊本県益城町）。
- ・その他、主な団体の取組状況

上記 174 団体により、調査・アセスメント、医療・レスキュー、避難所（在宅避難所を含む）の生活環境の改善、物資配布・輸送、炊き出し・食事の提供、瓦礫撤去や家屋の清掃、子どもや子育て世代への支援、ボランティア派遣・ボランティアセンター支援、団体間コーディネート、障がい者や高齢者などの要援護者支援、資金助成、外国人などのマイノリティ支援の活動が行われている（JVOAD の分類による）。



木陰で憩える青空文庫 出典：特定非営利活動法人シャプ
ラニール＝市民による海外協力の会

【これは速報であり、数値等は今後も変わることがある】

熊本県熊本地方を震源とする地震について

平成 28 年 5 月 9 日 (10:30) 現在
非 常 災 害 対 策 本 部

1. 地震の概要

- (1) 発生日時 平成28年4月16日 1:25 (本震)
- (2) 震源及び規模 (暫定値)
熊本県熊本地方 (北緯32度45.2分、東経130度45.7分)、深さ12km、マグニチュード7.3
- (3) 震度 (気象庁 5月9日9:00)

【14日21:26以降に発生した震度6弱以上の地震】

14日	21:26	震度7	熊本県熊本
14日	22:07	震度6弱	熊本県熊本
15日	0:03	震度6強	熊本県熊本
16日	1:25	震度7	熊本県熊本
16日	1:45	震度6弱	熊本県熊本
16日	3:55	震度6強	熊本県阿蘇
16日	9:48	震度6弱	熊本県熊本

【震度4以上の地震の発生推移】

14日	21時~24時	12回
15日	0時~24時	12回
16日	0時~24時	45回
17日	0時~24時	11回
18日	0時~24時	5回
19日	0時~24時	4回
20日	0時~24時	1回
21日	0時~24時	2回
22日	0時~24時	1回
23日	0時~24時	0回
24日	0時~24時	0回
25日	0時~24時	1回
26日	0時~24時	0回
27日	0時~24時	0回
28日	0時~24時	3回
29日	0時~24時	1回
30日	0時~24時	0回
5月1日	0時~24時	0回
2日	0時~24時	0回

3日	0時～24時	0回
4日	0時～24時	3回
5日	0時～24時	3回
6日	0時～24時	0回
7日	0時～24時	0回
8日	0時～24時	0回
9日	0時～ 3時	0回
	3時～ 6時	0回
	6時～ 9時	0回

※ 5月9日9時現在、震度1以上を観測する地震が1,347回発生。

2. 九州北部地方の気象状況

【九州北部地方の今後の見通し】（気象庁 5月9日9:00）

- 熊本県・大分県では、今日9日は、前線の影響により雨となっている。
- 明日10日は、前線や低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込むため、局地的に雷を伴った激しい雨が降り、大雨となるおそれ。明日10日6時から明後日11日6時までの24時間雨量は多いところで100ミリから150ミリの見込み。
- 地震により地盤が緩んでいる地域では土砂災害に警戒。落雷や突風にも注意。

3. 政府の対応

(4月14日)

- 21:31 官邸対策室設置、緊急参集チーム招集
- 21:36 総理指示発出
- 21:55 緊急参集チーム協議
- 22:10 非常災害対策本部設置
- 22:13 官房長官会見
- 23:21 第1回非常災害対策本部会議
- 23:25 内閣府情報先遣チーム出発
- 23:55 官房長官会見

(15日)

- 5:59 緊急参集チーム協議
- 7:40 官房長官会見
- 8:08 第2回非常災害対策本部会議
- 10:06 官房長官会見
- 10:40 非常災害現地対策本部設置
- 13:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 16:07 第3回非常災害対策本部会議
- 16:49 官房長官会見
- 17:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(16日)

2:38 総理指示発出
2:38 緊急参集于一△協議
3:28 官房長官会見
5:10 第4回非常災害対策本部会議
5:52 官房長官会見
10:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
11:30 第5回非常災害対策本部会議
12:13 官房長官会見
16:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
18:34 第6回非常災害対策本部会議
19:28 官房長官会見

(17日)

10:58 緊急参集于一△協議
11:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
11:37 第7回非常災害対策本部会議
12:34 官房長官会見
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
17:00 被災者生活支援于一△会合
17:59 緊急参集于一△協議
18:33 第8回非常災害対策本部会議
19:19 官房長官会見

(18日)

11:24 官房長官会見
11:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
15:59 緊急参集于一△協議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
16:34 第9回非常災害対策本部会議
17:43 官房長官会見

(19日)

10:12 官房長官会見
11:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
16:59 第10回非常災害対策本部会議
17:54 官房長官会見

(20日)

11:23 官房長官会見
15:34 第11回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
16:38 官房長官会見

(21日)

11:25 官房長官会見

- 15:04 第12回非常災害対策本部会議
16:19 官房長官会見
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(22日)
10:11 萩生田官房副長官会見
16:05 第13回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
16:53 官房長官会見
(23日) 総理による熊本地震に係る被災状況視察
13:00 第14回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(24日)
09:35 第15回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(25日)
11:11 官房長官会見
16:11 第16回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
17:08 官房長官会見
(26日)
10:10 官房長官会見
14:08 第17回非常災害対策本部会議
16:19 官房長官会見
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(27日)
11:25 萩生田官房副長官会見
11:37 第18回非常災害対策本部会議
16:27 官房長官会見
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(28日)
10:10 官房長官会見
16:00 官房長官会見
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
18:00 第19回非常災害対策本部会議
(29日)
総理による熊本地震に係る被災状況視察
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(30日)
11:05 第20回非常災害対策本部会議
16:20 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(5月1日)

- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
 (2日)
 15:00 第21回非常災害対策本部会議
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
 (4日)
 11:27 第22回非常災害対策本部会議
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
 (6日)
 11:30 第23回非常災害対策本部会議
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
 (9日)
 13:40 第24回非常災害対策本部会議(予定)
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議(予定)

4. 被害等状況(未確認情報を含む)

(1) 人的被害(4月14日からの累計)(消防庁5月9日10:00)

(人)

場 所	死亡	重傷	軽傷
福岡県	0	1	17
佐賀県	0	4	9
熊本県	49	341	1,249
大分県	0	4	22
宮崎県	0	3	5
合計	49	353	1,302

※このほか、震災後における災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により

死亡したと思われる死者数(正式には市町村に設置される審査会を経て決定)18人(熊本県)

※このほか、程度分類未確定な負傷者が58人(熊本県)

【南阿蘇村立野地区阿蘇大橋周辺での活動状況】(警察庁5月9日10:30、消防庁5月9日10:00、防衛省5月9日0:00、国交省5月9日7:00)

警察、消防、自衛隊：熊本県が5月1日に行方不明者捜索の一旦終了を決定

国土交通省：無人重機8台等により作業中

(2) 建物被害 (消防庁 5月9日 10:00)

都道府県名	住宅被害			非住家被害		火災
	全壊	半壊	一部 破損	公共 建物	その他	
	棟	棟	棟	棟	棟	件
山口県			3			
福岡県		1	230		1	
佐賀県						
長崎県			1			
熊本県	2,618	3,964	24,929	219	393	16
大分県		3	1,021		1	
宮崎県		2	20			
合計	2,618	3,970	26,204	219	395	16

※上記住家被害のほか、被害分類未確定な住家被害が、36,127棟

(3) 道路その他被害・復旧状況

● 道路 (国土交通省 5月9日 7:00)

[高速自動車道]

(1 路線)

○ 大分自動車道

【通行止め】

・ 湯布院 IC～日出 JCT

※ 橋梁高所橋部の損傷等の応急復旧の工事が順調に進めば、ゴールデンウィーク明けに一般開放予定。

[国道]

○ 直轄国道

【通行止め】 1 区間

・ 国道 57 号阿蘇大橋地区：斜面崩壊

○ 補助国道

【通行止め】 6 区間

※ 国道 325 号阿蘇大橋崩壊

[県道]

・ 県道通行止め：28 区間

※ 熊本県道 28 号線 (熊本高森線) 俵山トンネル：覆工コンクリート崩落

● 鉄道 (国土交通省 5月9日 7:00)

[新幹線]

【休止路線】 なし

※ 27 日午後より全線で運転再開

[在来線] 運転休止：2 事業者 2 路線

【休止路線】

・ JR 九州：1 路線 豊肥線 (肥後大津～豊後荻)

※バスによる代行輸送

肥後大津～宮地駅間：5月9日から当分の間実施（平日朝夕のみ）

宮地駅～豊後萩駅間：4月28日から当分の間実施

- ・ 南阿蘇鉄道：1路線 高森線（全線）

※緊急通学バスの運行

南阿蘇村と高森町が合同で、5月9日から1学期間を目途に実施

- 空港（国土交通省5月9日7:00）
 - ・ 通常運用（大分、福岡、北九州、佐賀、長崎）
 - ・ 熊本空港：旅客便は通常の約8割運航中
- 河川（国土交通省5月9日7:00）
 - ・ 被害箇所：直轄172箇所、補助322箇所
- 港湾（国土交通省5月9日7:00）
 - ・ 被害箇所：熊本港、八代港、三角港、別府港（応急復旧等により利用上の支障なし）

(4) 避難状況（消防庁5月8日13:30）

- 避難指示 2市2町 194世帯 452人

◆熊本県

市町村	対象世帯数	対象人数	発令日時
宇土市	72	105	確認中
宇城市	12	34	確認中
御船町	108	308	4月24日 17:15
甲佐町	2	5	4月18日 18:10
小計（発令中）	194	452	

- 避難勧告 2市5町1村 4,413世帯 10,892人以上

◆熊本県

市町村	対象世帯数	対象人数	発令日時
熊本市	36	90	4月20日 12:43
	13	確認中	4月21日 3:50
	18	45	4月23日 14:30
	1	確認中	4月25日 18:45
	13	確認中	5月1日 15:10
	2	確認中	5月3日 18時42分

	6	確認中	5月7日 16時5分
合志市	2	3	4月23日 15:23
美里町	69	207	4月22日 8:00
大津町	6	11	4月16日 3:44
菊陽町	76	209	4月22日 7:00
南阿蘇村	2,000	4,694	4月22日 12:08
御船町	139	347	4月16日 22:00
甲佐町	2,032	5,286	4月16日 16:50
小計（発令中）	4,413	10,892 以上	

- 避難所の状況（消防庁 5月9日 10:00）
 - ・ 熊本県：342 箇所、避難者数：13,883 人（5月8日 13:30）
 - ・ 大分県：1 箇所、避難者数：4 人（5月8日 13:30）
- 熊本市内の避難所でノロウイルス陽性 12 名（集団感染ではなく単発事例と考えられる。）（厚生労働省 5月7日）
- エコノミークラス症候群により熊本県内の主要医療機関へ入院を必要とした患者数 49 名（4月14日～5月8日までの累計）（厚生労働省 5月8日 16:00）

(5) 原子力発電所の状況（原子力規制庁 5月9日 10:00）

発電所名 （電力会社）	立地市町村	状況	立地市町村最大震度 （日時）
玄海（九州）	佐賀県玄海町	異常なし	3（4月16日 1:26）
川内（九州）	鹿児島県薩摩川内市	異常なし	4（4月16日 1:26）
伊方（四国）	愛媛県伊方町	異常なし	4（4月16日 1:26）
島根（中国）	島根県松江市	異常なし	3（4月16日 1:26）

(6) ライフライン等の状況

- 電力（経済産業省 5月9日 6:00）
 - ・ 九州電力：停電解消（土砂崩れ等により復旧困難な場所を除く。）
 - ・ 送電が困難となっていた阿蘇市、高森町、南阿蘇村には、全国から手配した電源車の活用により通電していたところ、4月27日に送電線の仮復旧が完了し、4月28日に系統からの電力供給に切り替えを完了。
- ガス（経済産業省 5月9日 6:00）
 - 【西部ガス（都市ガス）】
 - ※ 4月30日 13時40分、熊本市周辺の供給区域における復旧作業を完了

し、家屋倒壊その他の事情により供給再開ができない需要家を除くすべての需要家に対するガスの供給を再開。

【LPガス】

- ・ LPガス充填所:熊本県内にある41箇所の充填所については、すべて営業。
- 石油（コンビナート・SS）（経済産業省5月9日6:00）
 - ・ 熊本県内の全SS（797箇所）のうち、735箇所（9割超）の稼働を確認。中核SS（34箇所）はすべて稼働中。
- 水道（厚生労働省5月9日7:00）
 - ・ 1県4市町村で1,406戸が断水（熊本県：1,406戸）
- 下水道（国土交通省5月9日7:00）
 - ・ 一部施設で被害があるが、機能は確保
- 通信（総務省5月9日6:00）
 - 固定電話
 - ・ 熊本エリア：すべて復旧
 - ・ 特設公衆電話：62台、衛星携帯電話：619台、無料公衆無線LANアクセスポイント：752台、携帯電話充電器（マルチチャージャ）786台を避難所・行政機関に配備。
 - 携帯電話の停波状況：合計3局（携帯電話3局）
携帯電話については、一部の基地局に停波があるものの、隣接局等でのカバーによりサービスは復旧済み。
 - ・ NTTドコモ：すべて復旧
 - ・ KDDI（au）：1局停波（熊本）
 - ・ ソフトバンク：2局停波（熊本）
 - ※ 全ての市町村役場をカバー
 - ※ 避難所における携帯電話による通信の疎通を確認済
- 小売（経済産業省5月9日6:00）
 - ・ 熊本県内のコンビニエンスストア主要3社（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート）の状況：営業中590、休止中4
 - ・ 熊本県内のスーパーマーケット主要4社（イオン、イズミ、サンリブ、西友）の状況：営業中51、休止中6

(7) 医療施設等の状況（厚生労働省4月30日17:00）

- 建物損壊のリスクがある医療施設8箇所、ライフラインに問題がある医療施設0箇所
- ・ 高齢者施設（全1,234施設）：人的被害は14件24名（人命にかかる被害はなく、外傷・転倒・骨折等）。物的被害354施設
 - ・ 障害児・者入所施設、熊本労災特別介護施設等：人的被害なし
 - ・ 児童福祉施設等（全30施設）：人的被害なし。物的被害は15施設

(8) 災害廃棄物関係（環境省5月6日16:30）

- ・ 熊本県内各市町村で災害廃棄物の仮置場が順次設置され（26市町村、合計54箇所カ所）、災害廃棄物を搬入中

- ・ 熊本市、宇土市及び宇城市においては、市内のごみ集積所に災害廃棄物を搬入中
- ・ 熊本県内のごみ処理施設 27 施設のうち 4 施設が稼働停止
4 施設のうち、熊本市東部環境工場については 1/2 炉が復旧

5. 物資・生活支援の状況 (内閣府 5 月 8 日 15:00)

- 飲料・水・毛布等の物資の調達及び被災地への供給について、内閣府に関係省庁が集まって一元的な調整を実施。調達物資について、日本通運鳥栖流通センター（佐賀県鳥栖市）等に搬入した後、各市町村に直接供給を実施中。
- 4 月 17 日から 25 日の 9 日間で約 204 万食を提供。17 日～19 日は、パン、カップ麺など、カロリーを重視した支援を実施。20 日～22 日は、被災者のニーズに応えるべく缶詰やレトルト食品などバリエーションを増やした支援を実施。また、被災自治体からの要請に応じて、米、保存用パンなどを提供。23 日～25 日は、被災者のニーズに応じて、おかずとなる食品や子供・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に約 20 万食を提供。

● 主な供給品目リスト (4 月 17 日～25 日)

食料 約 204 万食	生活用品
(内訳)	(内訳)
パン・おにぎり・パックご飯 約 96 万食	肌着・下着・ソックス 約 20 万枚
カップ麺 約 52 万食	マスク 約 170 万枚
レトルト食品 約 14 万食	ハンドソープ 約 13 万個
ベビーフード 約 1 万食	手指消毒液 約 2 万個
介護食品 約 1 万食	ウェットティッシュ 約 16 万個
缶詰 約 20 万食	ボディシート 約 6 万個
栄養補助食品 約 12 万食	化粧水シート 約 2 万個
ビスケット 約 9 万食	ガスコンロ 約 0.2 万台
ほか、	ガスボンベ 約 0.4 万本
米 約 116t	ビニールシート 約 0.8 万枚
水 約 24 万本	土嚢袋 約 1 万枚
清涼飲料水 約 2 万本	簡易トイレ（便袋含む）約 20 万個
粉ミルク（アレルギー対応含む）約 2 t	仮設トイレ 約 0.1 万個
	トイレ用アタッチメント (和式→洋式) 約 4 百個
	トイレトペーパー 約 7 万ロール

※端数処理のため合計値と合わないことがある。

- 26 日以降は、保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて必要な食品を随時提供。大型連休中のニーズに機動的に対応できるよう、必要な食品を一定量まとめて提供。
- 主な供給品目リスト (4 月 26 日以降)
<食料>
4 月 26 日～5 月 6 日 約 59 万食等

(内訳) パン 約3万食、パックご飯 約11万食、カップ麺 約8万食、レトルト食品 約19万食、缶詰 約16万食、栄養補助食品 約2万食
ほか米 10t、清涼飲料水 約19万本、LL牛乳 約5万本、バナナ 約16万本
※ 5月9日(月)以降は、現地での対応が困難なものについて、具体の要望に応じて個別に提供。

<生活用品>

シャンプー、リンス、歯磨きセット、使い捨てカイロ、土嚢袋などを現地のニーズに合わせて調達

- 「かんぽの宿 阿蘇」において、中広間等を近隣住民に開放し、数百名の避難者を受け入れ。食料・飲料を提供。(総務省 4月23日 09:30)
- 自衛隊による物資輸送2ヶ所(5月8日 毛布100枚・日用品1,007箱・食料品0食・飲料水11,928本)、給食支援14ヶ所(5月8日 3,887食)、給水支援11ヶ所(5月8日 22.9t)、入浴支援15ヶ所(5月8日 3,934名)、医療支援2ヶ所(5月8日 23名)。(防衛省 5月9日 00:00)
- 民間船舶「はくおう」休養施設利用者142人(5月8~5月9日)。(防衛省 5月9日 00:00)
- エコノミークラス症候群対策として益城町に天幕20張の展張支援を実施。(防衛省 5月5日)
- 巡視船艇1隻が給水・入浴支援等を実施(海上保安庁 5月9日 9:30)
- 給水車13台で応急給水を実施(厚生労働省 5月9日 7:00)
- 高齢者や体調不良者等を熊本、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島の旅館・ホテルで1,646名受入決定済(国土交通省 5月9日 7:00)
- 被災者支援システムの整備(総務省 4月30日 06:00)
被災者が必要とする生活用品等を速やかに把握し届けるためのシステム及びタブレットの配備・運用を実施。(4月28日(木)からシステムの本格運用開始。)
- 中小企業対策(経済産業省 4月30日 06:00)
 - ・熊本県・大分県の公的金融機関、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、下請かけこみ寺等に相談窓口を設置。
 - ・公的金融機関による災害復旧貸付・セーフティネット保証4号等を実施。激甚災害指定を受け、金利引下げを行う等更に深堀り。
 - ・小規模事業者持続化補助金を含む公募中の補助金(6件)について公募期間を延長する等、各種手続の柔軟化を実施。

(参考)

- 社会福祉施設に対する福祉人材の応援体制
 - ・4月17日付けで、社会福祉施設への要援護者の受け入れ等に伴う必要な福祉人材の応援体制について自治体・関係団体に対して必要な措置を要請する通知を发出。
 - ・4月22日付けで、社会福祉施設に派遣可能な福祉人材の登録について関係自治体への要請に係る通知を发出。
 - ・4月29日から、派遣可能な福祉人材と施設のニーズのマッチングを開始。
 - ・5月8日時点の各施設からの派遣要望数は98人。これに対し、同日時点で70人を派

遣。

- 社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンター（厚生労働省）
社会福祉協議会が運営し、一般の個人ボランティアを受け入れて、被災者の支援活動を行う災害ボランティアセンターの状況は以下のとおり。

- ・ 4月19日開設 【熊本県】 菊池市（636名）、宇土市（2,149名）、宇城市（2,186名）
- ・ 4月20日開設 【熊本県】 南阿蘇村（2,321名） 【大分県】 由布市（204名）
- ・ 4月21日開設 【熊本県】 山都町（163名）、益城町（8,129名）
- ・ 4月22日開設 【熊本県】 熊本市（13,724名）、美里町（182名）、大津町（1,332名）、合志市（662名）、菊陽町（1,449名）
- ・ 4月24日開設 【熊本県】 西原村（2,604名）
- ・ 4月25日開設 【熊本県】 甲佐町（451名）
- ・ 4月26日開設 【熊本県】 阿蘇市（718名）、嘉島町（638名）
- ・ 4月29日開設 【熊本県】 御船町（811名）

※（ ）内は5月7日までの延べ人数（累計38,359名）。ただし、速報値であり、変動の可能性あり。

上記市町村の災害ボランティアセンターにおける活動人数の合計（直近5日間）

活動日	5/3(火)	5/4(水)	5/5(木)	5/6(金)	5/7(土)
人数	1,207名	3,875名	3,064名	899名	1,987名

- NPO/NGO等のボランティア団体の活動（JVOAD準備会※提供情報）

※JVOAD準備会：全国災害ボランティア支援団体ネットワーク準備会

【活動団体数】（5月8日時点）

- ・ 熊本県域（一部大分県含む）で活動しているNPO/NGO等の連携会議「熊本地震・支援団体火の国会議（以下、「火の国会議」）」に参加するNPO/NGO等（以下、NPO等）支援団体、民間企業、大学等 174団体（活動のための現地調査中の団体含む）

【主な動き】

○行政とNPO等との連携・協働

- ・ 4月27日：県とJVOADが連携し、個人からの支援物資を避難所へ配送する業務を開始。
- ・ 4月28日：政府現地対策要員、熊本県関係課、県社協による「被災者支援に関する関係機関連絡会議」が開催。熊本県庁、NPO等、社協の連携による円滑な被災者支援のため、週2回の定例会議（月曜日、木曜日10時30分～）の開催が決定。
- ・ 5月5日：熊本市内で活動するNPO等など支援団体と熊本市で今後の市内の避難所運営に関する会議が開催された。
- ・ 5月6日：熊本県関係部局、熊本市の協力を得て、「火の国会議」参加NPO等が5月2日～4日（予定）に熊本県内の全ての避難所を対象としたアセスメントを実施し、「火の国会議」参加NPO等が直接調査する避難所については熊本県及び政府現地対策本部に報告した。この結果を受け、火の国会議参加のNPO等が調査後ただちに避難所の生活環境の向上を図る。

○NPO等間の連携・協働

- ・ 4月19日以降、毎日19時に県庁にて火の国会議を実施し、各NPOが実施した車中泊の避難者への聞き取り状況や、被災者及び避難所の状況などの情報共有の他、NPO

等が相互に補完するための調整を行っている（適宜、政府現地対策要員が本会議に参加）。

- ・ 4月25日：火の国会議において、NPO等による災害ボランティアセンター運営支援の地域割りが一部決定。
- ・ 火の国会議参加NPO等により、上記5月2日～4日に協働で熊本県内の全ての避難所を対象としたアセスメントを実施し、5月6日に「火の国会議」参加NPO等が直接調査する避難所については熊本県及び政府現地対策本部に報告した。
- ・ 5月2日火の国会議にて、熊本県弁護士会が作成した災害Q&Aを共有した。必要に応じ被災者へ情報提供する。

6. 各省庁等の派遣状況

(1) 海上保安庁（5月9日9:30）

- ・ 巡視船艇5隻、航空機1機、機動救難士2人

(2) 警察庁（5月9日10:30）

- ・ 警察災害派遣隊204人
- ・ 各県警から派遣された20人の女性警察官及び生活安全部隊「警視庁きずな隊」22人が、避難所等における相談、防犯対策等の活動を実施。
- ・ 被災（不在）家屋における盗難防止を図る特別自動車警ら部隊31台84人を派遣

【被災県体制】

熊本県警察 本部長以下1,900人

(3) 消防庁（5月9日10:00）

- ・ 地元消防機関（消防団を含む）による警戒活動等を実施

(4) 防衛省・自衛隊（5月9日0:00）

- ・ 統合任務部隊（JTF）編成（指揮官：西部方面総監）21,000人活動中
航空機75機、艦艇12隻

(5) 厚生労働省

- ・ 厚生労働省現地対策本部に職員36人を派遣（5月9日7:00）
- ・ 避難所等で活動する医療チーム142隊（5月8日11:00）

(6) 国土交通省（5月9日7:00）

- ・ リエゾン47人（2県12市町村等）
- ・ 緊急災害対策派遣隊等128人（TEC-FORCE127人、専門家1人）
防災ヘリ2機、災害対策用機械等60台

（活動内容：のべ7,829人による自治体所管施設の被害状況調査の代行、土砂災害危険箇所の点検、応急復旧など17市町村において活動中。土砂災害危険箇所（1,155箇所）の緊急点検結果、県管理17河川の被災調査結果、熊本県及び市町村の管理道路等の被災調査結果を熊本県及び関係市町村へ報告）

- ・ 応急危険度判定士を増員して被災建築物の応急危険度判定を実施 18 市町村 52,988 件実施

(7) 総務省 (5月8日 17:00)

- ・ 地方自治体からの派遣リエゾン 1,420 人 (熊本県及び市町村のニーズ把握・調整)

(8) 農林水産省 (5月9日 10:00)

- ・ リエゾン 29 人 (食料供給、農業用施設等の復旧支援等)

(9) 経済産業省 (5月9日 6:00)

- ・ リエゾン 29 人 (電力・ガス・物資供給、中小企業等実態把握)

(10) 環境省 (5月9日 9:00)

- ・ 被災自治体へごみ収集車を派遣

派遣先	台数	人数	派遣元
熊本市	51 台	148 人	福岡市・北九州市・京都市・長崎市・諫早市・佐世保市・大阪市・日南市・伊勢市・岐阜市・延岡市・南島原市・東彼地区保健福祉組合・岡山市・津市・桑名市・名古屋市・静岡市・佐賀市
益城町	9 台	33 人	神戸市
西原村	2 台	4 人	佐賀市
菊池環境 保全組合	3 台	11 人	鹿児島市

(11) 気象庁

- ・ 4月14日 23:37 以降、4月9日 09:00 までに 22 回の記者会見を実施

(12) 原子力規制庁

- ・ 4月18日 10:30 原子力規制委員会 臨時会議開催
- ・ 4月18日 11:23 原子力規制委員会 委員長記者会見